

福島市内公立小学校で発生したいじめ重大事案の調査報告書

令和4年1月19日

福島市いじめ問題対策委員会専門部会

【目次】

はじめに

第1章 本件調査について

- 第1 調査の目的
- 第2 調査の方法
- 第3 調査の経過

第2章 Aさんの学校生活等について

- 第1 前提
- 第2 小学校における学校生活
- 第3 心身の状況

第3章 Aさんに対するいじめの認定

- 第1 いじめの定義
- 第2 事実関係
- 第3 いじめの認定

第4章 重大事態について

- 第1 重大事態の定義
- 第2 重大事態の認定

第5章 いじめと重大事態との関連性

- 第1 重大事態の要因を検討する前提
- 第2 いじめと不登校重大事態との関連性
- 第3 いじめと1号重大事態との関連性

第6章 重大事態に至ったその他の要因の検討

- 第1 担任の指導等
- 第2 その他の要因の検討

第7章 いじめに対する学校の対応

- 第1 学校に求められるいじめ防止等
- 第2 当該校におけるいじめの認知
- 第3 いじめ認知後の当該校の対応
- 第4 結論

第8章 市教委の対応

- 第1 市教委のいじめ防止サポートチームの対応
- 第2 重大事態に関する調査とその説明
- 第3 専門部会での調査に至った経過と検証

第9章 本事例の特性についての考察

- 第1 いじめによる重大事態であることの確認
- 第2 いじめ以外の種々の検討事項が存在すること

第10章 再発防止策をめぐる提言

- 第1 いじめの認知や理解をめぐる教師の視点を変える
- 第2 児童生徒の精神的傷つきについて理解する
- 第3 保護者に寄り添う
- 第4 いじめに対する学校の組織的対応の在り方を再考する
- 第5 医療機関の連携と協力意識を高める
- 第6 卒業後も長期にわたる支援とその体制が必要である
- 第7 いじめ重大事態調査の在り方を再考する
- 第8 市教委に求められるいじめ防止対策への点検項目

【添付資料】

- 1 諮問書
- 2 福島市いじめ防止等に関する条例
- 3 福島市いじめ問題対策委員会規則
- 4 福島市いじめ防止基本方針
- 5 当該校 いじめ防止対策の基本方針
- 6 当該校 いじめ対策委員会 設置要項

はじめに

福島市いじめ問題対策委員会専門部会（以下「専門部会」という。）は、福島市内の公立学校（以下「当該校」という。）で発生したいじめによる重大事態事案について、福島市教育委員会（以下「市教委」という。）より諮問（令和2年12月4日付2教学第1940号・資料1）を受け、令和2年12月4日に本部会が発足し、調査を行うことになった。

本報告書では、いじめ防止対策推進法（以下「推進法」という。）28条1項に基づき、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うとともに、いじめ防止対策に関する当該校と市教委の対応の検証を行った。また、今回の被害児童（男児）（以下「Aさん」という。）及びその両親からの訴えや聴き取りに基づき、Aさんの心身の状況の適切な把握やそれについての当該校の指導等が今回のいじめ重大事態と一定の関わり合いがあると考えたので、その点を検討するとともに、専門部会での調査が開始された経緯についても検証を行った。最後に、いじめ重大事態の再発防止に向けた提言をまとめた。

本調査及び本報告は、これまでのいじめ予防、防止対策への学校設置者や教職員の内省と、これからの児童生徒の理解やいじめの認知、重大事態の意思決定に係る指針になることを望むものである。

調査結果についてはAさん及び両親より意見聴取の機会を経て、本報告書を諮問元である市教委教育長に提出する。

第1章 本件調査について

第1 調査の目的

1 専門部会の設置経緯

専門部会は、令和2年12月4日、福島市いじめ防止等に関する条例（以下「条例」という。資料2）22条に基づく市教委の附属機関として設置された福島市いじめ問題対策委員会において、いじめによる重大事態事案の調査その他の特別の事項を分担させるために置かれた（福島市いじめ問題対策委員会規則5条、資料3）。同日、市教委より会議招集を受け、第1回会議を開催し、その後、調査活動を開始した。

専門部会の目的は、推進法に基づき、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月文部科学省）（以下「ガイドライン」という。）、「不登校重大事態に係る調査の指針」（平成28年3月）等を参照し、いじめによる重大事態事案を調査・検証し、再発防止への提言を発出することである。

2 本部会委員の構成

委員構成は、その選出過程において公平性や中立性が確保され、客観的な調査や検証が行えるように、職能団体や大学等から推薦を受けた者で構成した（表1）。なお、委員構成の一部につきAさん及び両親より疑義が出されたが、調査開始までに時間をかけるべきではないとのAさん及び両親の意向と了解により調査を開始した。

（表1）委員の構成（50音順）

氏名	所属	分野
内海晴美	福島市医師会	医師
佐藤則行	福島県臨床心理士会	臨床心理士
鈴木庸裕	日本福祉大学	学識経験者
藤井和久	福島県弁護士会	弁護士
舟山信悟	福島県社会福祉士会	社会福祉士

第2 調査の方法

1 資料収集・聴き取り・照会等による調査の対象と方法

専門部会は、第1回部会において、市教委より提供された報告書や諸資料を検討した上で調査の方針や方法を確認し、追加資料の収集などを行った。また、当該校の教職員、市教委関係者、両親等への聴き取り調査を行うとともに、市教委への資料提供依頼や医療機関への文書による照会、両親への資料提供依頼を実施し、諸資料を確保した。

Aさんからの聴き取りは、専門部会の調査期間中におけるAさんの心身の状況や両親の意向から、困難であると考え、実現しなかった。しかし、両親を通じてAさんの手記を得たため、資料とした。

なお、Aさん及び両親より聴き取りの要望のあった福島市長、市教委教育長については、調査協力者として依頼を打診したものの了解を得られなかったが、他の聴き取り結果や資料等を参照し、今回のいじめ重大事態の調査に必要な情報が得られたと判断したので、聴き取りはしなかった。また、福島県教育庁県北教育事務所に対する聴き取りの要望もあったが、他の聴き取り結果や資料等を参照し、今回のいじめ重大事態の調査に必要な情報が得られたと判断したので、聴き取りの打診は行わなかった。

2 聴き取り調査の配慮事項

聴き取り調査は、専門部会委員全員あるいは複数委員による対面形式での面談により行った。その際、聴き取り時の配慮事項として、第1に対象者からの了解を得て実施すること、第2に録音の了解を得ること、第3にそれらの反訳（テープ起こし）を専門部会内で行うこととした。

Aさんが受診した医療機関への照会に際しては、Aさん及び両親からの許諾を得て文書により行った。

聴き取り調査や協議、審議には、市教委関係者の同席を禁じ、議事録の作成は専門部会委員が行った。反訳作業は当初、市教委の学校指導課などの調査対象となりうる者とは離れた部署において守秘の下で実施する予定であったが、本事案の特性に鑑み、専門部会委員が分担して行った。

3 元同級生児童の調査について

専門部会では、当初、元同級生児童への聴き取り調査を検討し、その前段階としてアンケート回答書を作成した。しかし、専門部会による調査の前にとられた元同級生児童のアンケートをはじめとする他の資料により事実の確認ができること、相当期間が経過して新たな事実が判明する可能性に乏しいこと、進学した元同級生児童への配慮等から、元同級生児童への聴き取り調査及びアンケート調査は行わないと判断した。また、当該判断につき両親との協議の上、その了解を得た。

第3 調査の経過

専門部会の活動は(表2)に示すとおりである。なお、両親から1度の調査聴き取り、4度の意見交換や経過報告を経て、本報告書の提出に至った。

(表2) 専門部会の活動一覧

日 時	内 容
令和2年 12月4日	第1回福島市いじめ問題対策委員会専門部会(以下当該一覧において「専門部会」という。)

	教育委員会からの報告（諮問） 市民会館
12月10日	第2回専門部会 調査内容・調査対象の検討 WEB 会議
12月19日	第3回専門部会 両親（代理人）との意見交換 市役所
令和3年 1月18日	第4回専門部会 調査内容・調査対象の検討 WEB 会議
1月23日	第5回専門部会 両親（代理人）との意見交換 市役所
1月27日	第6回専門部会 当該校校長、担任教諭（以上当時）からの聴き取り 当該校
1月31日	第7回専門部会 聴き取り内容の検討協議 WEB 会議
2月1日	第8回専門部会 当該校学年主任教諭、学年教諭、養護教諭、スクール カウンセラー（以上当時）からの聴き取り 当該校
2月8日	第9回専門部会 聴き取り調査の検討と協議 WEB 会議
2月9日	第10回専門部会 市教委学校教育課課長、係長（以上当時）からの聴 き取り 市役所
2月10日	第11回専門部会 市教委主幹、当該校教頭（以上当時）からの聴き取 り 市役所
2月22日	第12回専門部会 調査内容をめぐる協議 WEB 会議
3月2日	第13回専門部会 調査内容をめぐる協議 WEB 会議
3月24日	第14回専門部会 調査内容をめぐる協議 WEB 会議
3月28日	第15回専門部会 調査内容をめぐる協議 市役所
3月30日	第16回専門部会 担任教諭（当時）からの聴き取り 市役所

4月6日	第17回専門部会 調査内容をめぐる協議 市役所
4月16日	第18回専門部会 調査内容をめぐる協議 市役所
5月7日	第19回専門部会 調査内容をめぐる協議 市役所
5月12日	第20回専門部会 両親への経過報告に向けた協議 WEB 会議
5月15日	第21回専門部会 両親への経緯説明 市役所
6月2日	第22回専門部会 調査内容をめぐる協議 WEB 会議
6月10日	第23回専門部会 調査内容をめぐる協議 WEB 会議
6月12日	第24回専門部会 両親からの聴き取り 市民会館 WEB 会議
6月18日	第25回専門部会 市教委学校教育課課長（当時）からの聴き取り 福島市教育実践センター
6月28日	第26回専門部会 担任教諭（当時）からの聞き取り 市役所
7月1日	第27回専門部会 調査内容をめぐる協議 市役所
7月6日	第28回専門部会 調査内容をめぐる協議 WEB 会議
7月15日	第29回専門部会 調査内容をめぐる協議 WEB 会議
7月19日	第30回専門部会 調査内容をめぐる協議 WEB 会議
7月26日	第31回専門部会 市教委管理主事（当時）からの聴き取り 調査内容をめぐる協議 市役所
8月4日	第32回専門部会 調査報告書作成のための審議 WEB 会議
8月10日	第33回専門部会 調査報告書作成のための審議 WEB 会議
8月20日	第34回専門部会 調査報告書作成のための審議 WEB 会議

8月27日	第35回専門部会	調査報告書作成のための審議	WEB会議
9月1日	第36回専門部会	調査報告書作成のための審議	福島市内会議室
9月4日	第37回専門部会	調査報告書作成のための審議	WEB会議
9月9日	第38回専門部会	調査報告書作成のための審議	WEB会議
9月16日	第39回専門部会	調査報告書作成のための審議	WEB会議
9月23日	第40回専門部会	調査報告書作成のための審議	WEB会議
12月8日	第41回専門部会	調査報告書作成のための審議	WEB会議
12月16日	第42回専門部会	調査報告書作成のための審議	WEB会議
令和4年 1月6日	第43回専門部会	調査報告書提出前のAさん及び両親との面談 市役所	
1月9日	第44回専門部会	調査報告書作成のための審議	WEB会議

第2章 Aさんの学校生活等について

第1 前提

第3章以下のいじめ重大事態及びそれに関連する事実の認定や検証に先立ち、Aさんの学校生活及び心身の状況を確認することが必要と考えたので、以下のとおりまとめた。

第2 小学校における学校生活

1 1年生～3年生まで

(1) 1年生（平成26年4月～平成27年3月）

Aさんは平成26年4月に当該校に入学する。入学当初は登校をしぶることがあった。慣れないことや新しい場面になじめない傾向があった。

(2) 2年生（平成27年4月～平成28年3月）

個別懇談では、2年次の担任より学習面では着実に向上してきていること、興味を持つと積極的に学ぼうとする姿が見られるようになってきていること、自主学習を頑張る姿をほめていることが伝えられている。生活面では、友達とトラブルになることが少なくなっており、人との関わり方を学んでいることが強く感じられると伝えられている。

(3) 3年生（平成28年4月～平成29年3月）

ア 平成28年5月31日の家庭訪問では、はじめのころはなかなか学級になじめなかったが、最近は友達と一緒に遊んだりできるようになってきたこと、毎日友達とのトラブルはあるが、幸い3年次の担任を慕ってくれているので、「先生、僕を直してね」などと言っていた。母は、Aさんは帰宅すると、毎日3年次の担任の話をし、大好きであることなどを話している。母は、Aさんが学校を休まないと言って2学期はどんなに具合が悪くても登校するなど、今までになかったことに驚いていた。また、指導によって成長しているのがわかるのでどんどん厳しく指導をお願いしたいと3年次の担任に話した。

イ Aさんは、3年次よりスクールカウンセラー（以下「SC」という。なお、本件に登場するSCは全て同一人物である）の相談室に行くようになった。SCは、Aさんは自分の相談ではなく、友達が悩んでいるから相談しやすいSCのところに来てきた、という感じで、友達のことで来室していたようだとその時の様子を話す。「〇〇ちゃん困っているから、先生よろしくね。」というように間を取り持つ仲介屋さんみたいに連れてきていたようだと言っていた。3年次は6月に2回、10月に1回、SCの相談室に行っている記録があり、すべて女子児童の友達を連れてきている。

2 4年生（平成29年4月～平成30年3月）

4年次、母がPTAのクラス役員をしている。4年次の担任によれば、友達とのトラブルは時々あるが、話し合いで解決できていたとのことである。4年次はSCの相談室には行かなかったが、廊下ですれ違う際、SCより「元気？」との問いかけに「元気だよ！」とAさんが応じるやりとりがあった。

平成29年12月の個別懇談では、とても落ち着いてきていること、学習にも集中し

て取組んでいること、ずるをしたり、怠けることが少なくなっていることが4年次の担任から伝えられた。学習面では発言力があり、どの教科でも意欲的に発表していた。友達とのトラブルも少なくなり、友達が困っているとすぐに気づいて声を掛けてくれる優しい面が多々見られた。

母は、3年次からの成長の目覚ましさに驚いており、家で注意することもかなり減ったと話し、特に、人の気持ちをちゃんと考えてわかるようになったことがありがたいと述べている。また、Aさん自身は「4年生は楽しかった」と話している。母も同じく全てが楽しかったようだと言っている。Aさんは、平成29年12月に学童保育において他のクラスの子から意地悪をされたことを4年次の担任に伝えたことがあり、その時は話し合いにより解決し、指導をしたことが母に伝えられた。この時期、Aさんは医者になりたいという夢のために中学受験をすることを決め、学習塾に通った。

平成30年3月6日、Aさんは家に帰ってからめまいや右目がぼやける、右手が動かしくいなどの症状が出て、福島市内のクリニック（耳鼻咽喉科）を受診し、精査目的で市内の病院（以下「市内病院」という）を紹介され、救急外来を受診した。そのため、翌3月7日から3月23日までの間、精査目的にて同病院小児科に入院した（病状の詳細は下記第3のとおり）。児童の記録には、同年3月20日付で偏頭痛の疑いとの診断があり、リハビリ中は同じクラスの児童と会いたがって泣いていること、児童のみんなが手紙等を届けたなどの記載がある。

4年次にS Cの相談室に行った記録はない。

【4年次の出席状況】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
授業日数	17	21	23	13	5	20	22	21	16	18	19	16
出席日数	17	19	22	13	3	16	22	20	14	17	16	4
欠席日数		2	1		2	4		1	2	1	3	12
早退日数												
遅参日数												

※欠席理由：5月、6月は発熱。8月は腹痛、検査。9月は嘔吐2日、胃腸炎2日。11月は嘔吐。12月、1月は発熱。2月は嘔吐2日、発熱1日、3月は検査入院。

3 5年生（平成30年4月～平成31年3月）

5年次への進級にあたり担任が変更となった。同担任（以下「担任」という。）はAさんの5年次及び6年次を受け持っている。

5年次の学校生活及び心身の状況については、下記第3及び次章以降に適宜触れる。Aさんが5年次にS Cの相談室に行った回数は以下のとおりである。

平成30年11月 4回
 12月 3回
 平成31年1月 2回
 2月 2回
 3月 2回

【5年次の出席状況】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
授業日数	16	22	22	14	5	18	23	22	15	18	19	15
出席日数	11	6	17	10	5	17	18	21	14	18	17	14
欠席日数	5	16	5	4		1	5	1	1		2	1
早退日数							1				1	
遅参日数	3		3									

※欠席等理由：4月は頭痛4日、胃痛1日、通院3日。5月は入院6日、頭痛9日、体調不良1日。6月は頭痛6日、腹痛1日、体調不良1日。7月は頭痛2日、発熱2日。9月は頭痛。10月は頭痛2日、通院1日、足の重み3日。11月は発熱。12月は腹痛。2月は祖父の葬儀等。3月は頭痛。

4 6年生（平成31年4月～令和2年3月）

6年次の学校生活及び心身の状況については、下記第3及び次章以降に適宜触れる。Aさんが6年次にSCの相談室に行った回数は以下のとおりである。

令和元年5月	1回
6月	1回
7月	1回
8月	1回
12月	1回
令和2年1月	3回

【6年次の出席状況】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
授業日数	15	20	21	14	7	18	21	21	16	17	18	2
出席日数	15	20	21	14	4	18	20	17	12	13	2	0
欠席日数					3		1	4	4	4	16	2
早退日数	1			1		1	1			2	2	
遅参日数									2	6	2	

※欠席等理由：4月は通院。7月は通院。8月は虫垂炎。9月は通院。10月は通院と発熱。

11月は頭痛。12月は体調不良4日、頭痛2日。1月は頭痛2日、体調不良8日、家事都合3日。2月は家事都合。3月は家事都合。ただし、3月は新型コロナウイルス感染防止のため3月4日から休校。

第3 心身の状況

1 Aさんの心身の状況を調査した理由

専門部会はいじめ重大事態の調査を行うものであり、いじめの対象となった児童の心身の状況を調査することを直接の目的とするものではない。

しかし、本件ではAさんの主に小学校在学時の心身の状況を把握することが、いじめの影響、当該校の対応等の検討や本件調査に基づく提言において重要であると考え、A

さんの両親の了解を得て、調査の目的の範囲内において調査した。

2 小学校在学時の状況

(1) 頭痛等の症状

ア Aさんは4年次の3学期の平成30年3月6日、めまい、右外側半盲、頭痛により福島市内のクリニックを受診し、その後、精査目的で市内病院の救急外来を紹介され受診した。同年3月7日から3月23日までの登校日は検査入院のため欠席した。その際に右上肢の運動障害、右下肢の感覚異常、右外側の視覚異常を認められた。なお、眼窩・眼底所見には異常がなく、脳CT検査にて異常は認められなかった。検査の結果、右上肢の運動障害、右下肢の感覚麻痺が認められ、偏頭痛の疑いとの診断がなされた。

イ Aさんが5年次に進級した後の平成30年4月6日、父はAさんの病状を説明する文書を医学文献添付の上担任に送付して、頭痛やそれに随伴する症状が発症する可能性があることを説明し、服薬等、学校生活での配慮を求めた。平成30年10月も足の重みを訴えて欠席することが多かった。

市内病院小児科では、頭痛の心身相関の可能性を考慮してカウンセリングを導入しているが、Aさんの動機付けが乏しく、短期にて終了した。

ウ 5年次、児童生徒出席個人票によると、頭痛及びその随伴症状と認められる症状により欠席した日数は30日、早退遅参は7日あった。その他、頭痛の症状と関連しない発熱による欠席が3日ある。平成30年5月11日から5月18日は入院による欠席で、5月19日の運動会には参加していない。なお、出席状況の詳細は上記第2の3のとおり。

エ 6年次、児童生徒出席個人票によると、頭痛及びその随伴症状と認められる症状により欠席した日数は12日、早退遅参は7日あった。その他、頭痛の症状と関連しない発熱による欠席が1日ある。令和2年1月28日から同年2月6日までの間、児童生徒出席個人票によると、体調不良（1月28日）もしくは家事都合（1月29日から同月31日、2月3日から同月6日）による早退遅参、欠席が連続して認められる。同年2月7日以降はいじめの訴えにより卒業まで不登校となっている（児童生徒出席個人票には、家事都合の理由で欠席と記載されている。また、同年3月4日以降は新型コロナウイルス感染防止のため休校になっている。）。なお、出席状況の詳細は上記第2の3のとおり。

(2) 学校生活での症状への対応

ア 5年次の平成30年4月9日、Aさんは午前中に通院後、午後から両親付き添いで保健室に登校し、養護教諭と初めて面会した。その時、Aさんは頭痛の発作により体調が悪く、痛みがある、体に力が入らないと訴え、自力歩行が困難となり、車椅子を使用し、トイレも介助が必要な状態であった。保健室で投薬後も症状の改善がなく、同日午後5時以降市内病院を受診した。このとき、母、担任、教頭が病院まで付き添った。

イ 平成30年4月25日、Aさんの両親は、小学校にて校長、教頭、担任と面会し、同年6月に予定されている宿泊学習につき、Aさんの症状に配慮して父が同行す

ることについての協議を行った。結果、父が同行することとなった。

ウ 平成30年6月12日、Aさんは母と共に保健室に登校した。同日も頭痛による随伴症状として右半身に力が入らないことから車椅子に乗り、一部教科と給食などに参加し、それ以外は保健室で過ごした。

3 6年次の令和2年2月7日からの不登校時期の状況

令和2年2月3日、Aさんは小児科主治医にはじめて学校での悩みを打ち明けた。

同年2月18日、小児科受診時に死にたい気持ちを主治医に打ち明け、心身医療科を紹介された。心身医療科初診時カルテには、死にたい気持ちの理由として、「おうちのこと？」という質問に、「首を横に振る」と記載されており、また「学校のこと？」という質問に対して「担任の先生から頭痛いのはうそなんじゃないかと言われた。それがつらい」、「退院してから先生に頭痛くて入院したのはうそだったんでしょ？」と言われた。何回も言われて押されてうなずいてしまった」との記載がある。また「5年生になるくらいの頃からいじめがある。僕がものを取りに行こうとするとわざとらしく遠ざけられる嫌がらせ、暴言言われたり。」と述べており、「いじめ」や担任とのやりとりが希死念慮にいたる理由であると述べている。

同年2月20日、Aさんは、両親と共に当該校を訪問し、校長、教頭、担任と面会した時に、いじめがあったこと、学校のことを考えると死にたい気持ちになることを伝えた。

同年3月2日、Aさんは両親と共に市教委の担当者3名と面会し、いじめや担任の対応について協議した際、「僕が死なないと何も変わらないんだね。」と気持ちを述べた。

同年3月26日、心身医療科受診時に希死念慮が強まっていることが判明し、さらに同日小児科を受診した際、「本日ナイフでお腹を刺そうと思っている」と自殺企図をほめかす発言があったため、小児科主治医同席のもと、心身医療科を再受診した。

4 小学校卒業後の状況

小学校を卒業後も、Aさんは、希死念慮や自殺企図などを繰り返しており、心身医療科に通院し続けている。診察時に語った内容の中には、小学校での出来事について「地獄だった」と語っており、「学校は行きたくなかったけど、受験で出席日数も必要だったから行っていた。」とつらい気持ちを抱えながらも、受験のために我慢して通学していたと述べている。また、「(受験のために我慢していたがいじめのことや担任のことを) 言ってみて、言い間違いみたいな感じで終わらせられていて、謝られていなくて。それに納得できていない」、「結果がでるまでは終わらないと思っている」と述べており、問題が長期化している現状も、現在のAさんの心身の状況に影響を与え続けていることが推測される。

また、Aさんは「学校に行くと以前のことを思い出し、死にたくなる」と訴えており、令和2年6月頃からは進学した私立中学校でも再び不登校傾向となった。そのため中学1年の2学期には出席日数が不足し、進級が危ぶまれる状態となり、私立中学校から公立中学校に転校しなければならないことになった。その間もずっと希死念慮は持続しており、時に突発的、衝動的に著明となる状態であり、臨時の受診も度々みられている。さらに同年9月頃には、死にたいという気持ちを話すと同時に相手を殺

したいという気持ちも訴えるようになり、同年11月19日～27日まで心身医療科に入院する事態にまで及んだ。

第3章 Aさんに対するいじめの認定

第1 いじめの定義

推進法によれば、「いじめ」とは「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」（推進法2条1項、なお、条例2条1号のいじめの定義も推進法と同様。）とされている。このいじめの定義に従い、いじめの事実があったかどうか、以下に検討する。

以下、Aさん以外の児童をBさん、Cさんなどとアルファベットで表記する。

第2 事実関係

1 Bさんとのこと

市教委の調査結果の報告によると、5年次の平成30年11月2日、Aさんと同じクラスのBさんが登校のことで、悪口や言い合いをすることがあったと記載されているが、Aさん及び両親は当該事実を否定しており、具体的事実を認定することはできなかった。

2 女子児童とのこと

Aさんは、5年次の平成30年11月8日、同じクラスの女子児童4名から「ばか」、「きもい」と言われたことを担任に伝えた。

Aさんは担任に伝える前までに「ばか」、「きもい」という言葉を言われたほか、避けるような行動をされたという認識をしている。女子児童4名は、Aさんに「ばか」、「きもい」と言ったことを認めている。当該女子児童は、Aさんがわざとぶつかってきた、触るふりや性的な言動をされたという認識をもっていたことから、以上の言動をAさんに対して行ったと述べている（Aさん及び両親は「触るふり」を行っていないと否定している）。

また、5年次の1学期から6年次の2学期にかけて、上記4名の女子児童の他、同じ部活に所属している6名の女子児童も、Aさんに陰口を言う、避ける、Aさんの机を運ばないなどの行為をした。6名の女子児童はAさんの言動が好きでない、嫌だったなどの理由により上記行為をしたと述べている。

6年次の令和元年12月20日、AさんはSCに「学校に行きたくない」と相談し、その中で「友達によけられたりする、女の子に」、「(男の子が) バカとか、つめたい目でみる」と訴えている。

3 6年次における水道場でのこと

Aさんが6年次の令和元年11月13日、当該校内の水道場でAさんや他の男子児童が使った水道を他の児童が避けるということがあった。現場を目撃したAさんとは別クラスの担任は、Aさんの使った水道が避けられていたと認めている。同クラスのアンケートでは複数の児童からAさんを避けるような行動をしたこと、それを目撃した児童がいたことが判明している。その後の当該校の聞き取りでは、Aさんは特定の部活の女子児童に逃げられるという話をしている。

4 Cさんとのこと

6年次の令和2年1月23日、Aさんは同じクラスのCさんに「じゃま」という言葉を発したところ、Cさんのそれに対する返答の口調が強かったため、Aさんは困って担任に相談したという出来事があった。Cさんは、Aさんとの間でけんかをしたという認識はないが、5年次からAさんの言動をいやだと思ったことがあったと述べている。

5 Dさんとのこと

Aさんと同じクラスのDさんは、5年次及び6年次、お互いに日常的に中指を立てていた。Dさんは6年次の2学期後半、Aさんに対して中指を立てた時、Aさんが背中を指でつついてきてなかなかやめないのので、Aさんに「死ね」という言葉を発した。また、6年次の2学期後半の給食中、Aさんがげっぷを繰り返したことから注意したところ、それでもやめなかったのので、同じ班の児童3名と一緒にAさんに対して「気持ち悪い」と言った。

6 Eさんとのこと

6年次の令和元年6月14日、AさんはSCに「Eさんとの頃ぶつかることが多い」と相談している。令和元年9月から11月にかけて、同じクラスのEさんとAさんは掃除の班が同じで、その分担の交換につき、お互いに乱暴な言葉で言い合いになることがあった。EさんはAさんに対して「ばか」と言い、AさんはEさんに対して「おまえはごみ」と言った。同年11月にAさんとの間でお互いに暴言があり、12月には野球のチームの話で口論になったことがあった。Aさんは6年次の2学期末に書いた作文の中で、Eさんとの出来事について他の児童が止めに来てくれたことについて触れている。

また、令和2年1月31日、AさんはEさんとの間で野球のことで口論になったこと、担任がAさんを謝らせたことが許せないということをSCに伝えていたことが記録されている。

7 Fさんとのこと

6年次の令和元年12月末から翌年1月初め、同じクラスのFさんが「理科の片付けをして」と言っても、Aさんは「いたしません、いたしません。」と言ってやらないので、Aさんに中指を立てた。

なお、上記の4から7で確認されたAさんの行為については、いじめられていたためにやり返した行為が含まれているとのAさん及び両親からの意見がある。

8 毎日の学校生活での出来事

- (1) 担任によれば、Aさんが5年生になって登校を始めた頃からの同クラス児童とのかかわり合いを見ると、表情が硬く、強い口調になることがあり、コミュニケーションの取り方に苦労しているのではないかという印象をもっていたということであった。また、同クラス内ではAさん以外にも他の児童同士で言葉や態度をめぐるトラブルはあり、その中でもAさんが当事者になることが多かったと担任は認識していた。Aさんが他の児童との間でなされるコミュニケーションの中で、互いに口調や態度が悪くなる時があり、一つ一つの言動についてどちらのせいなのか判定できないものは多くあったということである。Aさんは授業中、科目によっては積極的に発言することがあり、担任にもよく話に行ったが、クラスの児童との間で話をすることは少なかったとのことである。

また、担任によれば、休み時間など、担任が見ているところではぎこちなく、どう話していいかということを考えながら友達と接しているような感じを受けたとのことであり、友達のそばで様子を見たり、話しかけることはあったが、そこで盛り上がって話をするという感じではなかったと述べている。ただ、仲のいい友達には自分から野球の話をすることもあった。しかし、担任や他の教師がいない場面になると、本当はもっと仲良くしたいが友達とのコミュニケーションがうまくとれないことから、何かしらの苛立ちや感情をぶつけていたのではないかと担任は感じていた。

- (2) 給食は4～5人のグループで食べていたが、Aさんがグループ内で、自分から話すことはなかったことから、担任は、Aさんだけ何となく浮いている、グループの話の輪に入っていないということを感じていた。そのため、担任は、給食の場面に限らず「最近お友達関係どうかな。」とAさんに尋ね、みんなと溶け込めないことで悩んでいるという話を聞いている。
- (3) Aさんは自身の手記に「毎日ほぼクラスの全員にいじめられたので、どうしようもなくなって、怒ったり、いいかえしたりしました。けど、最後の方はつかれてしまっで。」「先生がいるときにもだし、先生がいないときもやられていた。これも担任に伝えていた。」「毎日、クラスと同級生2～3人以外の人にこのようなことをやられていたことをずっと伝えていました。」と記載している。
- (4) Aさんは、歩いていると同級生や他のクラスの児童から避けられることがあったと両親に話している。これについて両親は、偏頭痛の随伴症状に周囲が驚いていたことも影響しているかもしれないと認識している。

9 その他の出来事

- (1) Aさんは、6年次の令和元年6月10日の生活アンケート（6月）の「あなたは、このごろ同じ人やたくさんの人から、次のようなことをされて、いやな思いをしたことがありましたか。ある人は、どのようなことをされたのか、下の□からえらんで○でかこんでください。」という質問項目に対し、「そのほか」を○で囲み、「○をつけた人は、だれからどんなことをされましたか。」という質問に対して「Gさんに、名前を反対から呼ばれました。」と記載している。

また、「いま、困っていること、気になること、相談したいことなどがありますか。ある人は、どんなことでもよいですので書いてください。」という質問事項に対し「ぼくは、みんなからみとめてもらえるようにこつこつ努力しました。今までやってきたことをもうやらないと心の中で決めました。」と記載している。

- (2) Aさんは、6年次の令和元年11月7日の生活アンケート（11月）の「いま、困っていること、気になること、相談したいことなどがありますか。ある人は、どんなことでもよいですので書いてください。」という質問事項に対し、「友達関係」と記載している。

10 父からのいじめの訴え

Aさんの父の聴き取りからは、5年次の夏休みの時点でAさんは「避けられる」と父に話しており、父はそれについて何度も担任に伝えていと話している。

一方、当該校の記録からは、Aさんの父は、6年次の令和元年12月16日、当該校

に対し、Aさんの頭痛の症状を伝えるとともに「学校でいじめられるから行きたくない。」というAさんの気持ちを伝えたことが記載されている。児童生徒出席個人票によると、同日は体調不良により欠席となっている。

第3 いじめの認定

1 いじめの定義

推進法2条1項のいじめの定義によれば、「心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」とされている。

2 心理的又は物理的な影響を与える行為

- (1) これまでの調査において、身体的に影響を与える、金品をたかる、嫌なことを無理やりさせるなどの事実を認定することはできず、物理的な影響を与える行為は認められない。
- (2) 次に、心理的な影響を与える行為については、仲間はずれ、無視、陰口などが該当しうるが、本件においてそのような行為があったか検討する。

本件では、上記第2の2のとおり、同クラスの複数の女子児童が「ばか」、「きもい」との言葉や陰口を言い、避けるような行動等をしたこと、また、上記第2の3のとおり、水道場において複数の児童がAさんの利用した水道を避けたことは、心理的な影響を与える程度が高い行為であると認められる。

Aさんに対する他の児童の「死ね」、「気持ち悪い」などの言葉や中指を立てるなどの行為については、その経緯にたとえAさんの態度がそれを誘発したことがあったとしても、それ自体心理的な影響を与える行為であることは変わらないといえる。

また、給食中にAさんが自分から友達に話すことはなかったという事実をAさんに対する仲間はずれの行為とただちに評価できるものではないが、上記出来事の前後の関係性からAさんが他の児童にうまく溶け込めない一因となり、他の児童からの言動に、より敏感になっていた可能性は否定できない。

以上、Aさんに対する心理的な影響を与える行為があったと認められる。

3 心身の苦痛を感じさせるものであったか

- (1) 次に、心理的な影響を与える行為がAさんに心身の苦痛を感じさせるものであったかを検討する。まず、「ばか」、「きもい」との言葉や、逃げる、避けるという仲間はずれの行為は、それ自体、通常心身の苦痛を感じさせるものであると評価できる。それに加え、以下の事情が認められる。
- (2) ① Aさんは、5年次の平成30年11月8日、同クラスの複数の女子児童から「ばか」、「きもい」と言われたこと、避けられていることを担任に訴えている。
② また、6年次の令和元年11月7日の生活アンケート（11月）の「いま、困っていること、気になること、相談したいことなどがありますか。」という質問事項に対し、「友達関係」と記載しており、Aさんが友達関係で困っていたことが認められる。
③ 6年次の令和元年11月13日の水道場での出来事に関するアンケートにおい

て、Aさんは「特定の部活の人たちになげられる。」と記載し、令和元年12月19日にAさんが書いたメモ紙には、今困っていることとして「友達関係」と記載されている。

- ④ Aさんは、6年次の令和元年12月20日にSCに「学校に行きたくない」、「友人にやられる」、「友達によけられたりする、女の子に」「(男子が) つめたい目でみる」と訴え、学校に行きたくないと思えるほどの苦痛を感じていた。
- ⑤ 6年次の令和2年1月20日の午前中、担任がAさんの登校を促すために家庭訪問をした時、友達関係についていろいろ悩んでいると言ってAさんは母の前で泣いたことがあった。同日の午後に登校したとき、Aさんは校長や担任の前で「体は大丈夫、学級のこと悩んでいる。」と話した。なお、家庭訪問に関しては、令和元年12月19日、同年12月20日、令和2年1月21日にも行われており、無理に登校を促されることで苦痛を感じたとAさん及び両親は認識している。
- ⑥ 6年次の令和2年1月28日の午前中、母がAさんの不登校の原因について、交友関係の悪化と担任の言動に対する不信感があることを伝えている。また、同日午後、Aさんが母と登校して教頭と面談した際、Aさんは以下のとおり悩みを打ち明けている。

「6年2組の特定の部活女子からさけられている感じがする。」

「自分も友だちに悪口をいっていたので悪いのだが、やめて欲しい。」

「担任にも話をして、友だちにもそれを伝えているが、まだ解決していないのでいやだ。」

「担任とのことでは、男の子が急に自分と他の一人の男の子に怒ってきたとき、相手がいやがるような雰囲気を出してはいたが、自分たちは悪口はいいないのに、担任が相手の肩をもって、自分たちに謝らせようとした。友だちと、謝った方が面倒くさくないと話し、二人とも謝った。それがいやだった。」

- (3) 上記暴言や仲間はずれの内容はAさんをつらい気持ちにさせるに足りるものである。また、Aさんはそのつらい気持ちをたびたび担任やその他の教員等に打ち明けていることから、心身の苦痛は明らかである。

4 いじめの認定に関する結論

以上のとおり、心理的に影響を与える行為が複数存在し、そのことによってAさんは心身の苦痛を感じていたものと判断されることから、いじめがあったと認定できる。

第4章 重大事態について

第1 重大事態の定義

1 推進法の定義

推進法28条は重大事態を以下のとおり定義する。

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（同条1項1号、以下「1号重大事態」という。）。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（同条1項2号、以下「不登校重大事態」という。）。

2 重大事態の意義

いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文科科学大臣決定）（以下「基本方針」という。）によれば、

- (1) 1号重大事態とは、児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合等がこれにあたりとされている。
- (2) 不登校重大事態とは、文科科学省が毎年度実施する「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」において「年度間に連続又は断絶して30日以上欠席」した児童生徒が不登校調査の対象とされていることを踏まえ、年間30日を目安としつつ、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合をいうとされている。
以上の重大事態の意義を踏まえ、それに該当する事実があるか検討する。

第2 重大事態の認定

1 1号重大事態

- (1) Aさんが入院・通院していた市内病院の小児科医師は、6年次の令和2年2月18日の通院時にAさんより死にたい気持ちがあることを聞いた。同日、小児科医師より紹介を受け、同病院の心身医療科を受診した。心身医療科を受診したのはこの時が初めてである。

同年2月20日、Aさんは両親と共に当該校を訪問し、校長や教頭、担任と面談した際、「学校のことを考えると死にたい気持ちになる状態」であることを伝えた。また、同年3月2日の市教委の担当者との面談の際にもAさんは「僕が死なないと何も変わらないんだね。」と話している。

同年3月4日、父は当該校及び市教委に対し、Aさんが何回も自殺を図った旨の連絡を電話で行った。自殺を図った時の状況、その後の状態の詳細については連絡がなかったが、後にAさんの父は実際に自殺行為によって身体に怪我をしたことはないが自殺をしようと思っていると当該校に伝えた。

令和2年3月26日付けの心身医療科医師の診断書によれば、適応障害により情動不安定、希死念慮等が出現していると診断されている。

Aさんの代理人は、令和2年8月19日付書面において、市代理人に対し、同年8月12日にAさんは自殺を図ったが命に別状はない旨の連絡をした。

- (2) 以上、Aさんが卒業までの間に自殺を図ったかどうかは、その時期、経緯、方法、自殺を図った後の状況等の詳細はわからず、児童生徒が自殺を企図した場合にあたることは断定はできない。しかし、医師の診断から、適応障害による情動不安定、希死念慮等が出現していることは認められており、自殺を企図する可能性は十分にあったと判断でき、少なくとも精神性の疾患を発症した場合には該当することから、令和2年3月26日までに1号重大事態の結果が発生したといえる。

また、父の記録から卒業後もたびたび希死念慮を訴え刃物を持ち出し、自殺企図を繰り返したことで、心身医療科へ入院となった経緯があることや、両親より提出された心身医療科外来診療録の写しにもたびたび希死念慮の訴えが記載されていることから、在籍中に生じた1号重大事態はその後も継続して認められる。

2 不登校重大事態

- (1) 6年次の令和2年2月7日、父は当該校に対していじめの存在及び担任の言動の問題を指摘し、同日から3月3日までの間、Aさんは欠席した。同年3月4日から3月23日まで新型コロナウイルス感染防止のため市内の小中学校は休校となった。3月26日に設定された卒業証書の授与日にはAさんは欠席した。
- (2) 連続した不登校期間は令和2年2月7日から同年3月3日までであり、目安となる年間30日の欠席ではない。しかし、児童生徒出席個人票によると、令和2年1月29日から同年2月6日までの間、家事都合による早退遅参、欠席が連続して認められ、これまでの病欠とは異なる記載であることから同期間も実質的に不登校期間と評価することができる。なお、家事都合というのは当該校の記載によるものであるが、文字どおりの「家庭の都合」や「親の意思」による欠席と認めるに足りる事情は見当たらない。むしろ、令和元年12月16日の時点で「いじめにより学校に行きたくない」と申し出ていることから、いじめに関連した心身の不調および欠席と考えるのが相当である。

また、同年3月4日から3月23日の間は、新型コロナウイルス感染防止のために小学校は休校になったことから欠席の扱いになっていない。

しかし、卒業までの間に、いじめに対応した当該校の受け入れ体制や諸条件に変化はないことから、仮に休校になっていなければ、そのまま欠席が継続していたものと容易に推測される。3月26日に設定された卒業証書授与日にもAさんが欠席したことは、それ以前の不登校の理由に対する当該校側の対応改善は見られず、不登校が継続していたであろうことの表れであるといえる。

したがって、令和2年3月26日において不登校重大事態が発生していたと評価できる。

第5章 いじめと重大事態との関連性

第1 重大事態の要因を検討する前提

1 不登校重大事態と1号重大事態の一般的要因

Aさんには不登校重大事態が認められるとともに、適応障害による情動不安定、希死念慮等が出現しており、自殺を企図したことと整合する事情があること、よって1号重大事態の結果が認められることは上記で判断したとおりである。

専門部会では、いじめと重大事態との関連性を検討するにあたり、以下のことに留意した。

一般的に児童の不登校、適応障害や希死念慮の発生の要因については一概にひとつの原因を断定できないことが多く、本件調査においても、その目的、専門部会の権限等から具体的な詳細を明らかにすることは困難である。また、大人にさしかかる成長の途上にある小学校高学年の児童は、家族親族、学校での人間関係、進学を含めた学業等との広範かつ深い交渉が認められ、心理面においても多様な感情を持ち合わせる時期であり、このことはAさんにとっても例外ではない。このことから、Aさんの不安の感情や苦痛についても様々な原因があることは否定できず、したがって、特に適応障害や希死念慮を生じさせた理由についても、唯一の原因を見いだすことは困難である。

2 いじめとの関連性の調査

しかしながら、専門部会はいじめ重大事態の調査を行うものであることから、いじめと重大事態との関連性を以下のとおり検討判断する。なお、本件調査に至る経緯やAさん及び両親の意向に鑑み、Aさんが不安や苦痛を感じる原因となった事情がいじめ以外にもあったかどうかについても検討すべきと考え、第6章にて検討判断した。

第2 いじめと不登校重大事態との関連性

1 不登校が1号重大事態より先行して発生していること

1号重大事態が発生する前に不登校が生じていることから、まず不登校重大事態といじめとの間に関連性が認められるかどうかを検討する。

2 いじめによる不登校

(1) いじめがあったことについては第3章で認定したところであるが、不登校が始まった6年次の令和2年2月7日の直前の時期において以下のような事実が認められる。

- ① 令和元年11月13日、当該校内の水道場でAさんや他の男子児童が使った水道を他の児童が避けるという出来事があった。この出来事に関するアンケートにおいて、Aさんは「特定の部活の人たちになげられる。」と記載している。
- ② 令和元年12月16日、Aさんの父は、当該校に対し「学校でいじめられるから行きたくない。」というAさんの気持ちを伝えた。
- ③ 令和元年12月19日にAさんが書いたメモ紙には、今困っていることの1つとして「友達関係」と記載されている。
- ④ 令和元年12月20日、AさんはSCに「学校に行きたくない」、「友人にやられる」、「友達によけられたりする、女の子に」「(男子が) つめたい目でみる」と訴え、学校に行きたくないと述べている。

- ⑤ 令和2年1月20日の午前中、担任がAさんの登校を促すために家庭訪問をした際、友達関係についていろいろ悩んでいると言ってAさんは母の前で泣いたことがあった。同日の午後に登校したとき、Aさんは校長や担任の前で「体は大丈夫、学級のことで悩んでいる。」と話している。
- ⑥ 令和元年12月から令和2年1月までの間、Aさんは頭痛による欠席だけでなく体調不良による欠席や遅参が目立ち、担任が家庭訪問や電話連絡をしても友達関係などの悩みにより登校を拒否することがあった。
- ⑦ 令和2年1月28日の午前中、母は教頭に、担任の対応と友達関係の悪化を理由にAさんが学校に行きたくないと話していることを伝えている。同日午後、Aさんが母と登校して教頭と面談した際、Aさんは、特定の部活の女子から避けられている感じがすること、友達から悪口を言われていること、担任や友だちにも伝えているが解決していないことがいやなこと、友達とのトラブルのとき担任が相手の肩を持ち謝らせようとしたことを話している。
- ⑧ 児童生徒出席個人票によると、令和2年1月28日に体調不良により遅参登校して以降、同年1月29日から2月6日まで家事都合により欠席となり、2月7日以降不登校になっている。

同年1月29日以降は家事都合による欠席となっており、頭痛や体調不良との記載はない。直近のAさんの欠席の経緯からすると、体調不良を理由にするものではなく、Aさんや両親が指摘する友達関係に由来する欠席であることが推測できる（なお、家事都合というのは当該校の記載によるものであるが、文字どおりの「家庭の都合」や「親の意思」による欠席と認めるに足りる事情はないことは上記のとおりである。）。

- (2) 第3章で認定したとおり、遅くとも5年次の2学期までにAさんに対する暴言や仲間はずれが認められたが、それから1年以上経過してもなおAさんは仲間はずれなどの対象になっていることで悩んでいる。日々の学校生活においても、いずれがそのきっかけを作ったかはともかく、Aさんと他の児童との間で言葉遣いや行動に関するトラブルは多く、それによってAさんが心身の苦痛を感じていたことは容易に推測される。

AさんがSCや担任、母の前でも友達から仲間はずれにされているなどの悩みを打ち明け、時に泣きながら訴えていることは心身の苦痛の大きさを物語っており、その出来事と近接した時期である令和2年1月下旬から頭痛や体調不良とは異なる理由で欠席が継続したまま、2月7日の不登校を迎えたことからすれば、その原因にいじめがあることは明らかである。

3 いじめによる不登校重大事態

- (1) 次に、不登校が相当期間継続していることがいじめを原因にするものであるかどうかを検討する。

令和2年2月7日以降、以下の事実が認められる。

- ① 令和2年2月20日、Aさんは、両親と共に当該校を訪問し、校長、教頭、担任と面会した時に、いじめがあったこと、学校のことを考えると死にたい気持ちにな

ることを伝えた。なお、いじめがあったことについては父から担任に複数回伝えて
いると述べていることは上記のとおりである。

② 令和2年3月2日、Aさんは両親と共に市教委の担当者3名と面会し、いじめや
担任の対応について協議した際、「僕が死なないと何も変わらないんだね。」と気持
ちを述べている。

③ 不登校の間、Aさんの両親は、当該校や市教委との間でいじめの事実や担任の対
応に関して重大事態として第三者委員会での調査を求めるための協議を行って
いたが、平行線のまま解決しなかった。

一方、当該校での友達関係の改善を目指した対応や、Aさんが安心して登校する
ことができるための具体的な方策等が協議された形跡はなく、Aさんの本質的な悩
みの改善はなされず、不登校の原因の解消や軽減には至っていない。

④ 令和2年3月26日付けの診断書には、適応障害の病名により、情動不安定、希
死念慮等が出現しているとあり、その原因として学校生活における不適応が考え
られるとの記載があり、学校での状況が症状に関連していると指摘されている。
これらのことから、他の児童等との関係やいじめが少なからず関連し、不登校につ
ながっていることは明らかである。

(2) 以上のとおり、いじめが認知された後も、友達関係の改善はなされておらず、改善
に向かいつつあるという事実もない。Aさんがいじめによる苦痛から回復したと評価
できる事情はなく、むしろ当該校と両親の信頼関係がなくなったまま登校を実現す
るための方策を失い、希死念慮をうかがわせる言動に至るまで悪化しているものとい
える。そうすると、不登校重大事態はいじめによるものであると判断できる。

第3 いじめと1号重大事態との関連性

1 医療記録による希死念慮の理由

(1) Aさんの担当の市内病院小児科医師からの回答によれば、令和2年2月18日の通
院時に、Aさんは医師に対し、死にたい気持ちがあることを伝えた。この時が本件調
査の資料の上で最初に認められる希死念慮である。上記同日、Aさんは小児科医師の
紹介により同病院心身医療科を初めて受診した。以後、心身医療科には1週間から2
週間に1回の頻度で通院していた。

(2) 心身医療科医師の初診時、Aさんは「担任の先生から、頭痛いのが嘘なんじゃない
かと言われた。それがつらい。」「退院してから先生に『頭痛くて入院したのは嘘だ
ったんでしょ。』と言われた。何回も言われて、押されて頷いてしまった。」(原文マ
マ)と話している。また、初診時のカルテに「5年生になるくらいの頃からいじめが
ある。僕がものをとりたにいとわざとらしく遠ざけられる嫌がらせ、暴言言
われたり。」(原文ママ)とAさんの発言の記載がある。

また、「死にたい」という本人の気持ちについて、Aさんは「学校の今まで2年間
言われてきたこと。4年生の時は担任の先生もいい人だったけど、だんだん心が崩
れてきて、人に言えなかった。5年生の時に担任が替わって、こういったことがあ
って。学校が何も変わってくれない。」(原文ママ)と話している。

- (3) また、Aさんは、心身医療科医師から学校での友達関係について問われたところ「仲がいいのは、クラスの人よりは近所の人」と回答し、不登校になっていることについては「思い出して辛い。」とし、「学校には行きたい」（しかし、「学校に行けない」という趣旨に理解できる）と回答している。
- (4) 心身医療科医師は適応障害と診断し、学校生活の不適応が原因だと判断している（令和2年3月26日付け診断書）。また、情動不安定、希死念慮等の理由も学校での状況が要因であると判断している。

2 いじめによる1号重大事態

- (1) 本件では、Aさんのいじめによる不登校が遅くとも令和2年2月7日に始まり、当該不登校期間中の不安や苦痛により同月18日に小児科や心身医療科を受診している。このような経緯や不登校と受診との時間的な接着性からすると、受診の原因となる不安や苦痛がいじめによるものであることは明らかである。
- (2) また、Aさんは「5年生になるくらいの頃からいじめがある。僕がものをとりにいこうとするとわざとらしく遠ざけられる嫌がらせ、暴言言われたり。」（原文ママ）と医師に話しており、Aさんの訴えるいじめの内容は本件調査によって認定できるいじめの時期や内容と同じものであり、第三者的な立場にある医師に対して訴えていることは、いじめによる苦痛やその大きさが裏付けられているものといえる。
- (3) 不登校が開始した令和2年2月7日の直前の時期には、遅くとも5年次の2学期までに発覚したクラス内での暴言や仲間はずれのいじめが、1年以上経過した令和2年2月までに解消された形跡はないことから、Aさんのいじめによる孤立感、友達となじめない不安感は日々増大していたといえる。

また、Aさんは4年次の終わりに頭痛等で入院し、5年次にクラス児童や担任が替わった後も6月中旬頃までは頭痛による入院や通院で登校はできない状態であった。そうすると、Aさんは自身の体調面でも多大な苦労をしながら登校をしていたことが容易に推測され、それに加え、同クラスに溶け込むことについても他の児童より時期的なハンデがあったとうかがえる。このような状況の中で、Aさんが同クラスの他の児童と比較して言葉や態度のトラブルが多かったことは、そのトラブルの原因にかかわらず、Aさんにとって大きな心理的な負担になっていたことが認められる。

- (4) 心身医療科医師は、Aさんを適応障害と診断し、学校生活の不適応がその原因だと判断している。また、同医師は、Aさんが「学校の今まで2年間言われてきたこと。4年生の時は担任の先生もいい人だったけど、だんだん心が崩れてきて、人に言えなかった。5年生の時に担任が替わって、こういったことがあって。学校が何も変わってくれない。」（原文ママ）ことが希死念慮の原因であると述べたことから、「学校での状況が要因と考えられる。」と判断している。以上は、専門家かつ第三者的な立場にある医師の判断であり十分尊重すべきである。

また、「学校生活での不適応」ということが、Aさんが医師に対して述べたクラスでの暴言や避けるなどの仲間はずれの行為がその要因に含まれることは明らかである。

(5) 以上検討したところによると、Aさんの適応障害や希死念慮の主要な要因はいじめによるものであり、1号重大事態はいじめによるものであると判断できる。

ただし、「学校生活での不適應」は必ずしもクラス内でのいじめに限らないことはその表現から認められ、上記のとおり、Aさん自身も医師に対して、いじめのみならず、担任の言動や当該校の対応の問題点を指摘していることは留意されるべきである。

「学校生活での不適應」に含まれる担任の言動や当該校の対応については、Aさんやその両親の指摘があることから、第6章以下において、重大事態の要因となったかどうかを検討判断する。

第6章 重大事態に至ったその他の要因の検討

第1 担任の指導等

1 Aさんの両親の主張

- (1) Aさんの不登校が始まった令和2年2月7日、当該校にてAさんの両親、校長、教頭と面談した際、両親は、以前よりAさんが他の児童からいじめられ、担任から偏頭痛は「ウソ」とであると決めつけられ、Aさんが精神的苦痛を受けていることを主張した。また、それ以前の令和2年1月28日、母が教頭に対し、いじめの他にAさんの頭痛に関する担任の言動が不登校の原因になっていると伝えていた。

さらに、不登校期間におけるAさん及び両親と当該校、市教委との面談や電話協議においても、いじめの他に担任の言動の問題性が指摘されている。

- (2) Aさん及び両親は、担任がAさんの言動を「ウソ」という言葉を用いて指導したと認識し、当該指導がAさんや両親の心を深く傷つけ、今回の重大事態につながったとの主張がなされているので、この点についても以下に検討判断する。

2 頭痛等の症状

第2章のとおり、Aさんの頭痛は医学的裏付けがある。また、頭痛及びその随伴症状と認められる事態が保健室で発生したこと、入院や通院をしたことによる欠席が5年次、6年次に相当期間あったことが認められることも第2章で確認したとおりである。

3 頭痛に関するSCとのやりとりとその指導

- (1) 頭痛に関してAさんが話した内容につき、当該校の記録で初めて出てくるのは5年次の平成30年11月5日のSCの記録である。AさんがSCの相談室に来たのは3年次の平成29年1月23日以来である。

以下のSCとの面談記録の記載内容は、SCからの聴き取りにおいても同旨が述べられている。

- (2) 5年次の平成30年11月5日、AさんはSCとの面談において、平成30年3月や5月に頭痛で入院していたことの話の中で、「偏頭痛をオーバーに言ったため入院になった。」と話したとの記録がある。これに対し、SCは「もしかしてお母さんにやさしくしてもらいたいためにオーバーに言ったのでは」と言い、Aさんは「そう、入院中に一緒に泊まっていた。」と答えたとされている。
- (3) 5年次の平成30年11月12日、Aさんは、頭痛により病院に行ったこと、市内病院のカウンセリングを受けないようにした、という旨をSCに伝えたと記録されている。この記録中に「担任の先生から聞くところによると、お母さんに『オーバー』について、お母さんからことわってもらったよう。」(原文ママ)と担任から聞いたことのSCのメモがある。また、Aさんが当該校に登校する途中で不審者に追いかけられたなどとの話があり、それにつきSCは「それは大変だったね。お母さんにはウソをいってしまったのね。」「『ウソ』を言い続けると大変なことになるからこの辺でやめないとね。」「『ウソつきはどろぼうの始まりって本当?』を読み、いろいろ話し合う。」と返答した旨の記載がある。さらに、SCは「母親の気をひくため、痛いところを作り『ウソ』をついているよう。」とメモをしており、Aさんがウソをついていることを前提に、その指導をしていたものと捉えられる。

また、『ウソつきはどろぼうの始まりって本当?』という児童の指導冊子がSCの記録に綴られており、これに基づきSCは指導を行っていた。

- (4) 5年次の平成30年11月19日午後、母とSCは面談を行い、SCはAさんがSCにこれまで話してくれたことを母に伝えた。その他、以前にAさんが不審者に追いかけられたことについても真実ではなかったこと、Aさんは母から優しい言葉をかけてもらいたかったことなどの会話をし、Aさんが母に言いたいことを話せたのでよかった、というやり取りがあったとのことである。
- (5) 5年次の平成30年12月17日、AさんはSCに対し、頭痛やその他のことについてもウソをついていたということを話し、SCは、ウソはいけないことであり、違うことで両親の気をむけてもらうこと、と指導したとの記録がある。
- (6) 5年次の平成31年1月21日、AさんはSCに対し、ウソはつかないという約束を守っている旨伝え、SCは、それは大事なことであるとの話をした。
- (7) 5年次の平成31年1月21日以降、AさんはたびたびSCと面談し、令和元年12月20日にAさんが「学校に行きたくない」と相談するまでの約11か月間、Aさんのウソに関するSCの記録はなく、その話題はなかったものと思われる。Aさんのいじめに関する話題は令和元年12月20日のSCとの面談までは出てきておらず、頭痛の他、Aさんからたびたび家庭のことに対する話題がなされている。
- (8) SCは担任との間で面談内容の逐一を共有しているわけではなく、深い話しはしていないというが、SCの記録の表現で、病状を「オーバー」に言うことについては担任からも聞いていた。
- (9) 以上、SCは、頭痛や症状その他の出来事について、Aさんの言葉からウソを言う、もしくは真実以上に「オーバー」に言うという認識を持って指導に当たっていた事実が認められる。

4 頭痛に関する担任とのやりとりとその指導

- (1) 担任によれば、Aさんが5年生であった平成30年秋頃から、Aさんは症状がないのに症状があるように言ったり、症状を少しオーバーに言ってしまうことがあったという。症状を偽ったり、オーバーに言うことは要するにウソになるものの、Aさんがそのようなことを言うことで自分を責めることになると考え、ウソを言わないようにするための指導をしたとのことである。

また、担任によれば、指導にあたってはウソという言葉は使用しておらず、「マイナスチケット」という担任が独自に作った言葉を用いたとのことである。すなわち、「ウソを言ってしまったね。」という表現をせず、「マイナスチケットを使ってしまったね。」という表現で指導したとのことである。校長は、「マイナスチケット」という言葉は担任がAさんに気を遣って用いた言葉であると理解している。SCは「マイナスチケット」という言葉を知らず、カウンセリングにあたり用いたことはないとのことである。

- (2) 5年次の平成30年12月、担任は、病状をオーバーに言ってしまったこと、体調がそこまで悪いわけではないということをAさんが直接両親に話したという認識を持ったことから、Aさんとともに当該校内の教頭や養護教諭等を回り、Aさんに「(体

調のことに関し) これまで心配かけてすみませんでした。」という内容の報告を一緒にに行った。

養護教諭は、Aさんの上記行為を、病状をオーバーに言った又は病状はうそだったことについて、これまで対応した教員等に迷惑をかけたという報告と今後は気持ちを切り替えていくという決意をしたものだと受け止めた。教頭は、Aさんに頭痛等の症状があったことから、それがウソであるという確信はなかったが、これまで心配をかけたと思われる人に担任と共に挨拶に来たという認識で受け止め、その時のAさんは神妙な顔つきで、いやいや連れてこられたという感じはしなかったと述べている。

- (3) 担任によれば、5年次の平成30年12月頃から「マイナスチケット」という言葉を用いることはなくなったと述べている。

一方、Aさん及び両親は平成30年12月以降も「マイナスチケット」や「ウソ」という言葉を利用した指導をされたと述べている。

- (4) 担任は、Aさんが「マイナスチケット」を使用する理由について、学級生活や学習の不安、家庭の悩みが原因であると推測している。

5 担任の言動のまとめ

Aさん及び両親によれば、担任は頭痛等が「ウソ」とであるという言葉を用いてAさんを指導し、両親にも「ウソ」という言葉を使ったと認識している。一方、担任によれば「マイナスチケット」という言葉を用いてAさんを指導した事実はあるものの、「ウソ」という言葉をAさんにも両親にも使っていないと認識している。

担任が「ウソ」という言葉を用いて指導した事実があったかどうか明確に認定できるだけの資料はない(なお、SCの記録には「ウソ」という言葉で指導したと思われる記載や資料があることは上記のとおりである。)

しかし、「マイナスチケット」という言葉を用いて指導した事実は、Aさんの頭痛の症状やその訴えを正確に捉えていないという点及びAさんにマイナスイメージの評価を与える点において、仮に「ウソ」という言葉を用いて指導した場合と大きな違いはない。現実、担任は「マイナスチケット」という言葉を「ウソ」(オーバーな表現を含む)の言い換えで用いていたと述べている。さらに、上記担任の指導の他、SCの相談室での記録や当該校の当該指導に対する見方からも、一連の指導について、「ウソ」という言葉で指導されたこととAさんが認識したことは理解できる。

次に、上記担任等の指導によってAさんの精神的苦痛につながったとするAさん及び両親の指摘があることから、この点を以下検討する。

6 担任等の言動と重大事態との関連性

- (1) 「マイナスチケット」という言葉を用いた担任の指導の妥当性を学校内で議論された形跡はない。仮に、Aさんがウソやオーバーに言うことがあったとしても、なぜオーバーに言う必要があったのか、その時のAさんの気持ちはどうであったか、いじめやトラブルがあると認識していたAさんが真に訴えたいことは何であったのかを理解し把握しようとする行動や、さらにそのことを教職員間で共有吟味する過程は認められない。校長は「マイナスチケット」という言葉を用いた担任の指導について、A

さんに気を遣ったものであるとの認識を述べているが、そもそも「ウソ」を「マイナスチケット」と言い換えて指導する意義は明確ではない。しかし、当該指導について異論を述べる教員やSCはいなかった。

医学的根拠のある頭痛や症状についてのAさんの言動を「マイナスチケット」として指導してきた経過がある一方、トラブルやいじめの当事者になることが多かったAさんの言動の真意を推測し、当該校での対応が求められるいじめの原因追求や対処に生かしていたと認めるに足りる事実はない。むしろ、結果的にいじめ問題と向き合うきっかけを遅らせてしまうことになったと言える。

- (2) Aさんは「マイナスチケット」という言葉で指導された当初から苦痛に感じていたのかどうかはわからない。

しかし、Aさんの認識では「ウソ」という言葉で指導されたと受け止めており、医学的な裏付けがある自分の病状を担当から「ウソ」だと指摘されたと感じるのは苦痛の程度としては大きい。また、いじめによる苦痛が積み重なっていたAさんにとって、担任からの「マイナスチケット」をめぐる指導が、いじめ等も含めて本当のことを理解してもらえていないと感じることにつながり、また自分の思いが伝わっていないと感じて二重に苦しんだと考えられる。Aさんは、心身医療科の主治医に対し、いじめの事実のほか担任の当該指導についても精神的に傷ついたと訴えていることはそれを裏付けている。

- (3) 担任によれば「マイナスチケット」を用いた指導がなされたのは5年次の平成30年12月頃までとされており、それから1年以上経過した後には不登校等の原因になると考えるのは困難であるという見方があるかもしれない。

しかし、仮に当該指導がこの時期までだったとしても、いじめや仲間はずれはその後にも改善されていなかった事実があり、当該指導やそれを容認した当該校側の対応がAさんの思いや訴えに真摯に耳を傾けることを阻害していたと見ることができる。そうすると、当該指導が上記認定したいじめと合わせて、不登校重大事態や1号重大事態の一因となった可能性を否定することはできない。

第2 その他の要因の検討

1 資料等による事実

- (1) 資料や聴き取りによると、当該校側は、不登校や体調不良の理由はAさんの家庭が原因であるとの認識をもっていたと認められるので、この点も以下のとおり検討する。

なお、本件調査は家庭問題の有無やそれと重大事態の結果とのつながりの有無を検討することを直接の目的とするものではないが、聴き取りの結果や資料から当該校側が家庭の問題を指摘していると認められることから、当該校側のいじめ対応を検証する上で必要かつ相当な範囲で家庭に関する事実を調査し、検討したものである。

- (2) 6年次の令和元年12月16日の児童の記録によると、父から当該校でのいじめの事実を伝えられた際、父は「家庭が落ち着かないこと、母親に大変気を遣うこと」を聞いたと記載されている。また、同年12月19日の児童の記録によれば、Aさんは「お父さん、お母さんのけんかのことで悩んでいることをわかってほしい。お母さん

にとても気を遣う。学校のことにも悩んでいる。家が平和になればうれしい。」と話したとされている。さらに、翌12月20日のSCの記録には、Aさんは「家の事、前からずーっといっていたんだけど、父、母の仲が悪く、すぐわかれるという。」「たとえば、母が父にテーブルをふいてないとか、ぼくにもそういう。そして口げんかになり、ねてしまったり、家を出ていったりする。ぼくは、母のごきげんをとってしまおう。」「お母さん犬好きなので、犬をゲージから出したりする。お母さん、ぼくとけんかしても、すぐねてしまおう。」(以上原文ママ)との記載がある。

- (3) また、遡って5年次のSCの記録によると、平成30年11月5日、SCの「もしかしてお母さんにやさしくしてもらいたいために(偏頭痛を)オーバーに言ったのでは。」との質問に対し、Aさんは「そう、入院中一緒に泊まっていた。」との記載があり、同年11月19日には、母が子犬に話しかける言葉のように「ぼくもそのようにしてほしい」とAさんが言っていたこと、母もそれを受けてさびしさを解消するような対応をしたいと述べた旨の話をしたとの記載がある。
- (4) さらに、当該校関係者複数からの聴取によれば、いずれも家庭の問題がAさんの悩みの原因になっているのではないかと認識をしていることがうかがえた。

2 専門部会での判断

- (1) 専門部会は重大事態の調査をするとしても、あくまでいじめ重大事態の調査であるから、いじめからことさら離れてその原因を調査することは権限の範囲を超え、現実的にも調査能力に限界がある。

児童は基本的に家庭と学校という範囲で生活していることを考えると、学校は、児童から家庭での悩みを打ち明けられた場合には、それに寄り添い、学校や家庭での生活を安心して送ることができるような配慮を求められるのは言うまでもない。

しかし、学校はいじめ等の学校内での問題に適切に対応することは求められても、家庭問題を調査し把握する権限や体制が整っているわけではなく、その対応に限界があることは留意されるべきである。さらに、児童に学校内の問題と家庭内の問題とが併存している場合には、学校は第一に学校での問題を適切に把握し対応することが肝要であり、そこをなおざりにしてはいけないことは言うまでもないし、家庭に問題があることを理由に学校内の問題を見落としたり軽視したりすることがあってはならないのも当然である。

- (2) 本件において、Aさんが担任やSCに家庭の問題を話題にし、それについて悩みを打ち明けたことはあったものと認められる。

しかし、Aさんがどれほどの深刻さをもって家庭の問題を話していたのか明らかではない。5年次にはSCの質問に答える形で母に優しくしてほしいという要望を述べたことはあったが、不登校や身体の不調の要因になるまでの問題が家庭にあったと認められるとまではいえない。6年次には、両親が喧嘩して別れるなどというやりとりがあったことや家が平和になればうれしいなどの言葉は見受けられるものの、家庭内の具体的な問題点が指摘されているわけではなく、それについてAさんの気持ちの詳細は不明である。当該校関係者複数からの聴き取りによっても家庭内での具体的な問題やそれに対するAさんの気持ちは判明しなかった。Aさんは心身医療科主治医に対し

て、いじめや担任の言動等についての悩みを打ち明け、それが現在の症状の原因であると述べているが、家庭の問題については話をしていない。5年次以降の登校状況を見ても、家庭での悩みを担任やS Cに打ち明けた前後にそれを理由とする欠席等は見当たらない。

両親からの聴き取りによれば、一般的にありうる夫婦喧嘩はあったものの、離婚などに至る深刻な喧嘩をしたことはなく、それによってAさんが傷つくような事態はなかったとのことである。

6年次の令和元年12月の児童の記録等には5年次と比較してより具体化した家庭の問題が指摘されており、令和2年2月7日からの不登校時期に近接していることから、不登校等の原因となる悩みの理由になっているのとの見方もありうる。

しかし、上記のとおり、Aさんの家庭の問題に関して打ち明けた内容や両親からの聴取内容から、通常ありうる夫婦喧嘩の範囲を超える家庭内の問題があったのかどうかは不明であり、それについてのAさんの気持ちの詳細も不明であることから、不登校等の原因となる悩みの理由になっていると判断することはできない。

- (3) 担任が、Aさんからたびたび家庭の問題を打ち明けられたことから、それに悩んでいたと認識したことは傾聴の結果であり、それ自体は評価できるものである。

しかし、担任が家庭内の問題をどのように捉え、どのように対応すべきかを丁寧に吟味した事実は見当たらない。このことは学校が家庭内の問題に介入していくことの限界を示すものと言える。また、当該校が、Aさんが自分の病状について「オーバー」に言い、それに対して「マイナスチケット」という言葉で指導してきた経緯と家庭内の問題につき悩みを打ち明けてきたこととの関係について、Aさんの思いを分析して指導にあたった形跡はない。一方、悩みの原因が児童同士のトラブルやいじめと評価される行為によるものとせず、家庭の問題に由来すると判断した理由も明らかでない。

- (4) 専門部会は、家庭の問題の調査権限や能力に限界があることから、事実関係の詳細は不明であると言わざるを得ないが、本件重大事態の調査報告において、これ以上の事実調査は必要ないと判断した。

一方で、Aさんが家庭において一定の悩みを感じていたことを否定することもできない。家庭内の問題に関するAさんの気持ちの詳細は不明であるが、当該校側にたびたび訴えていた記録が残っていることには十分留意し、今後のAさんへの対応に当たるのが重要である。

3 その他の要因の検討

資料や当該校関係者の聴き取りによると、Aさんの不登校は中学受験に失敗したことが大きな原因ではないかと指摘するものが複数あった。令和元年12月に中学校の受験に失敗し、その時期に家庭の問題等のAさんの悩みが大きくなっているというものである。

Aさんの将来の職業への希望や学習に専念してきた経緯に鑑みると、中学校の受験に失敗したのは相当な精神的負担であったと容易に推測される。

しかし、Aさんはそれ以降も学習を継続し、令和2年1月に別の中学受験に合格して

進学を決めている。また、Aさんは受験の失敗を担任やS Cに報告しているものの、不登校につながるような精神的負担を打ち明けてはいない。さらに、令和2年2月7日から開始した不登校の時期と受験の失敗の時期が重なっているとは言えず、別の中学受験に合格して進学を決めていたことからしても、不登校の原因となる理由を中学受験の失敗に求めることはできない。

ただし、Aさんの中学受験という試練に伴う負担やその合否にかかる精神的動揺が認められることは容易に推測され、当時、いじめ等による苦痛もあった中で中学進学に向けて出席日数を確保すべき状況にあったことは、さらに負担が大きかったと考えられる。また、上記のとおり、特に同時期に家庭の問題を打ち明けていた事実とも相まって、今後の対応には配慮を要するものである。

第7章 いじめに対する学校の対応

第1 学校に求められるいじめ防止等

1 推進法、条例の概要

- (1) 推進法第3章「基本的施策」において、学校におけるいじめ防止のための施策、同法第4章「いじめの防止等に関する措置」において、学校におけるいじめの防止等の措置が規定されているが、本件に特に関わる部分は以下のとおりである。
- (2) 推進法16条によれば「いじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。」とされ、いじめの早期発見のための措置（同条1項）及び「いじめに係る相談を行うことができる体制を整備する」こと（同条3項）が求められている。
- (3) また、推進法23条によれば、学校の教職員等は「児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるもの」（同条1項）とされ、学校は「通報をうけたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。」（同条2項）とされている。また、学校は「いじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。」（同条3項）とされ、このような「支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。」（同条5項）とされている。
- (4) 条例においても、推進法の上記規定と同旨の規定が置かれている（条例13条、14条、17条）。

2 福島市いじめ防止基本方針等

- (1) 推進法12条及び条例10条の規定に基づき、福島市いじめ防止基本方針（以下「市の基本方針」という。資料4（全文））が策定され、いじめの防止等のために学校が実施すべき施策（同15頁以下）の中で、いじめの早期発見、いじめに対する措置、いじめ解消の判断等の項目を設け、具体的な取組や措置を規定している。
- (2) 推進法13条及び条例11条の規定に基づき、当該校ではいじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）が策定され、いじめの未然防止、早期発見、早期対応等を規定している。

第2 当該校におけるいじめの認知

1 早期発見のための対応

- (1) 6月、11月、2月をいじめ防止月間と定め生活アンケート、教育相談などを実施

し、いじめを早期発見するための対応をしている。その他、学校生活の振り返りカードや用紙を配布して児童から回答を求めていた。

(2) 担任のいじめの認知

5年次からAさんが他の児童との間でいじめと認定できる行為が行われていた。両親への聞き取りからは、Aさんが5年次の夏休みの夏期講習の頃から、すでに友人に避けられる、無視されるという訴えはあったとのことである。この時点ではAさんもいじめという表現は使っていなかった。担任は、把握できたものに関しては「いじめ」ではなく、お互いの衝突という双方向の行為によって起こる「日常のトラブル」と認識し、Aさん及び他の児童に対して指導を行っていたと話している。

「いじめ対策に係る事例集」(平成30年9月、文部科学省)によれば、「双方向の行為がある事案」のケースについて、「児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する」とのコメントが記載されている。したがって、5年次からのお互いの衝突による「日常のトラブル」であったとしても、いじめに該当する可能性を考慮しておく必要があった。

(3) 6年次のアンケートにおいてAさんは友達関係に悩んでいるとかがえる記載をしているが、これについて特段の対応をしているわけではなく、いじめ発生の可能性を含めた対応をしているわけではない。

6年次の令和元年11月13日の水道場のトラブルについては、同日(発覚した日)と約1か月後の12月11日に学級において口頭での指導及びアンケートを実施する対応をしていたことは記録から確認できる。このような対応は取られていたが、担任はここについても「日常のトラブル」との認識があり、ここまでで「いじめ」という記載は確認できない。

この出来事はアンケートの実施という特別な対応が必要と考えられたトラブルであり、アンケート結果からも、Aさんを含めた数名の名前が確認されていることから、「いじめ」と認識して対応することが適切であった。この時点で「いじめ」として認知されていれば、同事例集の「組織のないいじめの認知」(その1)にあるように、学校いじめ対策組織や保護者に、早い段階で状況を伝えることが可能となり、その後の連携などがスムーズになったのではないかと考えられる。

担任はトラブルと認識したその都度、指導等の対応はしていたが、「いじめの認知」という点においては不十分な点があった。担任は、5年次のクラス内ではAさん以外にも他の児童同士で言葉や態度をめぐるトラブルのようなものはあったが、その中でもAさんが当事者になることが多かったという認識であり、また、給食中もAさんがクラスの児童に溶け込めないでいるという認識もあった。

しかし、当該校では、Aさんが他の児童同士で言葉や態度をめぐるトラブルが多いという印象はあったものの、それをいじめと評価していた形跡はない。ある児童の言葉や態度が悪い時に、それを受けた他の児童が言い返す、やり返すことは単にトラブルと評価しており、その結果として児童が受ける心理的影響について慎重に捉え、指導する意識は低かった。

(4) 以上のとおり、当該校はアンケート等を適宜利用していじめ発見に努め、また、担

任も児童に目を配ってクラス内での雰囲気や児童の特性を把握しようとしていたことまでは否定できない。

しかし、一見トラブルに見える児童同士の言動について、その受け止める側の被害の感情に思いを致していじめを把握しようとする意識に乏しかったことから、結果的にいじめの早期発見が困難になっていたことが認められる。これはAさんに対するいじめの認識やそれに対する対応が遅れた原因になっていると考えられる。

2 トラブル等を認知した後の対応

- (1) Aさんが5年次と6年次に、同じクラスの女子児童の複数名から「ばか」、「きもい」と暴言や陰口を言われ、仲間はずれにされていた事態に対し、担任は、女子児童にAさんとの関係改善に向けた指導や言葉遣いについて気をつけるように指導し、互いに謝罪させるなどした。

しかし、このようないじめがあり、Aさんがアンケート等に記載して女子児童から避けられていることを訴えているにもかかわらず、当該校内での組織的な対応には至っていない。5年次の平成30年11月8日の女子児童4名からの「ばか、きもい」という暴言についても、担任は当初Aさんの言動がそれを誘発したものだとして認識するとともに、それが性的な内容であったため、児童や保護者の心情に配慮して双方の保護者に伝えなかったとされている。また、校長にも報告がなかった。この出来事も当時はいじめと評価されていない。

- (2) Aさんが6年次の令和元年11月13日、当該校内の水道場でAさんや他の男子児童が使った水道を他の児童が避けるということがあり、振り返りカードにより、Aさんは「特定の部活の人たちに逃げられる」と記載した。担任は学級全体に指導したとするが、ここでもいじめとして認知し、当該校で組織的な対応はしていない。これまでと同様、児童同士のトラブルとして扱っている。

同カードにはAさんが他の児童に強い口調でいろいろ言ったこと、Aさん自身も前に暴言を言ったことが記載されており、お互いの問題点を指摘する形になっているが、当該校はトラブルをお互い様と捉え、その被害性に着目することが見落とされた可能性がある。

- (3) その他、第3章におけるいじめの認定であげた事実についてもいじめと評価して当該校で対応した事実は認められず、両親への報告はなく、また校長に口頭報告することはあっても基本的に担任の個別的な指導に委ねられていた。
- (4) 以上、いじめに該当する事実を把握しながら、それを児童同士の「トラブル」等と捉え、いじめと評価して対応しておらず、当該校内で共有したり両親に報告するなどしてAさんを継続的に支援したり、関係者に必要な指導がなされた形跡はない。

3 両親からいじめの訴えがあった後の対応

- (1) 6年次の令和元年12月16日、父は担任に対し、Aさんがいじめられていることから学校に行きたくないと言っていることを伝えた。Aさんの両親が担任に明確にいじめの事実を伝えたのはこれが初めてである。これに対し、担任は学校でのAさんの様子や他の児童とのトラブルは続いていること、指導を行っていることを伝えるとともに、Aさんが悩んだことには寄り添っていききたいと話した。

しかし、担任が校長などの管理職に報告したのは父から訴えを受けた当日ではなく、12月末である。また、報告内容はAさんに対するいじめがあるという内容ではなく、児童間のトラブルがあるという内容であり、かつAさんが「いじめがあるから学校に行きたくない」と訴えていると父から連絡があったことも伝えていない。

担任は、Aさんと他の児童との間で「お互いに傷つけ合う言葉のやりとり」があり指導中であると父にも説明しているように、「お互い様」であるという認識をしたために、いじめと評価する視点を失い、結果、いじめの事実や父からの連絡があった事実も管理職に報告しなかったものと思われる。

その結果、当該校はいじめの訴えを把握することなく、組織的な対応をすることはなかった。

- (2) 上記のとおり、担任はいじめと評価される事実を認識しているにもかかわらず、いじめと評価して管理職や両親に報告するなどして対応してきた経緯がない。今回、父からの訴えがあってもなお、それを校長などに伝えることなく、これまでと同様にトラブルとして評価し、いじめの対応には至っていない。仮に、これまでのAさんと他の児童との言動をめぐるトラブルをいじめと評価していなかったとしても、父の訴えを契機に事実関係を振り返り、その時点で改めていじめに該当する事実や経緯等を当該校内で調査検討すれば、Aさんへの適切な支援、他の児童への適切な指導が可能であったといえる。

学校がいじめの事実を保護者からの訴えによって初めて認識するという事態は少なくない。だからこそ、児童と日々密接な関係にある保護者からのいじめの訴えは、学校側が知らない事実や児童の現状を正確に伝えている可能性が高いものであり、それを端緒にいじめの事実確認を行ってその後の対応を行うことは極めて重要である。

本件では、担任はこれまでAさんが他の児童とのトラブルが多かったということも少なくとも認識していたのであるから、両親からのいじめの訴えについては、より深刻に捉えて対応することが求められていたといえる。

次に、6年次の令和元年12月16日以降の学校の対応を見ていく。

- (3) 令和元年12月19日、Aさんの「学校に行きたくない」という訴えに対し、担任は友人間のトラブルと判断したことから家庭訪問を行い、登校を促した。Aさんは当初は登校しぶりをしてしたが、午後より登校している。同日、Aさんは「父母のことで悩んでいる」と話しているが、同時に「学校のことで悩んでいる」とも話している。

しかし、当該校はやはりいじめという認識には至っていない。

令和元年12月20日、頭痛にて欠席との連絡があったが、担任が家庭訪問をし、その後登校した。当日、AさんはSCに「学校に行きたくない」と訴え、「女の子によけられる」ことや「男の子にばかとか、冷たい目で見られる」と話したが、担任との詳しい情報の共有はなされないまま「いじめ」という認知はなされていない。

この頃、学級経営誌や父からの電話の内容などから、教頭は「いじめ」があるのかもしれないという認識をもったが、担任が適切に指導していると考え、いじめ問題

として学校対応をするには至らなかった。

令和2年1月20日、「本人の足が動かない」と母より電話があり、担任が家庭訪問を行ったところ、Aさんは母を前にして「いろいろ嫌だったの」と泣きじゃくることがあった。担任は以前より聞いていたAさんの家庭内の悩みの問題もあり、親子でゆっくり話ができるといいと考え、学校に戻ったため、その後のAさんの様子や「いろいろ嫌だった。」という内容の詳細については把握していない。また、Aさんが語った「いろいろ嫌だった。」という内容に学校内での問題やいじめも含まれているのではないかと考えるには及んではない。翌21日も欠席の連絡があり、担任がAさんを迎えに行くが、Aさんは泣きながら「行かない」と拒否している。

その後もAさんの体調不良などが続き、令和2年1月28日、両親より教頭あてに、不登校の原因は「交友関係の悪化と担任教諭の言動への不信感である」と話しがあり、その対応として、当該校は別室登校と担任と接触しないことを提案した。

この段階でも、当該校は交友関係の悪化を「トラブル」と捉え、「いじめ」であることの認識は希薄であり、「いじめ」の事実の確認や解決策の模索を行っている形跡はみられない。

以上のように、両親からのいじめの訴えがあった後も、Aさんから「いじめ」をうかがわせる悩みが認められているにもかかわらず、「友人間のトラブル」と解釈し、双方あるいは学級全体に対しての指導をするにとどまり、Aさんの気持ちに焦点をあてた支援や対応等はなされていない。

- (4) 保護者からのいじめの訴えは、自分の子どものことを思う真摯なものであるから、それが傾聴され、しかるべき対応がとられるのでなければその信頼がなくなることは明らかである。

Aさんが不登校を開始する令和2年2月7日の段階で、両親は当該校に対し、重大事態として対応して欲しいという希望を伝えた。また、同年2月20日、Aさんの両親は再度当該校を訪問し、当該校に対する信頼を失い、当該校が行ういじめ調査も信頼することができないとして、第三者委員会での調査を求めるに至っている。

前年12月16日にいじめの訴えをした父が、それから1か月以上もいじめに対する対応も報告もなく、Aさん自身のいじめをうかがわせる苦しみを理解した形跡もなかったことから、その時点で当該校そのものや当該校が行ういじめの調査に不信感を抱くのは十分理解できるものである。

- (5) 令和2年2月7日の不登校開始以前において、上記のとおり、当該校のいじめ対応は誤っており、この時点でいじめによるAさんの心身への影響や両親の不信感は拡大しており、今後のいじめ問題を深刻化させたものということができる。

4 不登校が開始した後の対応

令和2年2月7日、Aさんの両親は当該校を訪問し、いじめを理由に登校できない旨を校長と教頭に伝えた。

当該校は、同日、市教委に報告し、市教委より速やかに対応するように指導を受けた。

2月7日以降、Aさんは当該校を卒業するまで不登校が続いた。当該校がいじめを認知した後の対応は第3以下で検討する。

第3 いじめ認知後の当該校の対応

1 校長の対応

校長は、令和2年2月10日付けで、Aさんの父あてに手紙を送り、「Aさんにとってもつらい思いをさせてしまっていたこと、心からお詫びいたします。」という冒頭文に続き、概要以下のとおり伝えた。

「○Aさんが登校できないでいるのは、学級でのいじめが原因となっていること

○重大事態であり、緊急性が高いこと

○2月7日にお話をうかがった後、すぐに市教委に報告し、早急に対応する旨を伝え、市教委からもAさんのことを一番に考え、速やかに対応するように指導を受けたこと

○本日、2月10日には、本校のいじめ防止基本方針に則り校内委員会を開き、Aさんがいじめのために登校できないでいることを確認し、以下のように解決に向けて行動していくこと

○いじめに関係する児童への聞き取りを進め、事実確認をすること

○事実に基づき学級の子どもたちに、Aさんの苦しさとその原因がいじめであったこと、今後仲良くしていくことについて指導をするため、全体指導を行うこと

○Aさんにご両親のご了解がいただければ、速やかに保護者会を開き、保護者の皆様とともに、いじめが再発しないようにしていくこと

○Aさんの辛さや不安の軽減に向けて、市教委に依頼し、カウンセラー等の派遣を要請すること

また、校長も担任も、Aさんにご両親のお心を傷つけ辛い思いをさせてしまったことを深く反省し、ぜひ、お詫びと今後の対応についてお話をさせていただきたい。」と伝えた。

2 いじめ対策委員会とその活動

(1) いじめ対策委員会

当該校は、令和2年2月10日以降、以下のとおりいじめ対策委員会を開催し、いじめ対応について協議した。

いじめ対策委員会は、学校基本方針に基づきいじめ防止及び対応のため設置する組織の一つで、校外委員（学校評議員）及び校内委員（校長、教頭、教務、生徒指導主事）で構成し、校外委員は、年2回の定例会を実施するとしている（資料5）。

この委員会は、主としていじめに関する情報交換と問題処理について協議を行う場とし、重大事態の発生など、緊急を要するいじめ等の事案が発生した場合は、早急に委員会を招集するとともに市教委と連携し、必要に応じて校外委員以外の第三者も委員会に加え、情報収集・調査にあたる、と設置要綱に定められている。

通常、校内委員会はアンケート調査結果を受けて校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任が参加して年3回開催されるが、いじめ等の事案があった場合にも開催される。令和2年2月7日のAさんの両親からの訴えにより、同年2月10日に第1回が開催されたが、Aさんのいじめ事案については計5回開催された。「いじめ」に対して組織的に対応したのは同年2月7日にAさんの両親が来校して以降となる。

(2) いじめ対策委員会の開催、活動

いじめ対策委員会「校内委員会」（資料6）の開催時期とその協議概要は以下のとおりである。

【第1回校内委員会（令和2年2月10日開催）】

参加者：校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、担任、6学年主任

内容：Aさんに対するいじめ問題の経過とAさんの状況の説明があり、クラス全員への聴き取り調査を行い、実態把握するとともに、市教委に報告し、解決にむけて対処する旨が話し合われた。

【第2回校内委員会（令和2年2月13日開催）】

参加者：校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、担任、6学年主任

内容：児童への聴き取り調査後の児童に対する指導方法などについて話し合われた。

【第3回校内委員会（令和2年2月21日開催）】

参加者：校長、教頭、教務主任、6学年担任3名

内容：事案対応の経過報告とAさんに対する支援の方向性を検討していくことの共通理解がなされた。

【第4回校内委員会（令和2年2月21日開催）】

参加者：校長、教頭、教務主任、6学年担任3名

内容：加害児童への聴き取り調査の予定と加害児童及びその保護者への指導等について検討された。

【第5回校内委員会（令和2年2月22日開催）】

参加者：校長、教頭、教務主任、担任、6学年主任

内容：事案対応の経過報告と今後の対応について協議がなされた。

(3) 当該校の事実確認と指導

ア 上記校内委員会での協議の結果、令和2年2月10日、同月25日、当該校はAさんから名前の挙がった女子児童複数名と男子児童3名に個別に聞き取り、いじめの事実確認を行った。聞き取りをした複数名の児童から、5年次の1学期から6年次の2学期頃まで、女子児童の複数がAさんに陰口を言ったり、Aさんの物に触らなかつたり、避けたりした行為があったことが判明した。女子児童の中には、Aさんから言われた言葉が不快だったと述べる者や、そのような噂話を聞いて避けたりする行動に出たと話す者が複数いた。男子児童からは、Aさんとの関係性がうまくいっていなかったということや、互いに「バカ」、「ゴミ」、「死ね」などの暴言等を言い合ったと話す者が複数いた。

イ 令和2年2月13日、6年学年主任及び担任は、Aさんのクラスの児童全員を教室に集めて、これまでのAさんを避ける行動や無視したり仲間はずれにすること、悪口を言い合ったりするのはいじめに該当することを指摘した。その上で、いいクラスを作っていこうとする思いをみんながもってほしい、一人一人が相手を思いやり、いい関係を作れる人間になって欲しいと指導し、何か困ったことやつらいことがあったら、一人で苦しまずに先生たちに相談をして欲しいと伝えた。児童の中には、自分から声をかけて安心させたり、仲良くできなかったことを悔やんでいる者もいたとのことである。

また、同年2月27日、校長、教頭、担任は、校長室において、女子児童の複数名に対して、嫌なことや不快なことをされたとしても、集団で無視をしたり接触を避けたりすることはいじめにあたると指摘し、誰に対しても集団で無視するなど、相手が傷つくことをするのは許されない行為であり、今後は行ってはならないと指導した。

ウ 令和2年2月26日、担任は、Aさんのクラスの教室において、同クラスの児童保護者を集めて学級懇談会を開催した。その中で、いじめの事実確認を行ったこと、Aさんを避けるなどの行為があり、クラス全員にそれはいじめであり、今後繰り返してはいけないことを児童に指導した旨を伝えた。児童は行動について反省していたことから、家庭でも児童を見守ること、今後困ったことがあったら学校等に連絡してほしいことを併せて伝えた。

同日、校長、教頭、担任は、校長室において、Aさんと同クラスの女子児童複数名の保護者に対し、要旨以下のとおり、説明と助言を行った。

「・聞き取りで分かったトラブルがあった。もっと早く把握し、解消していなければならなかったが、担任の指導不足と学校全体での対応の遅れにより、現在も解決に至っていないこと、関係する子どもたちや保護者に対して申し訳なく思っている。

・Aさんが悩んで登校できないので、学級で話を聞いてきた。

・避けたり、机を運ばなかったり、「うわ」と言ってよけたり、陰でこそこそ話をしたりしていた。これは、Aさんに対する「いじめ」である。

・明日、校長室で校長からも、「いじめ」を繰り返さないように指導する。

・明日、子どもたちにも校長室で話をするので、家庭でも指導し、今後の生活を見守っていただきたい。」

3 いじめ認知後の当該校の対応の評価

(1) いじめ認知後の当該校の対応のまとめ

令和2年2月7日に当該校がいじめを認知した後の対応は上記に見たとおりであるが、学校基本方針に従い、同年2月10日にはいじめ対策委員会を開催し、情報の共有や事実関係の聴取、指導や支援の体制等の決定、保護者との連携等の協議や対応はしている。また、単なるいじめ対応ではなく、重大事態と認識（この校長の認識については以下、第8章第1の3に述べる）して、学校基本方針に定める対応をしていたものとはいえる。校長は令和2年2月10日付けの父への手紙において、重大事態

であり緊急性が高いこと、市教委への報告をし、指導を受けていることを伝えており、いじめ認知が遅れたとはいえ、認知後の初期対応はある程度なされていた。

(2) 当該校の対応の評価

しかし、令和2年2月7日の時点でAさんの両親が学校を訪問していじめを訴え、同日からAさんの不登校が開始しているように、その時までには、すでにいじめによるAさんの心身への悪影響は継続・拡大していた。また、Aさんの両親の当該校に対する不信感も強まっていたことから、当該校と両親との信頼関係に基づく今後のいじめ対応を進めていくことは期待できない状況になっていた。さらに付け加えると、令和2年2月7日の段階で、Aさん及び両親よりその言動やいじめ対応に不信感を伝えられていた担任が当該校内のいじめ調査に加わっていたことについても、その経緯や理由、役割を適切に説明されるのであれば調査自体に不信感をもたれる原因となることは当然である。

当該校がいじめを認知した後、学校基本方針に基づきある程度の対応をしていたとしても、既にいじめの認知が相当遅れていたため、認知後に対応可能な措置やその効果は極めて限定されていたものと言わざるを得ない。現実、当該校がいじめとして組織的に指導し、両親に報告・指導するなどしたのは令和2年2月の終わりであるが、Aさんの学校生活は残り1か月を切り、卒業を迎えることになった（なお、新型コロナウイルス感染拡大により令和2年3月4日から臨時休校になったことは上記のとおり。）。

第4 結論

当該校のいじめの認知が相当遅れたことから、Aさんが不登校を開始した令和2年2月7日の時点において、既にAさんのいじめによる心身の苦痛は相当大きく、両親の当該校に対する信頼も失われていた。このことから、当該校がいじめを認知した2月7日以降に重大事態としていじめの事実確認をし、それに基づく指導や支援をしても、Aさんが登校できる状態になることや両親の信頼を回復することが共に不能に陥っていたものといえる。いじめの認知が遅れた理由は、児童の日々の問題となる言動は「お互い様」である「トラブル」として評価するにとどまり、Aさんの被害性に着目していじめと評価する視点を欠いていたことにある。

早期にいじめの認知をしなかったこと、学校内や両親との間で情報共有をすることなく、いじめと評価できる事象を担任の個別指導のみに委ねていたことはいじめ対応として問題があったものとする。

第8章 市教委の対応

第1 市教委のいじめ防止サポートチームの対応

1 市教委のいじめ認知

当該校から市教委への連絡は、令和2年2月7日の両親との面談後に校長が電話で連絡しており、この時点で市教委はいじめを認知した（当該校から市教委への報告書での伝達は令和2年2月10日）。

2 市教委のいじめ問題対応の定め

市の基本方針によれば、市教委には市立学校のいじめ防止等の対応について支援するため「いじめ防止サポートチーム」を置くと定められている。この目的として「いじめを認知した市立学校に『いじめ防止サポートチーム』を派遣し、対応策についての助言、保護者や子どもへの対応等、いじめの問題の速やかな解決に向けて学校を支援する。」と定められている。支援の実施方法に関しては「福島市内の小・中学校・特別支援学校等からの要請に応じて」支援を行うと定められている。すなわち、重大事態かどうかに関わらず、市立学校からの要請により、「いじめ防止サポートチーム」が派遣され、学校と連携しながらいじめ問題に対応することになる。

3 当該校と市教委の本件いじめ対応

(1) 令和2年2月7日から2月26日までの経過

令和2年2月7日に、両親が当該校を訪れ、いじめにより登校ができないこと訴え、それを受けて2月10日に当該校から市教委へ報告書が提出された。この報告書には、市教委に希望する対応として「その他（学校の対応で改善が見られない場合は、指導主事の派遣をお願いしたい。）」との要望が記載されており、当該校から「いじめ防止サポートチーム」の派遣要請がなされている。

市教委は、これに基づき、急ぎ「学校いじめ対策組織」（当該校における「いじめ不登校対策委員会」を指す）に対していじめ問題の調査をするように指示した。これは、重大事態の調査に至る以前の、いじめ問題が認知された際の一般的対応が指示されたと判断できる。

Aさんのいじめ問題による欠席が、両親の訴えの2日前である令和2年2月5日からであったとしても、不登校重大事態の目安となる30日間にはいたっておらず、この時点で推進法28条1項2号の不登校重大事態に該当するという判断はできない。

したがって、まずは「学校いじめ対策組織」による調査を行うよう指示がなされ、当該校がその調査を行ったことは市の基本方針に沿った対応がなされていると理解できる。

(2) 校長から父に宛てた手紙に関して

校長から令和2年2月10日にAさんの両親宛に書かれた手紙の中には「重大事態であり、緊急性が高いこと」との一文が書かれている。この点について校長は聞き取りの中で、「いじめが原因となって学校に来られなくなれば重大事態であると認識しており、学校としては重大な出来事であると捉え、きちんと対応を行うとの思いを両親に伝える意図で表現した内容である」と話している。

(3) 学校と市教委との認識の違いに関して

上記のとおり、校長は当初、一般的に「重大な出来事」として対応していくという認識で「重大事態」という言葉を使い、両親に手紙を書いている。一方、市教委は、不登校期間が目安となる30日には達していなかったものの、法でいう「重大事態」の疑いがあるとして令和2年2月27日に調査を開始している（詳細は後述）。これらの対応については、いずれも本事案を軽視するものではなく、むしろ何らかの深刻な事態が生じている可能性を視野にいれ、詳細な調査をすべきであるという意図があったと認められる。

しかし、当該校が「重大（深刻）な事態」であると伝える際に「重大事態」という言葉を使ったために、その後、市教委が「(法でいう)重大事態の疑いがある」と両親に説明した際に、当初は「断定」していたものが、なぜ「疑い」になったのかという両親の疑義を生むこととなり、後の不信感につながったと考えられる。

当該校は、法でいう「重大事態」の内容を十分に理解した上で、初期対応において適切に両親に説明すべきであった。また、市教委も、校長の従前の説明や対応を踏まえて、「重大事態の疑いがある」とするに至った経緯等を説明するべきであった。

第2 重大事態に関する調査とその説明

1 令和2年2月27日から3月25日までの経過

2月27日（木） いじめ防止サポートチームが当該校を訪問（調査支援）

2月28日（金） いじめ防止サポートチームが当該校を訪問（調査支援）

3月2日（月） 面談：Aさん、両親、市教委

3月6日（金） いじめ防止サポートチームが当該校を訪問（調査支援）

3月16日（月） 面談：Aさん、両親、市教委、校長（いじめ調査結果の報告）

3月25日（水） いじめ調査結果の報告書の郵送

市教委が重大事態の疑いがあると判断し、いつから重大事態の調査が行われたのかを明確にする必要がある。この点については、市教委への聞き取りからは「いじめ防止サポートチーム」が当該校に訪問し、調査を開始した日（令和2年2月27日）という認識が示された。一方で、両親からの聞き取りでは、何度も電話で調査を要請することで「2月26日に重大事態の疑いについて調査を行う」との回答があったと話している。両方で1日のずれがあるが、2月26日、27日のいずれの日付においても、Aさんがいじめによる欠席と明確に認められるのは令和2年2月7日以降であり、重大事態の目安となる30日間の欠席には該当していない期間である。この点に関しては、両親からの再三の訴えがあったとはいえ、目安の日数を待たずに市教委が重大事態の疑いがあると認識して調査したという点においては評価ができる。

しかしながら、以下のとおり、そのプロセスが適切であったかについては疑問がある。以下に、その点を検証する。

2 市立学校といじめ防止サポートチームの調査実施プロセス

(1) 重大事態の調査プロセス

令和2年2月26日または27日以降の「学校いじめ対策組織」に「いじめ防止サ

ポートチーム」が協力して実施した調査が、市の基本方針に基づく「市立学校が主体となった重大事態の調査」であることを前提に、その調査実施プロセスが適切であったかを以下に検証する。

まず、重大事態の調査であれば、重大事態の発生やその疑いが生じた時点で市長への報告が必要となる（条例19条）が、令和2年2月及び3月時点において、市長に報告した文書はない。市教委への聴き取りによれば、口頭による報告がなされたとされているが、その時期や内容は明らかでない。

また、ガイドラインによれば、調査実施前にAさんと両親に対して以下の6点に関して説明が必要であるとされている。

- ①調査の目的・目標
- ②調査主体（組織の構成、人選）
- ③調査時期・期間（スケジュール、定期報告）
- ④調査事項（いじめの事実関係、学校の設置者及び学校の対応等）
調査対象（聴き取り等をする児童生徒・教職員の範囲）
- ⑤調査方法（アンケート調査の様式、聴き取りの方法、手順）
- ⑥調査結果の提供（被害者側、加害者側に対する提供等）

これらに関して、Aさんの両親からは、十分な説明がなされていないとの話があった。この点について、市教委の聴き取りからも、調査主体が当該校と市教委が主体となることなど、ガイドラインに沿った説明が行われたことは確認できず、両親に対する報告・説明等は十分ではなかったという認識が確認された。

調査主体については、「不登校重大事態に係る調査の指針」によると「学校が調査にあたることを原則とする」としているが、「従前の経緯や事案の特性、児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ」る必要性についても言及されている。市の基本方針によれば、調査を行う組織を市立学校とした場合には「学校いじめ対策組織」に適切な専門家を加えた組織又は「いじめ防止サポートチーム」において支援を行うこと、との定めがある。このことから、調査主体を「市立学校」として、市教委の「いじめ防止サポートチーム」が加わって調査が行われることは、上記指針や市の基本方針自体には沿った対応である。

(2) 説明が不十分であること

しかしながら、この点についての説明がなされていないことは不十分である。令和2年2月26日時点ですでに、Aさんと両親、当該校と市教委との間で信頼関係が保たれていない状況と推測されるため、仮に「市立学校」に「いじめ防止サポートチーム」が加わって重大事態の調査を行うと説明した場合に、Aさんと両親がそれを受け入れたかは不明である。

しかし、少なくとも重大事態の調査であるという認識であったのであれば、ガイドラインに沿った十分かつ丁寧な説明が行われる必要があった。また、従前の経緯や事案の特性、Aさん又は両親の訴えなどを踏まえた場合に、当該校が主体となる調査でなく、学校の設置者である市教委が調査を実施することがありうることにしても、それが受け入れられるかどうかにかかわらず、説明が行われる必要があったことも同

様である。

なお、推進法28条1項によれば、重大事態の調査として必ず第三者委員会の調査が義務づけられるわけではなく、「当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け」て調査を行うものとされているが、市教委はこの点を意識してAさんや両親に調査の段階や組織等の説明をした形跡は見当たらない。

3 なぜ十分な説明が行われなかったのか

「いじめ防止サポートチーム」は重大事態となる以前の、いじめを認知した時点で市立学校の要請に応じて支援を行う役割を担っている。また、重大事態の調査となった際にも、同一の「いじめ防止サポートチーム」が「市立学校」に加わる形となるため、「いじめ防止サポートチーム」がいじめ認知後の早期支援も、重大事態の調査も、どちらの役割をも担っている。

これは、学校や当事者への早期支援やいじめ事案の基礎調査と重大事態に係る詳細調査が一体化して行われやすいことから、ガイドラインに示されている重大事態調査開始時の保護者への説明のタイミングがあいまいになりやすい構造になっている。

そのため、本事案でも、両親への説明が十分になされないまま、初期の調査に引き続いた形で重大事態の調査が行われ、両親にとってどのような調査が行われているのかがわかりにくくなっていた。

「いじめ防止サポートチーム」は、常に自分たちが今、何を行っているのかを意識し、両親に対して、随時、丁寧に説明をしていくべきであった。

さらに、重大事態調査を行うと判断した際には、より多角的視点で調査ができるように、新たな専門スタッフの要請を行うなどの工夫が必要であった。

4 令和2年3月末の対応（診断書の取り扱い）

令和2年3月26日には、卒業証書授与が個別で行われる予定であったが、Aさんが出席できる状態にないため医師の助言により中止となった。その際、父より診断書が提出され、診断書には希死念慮の出現と、その原因につき「学校生活についての不応が考えられる」との記載がある。また、「症状改善のためには本人家族のみならず学校サイドからの聴取及び双方と医療者を交えた話し合いが必要であると考えられる」との記載もある。

市教委は、令和2年3月27日、市代理人と診断書に関する相談を行っている。その上で、市教委はいじめの調査を終えているという立場であり、新たな対応は行わず、今後は代理人を通してのみやりとりを行う方針とした。また、同年4月からAさんが市教委の管轄外の中学校に進学することに加え、Aさん側から連絡がないという理由もあり、積極的な対応は行われなかった。Aさんは、令和2年3月26日は卒業証書を授与される予定の日であり、担任と話ができる最後の日であるという認識があったことから、自ら出席して話をしたいという意思をもっていたようである。

しかし、希死念慮が強く自殺企図のおそれなどがあったことから、出席は見合わせるようになった。

心身医療科カルテによれば、当時、入院について聞かれた際に、Aさんは「僕としては17時からの話し合いに行きたいんです。」「学校に刃物を持って行って自分を刺そ

うと思っていました。」と述べ、「自分がこんなにつらいということを理解してもらうために？」という診察医の質問に「それが一番おおきい」と答えている。このような状況ではあったが、主治医、精神保健指定医、小児科主治医、父と面談し、入院した場合の不利益、入院しない場合の不利益とリスク等を説明され、結果的に自宅での見守りの強化をすることと、Aさんには自分を傷つけないことを約束した上で、入院は保留となった。

しかし、当該校に行き行って担任と話をしして死ぬというAさんの切迫した状態を緩和するため、主治医は、後日、当該校との話し合いの場を設けることを提案し、診断書を作成し、父を通して当該校に提出された。診断書には、「学校での不適応に起因する適応障害から希死念慮など生じており、症状改善のためには医療者と双方を交えた話し合いが必要である。」と記載されている。また、医療照会回答書では、「当時の主治医の意図としては『学校側の経緯も伺い、公平性を保つことを目的に』との記載がカルテに残っており、Aさんの症状改善のために当該校と医療者、当事者間での話し合いが必要であると判断していたと思われる。」との回答であった。

Aさんの両親から提出された「患者診療録」の令和2年3月26日の記録には、医師がどのような判断をしていたのかが明確に記載されている。要点としては、以下のとおりである。

- ・ Aさんは自分の辛さを学校側に理解してほしい
- ・ 辛さを分かってもらうために、話し合いの場で自殺企図を行いたい
- ・ 担任と話すことは3月26日が最後であると認識しているため、焦燥感が強くなっている
- ・ そのため、期限を先延ばしにし、焦燥感を一度緩和することが必要
- ・ 学校側の経緯も伺い公平性を保つこと

これらのことを踏まえ、医師は「話し合いが必要である」との診断書を提出したと判断される。

しかし、上記のような主治医の意図は、診断書の文面からは読み取れず、結果として診断書が重要視されず、主治医、Aさん、両親、担任教諭、当該校との話し合いは行われていない。医療者が関わって当該校と両親との話し合いを行い、Aさんの治療に活かそうとする主治医の目的は果たされず、本事案を長期化させる大きな要因となったと考えられる。

第3 専門部会での調査に至った経過と検証

1 令和2年3月26日から同年12月4日までの経過

3月26日（木）

卒業証書授与を予定したが、Aさんより自殺企図を示唆する発言があったため医師の助言により参加は取りやめた。診断書が当該校に提出された（症状改善のためには本人家族のみならず学校サイドからの聴取及び双方と医療者を交えた話し合いが必要であると考えられるとの記載がある診断書）。

8月3日（月）

Aさん代理人より、福島市に対し、推進法28条に基づく第三者委員会での調査の要請

8月7日（金）

市代理人より、事実関係を調査しているとの返答

8月19日（水）

Aさん代理人より、Aさんが自殺を図ったとの連絡

8月26日（水）

市代理人より、第三者委員会の調査の要請には応じられないとの返答（重大事態に該当しない、必要性がないとの理由）

9月8日（火）

Aさん代理人より、福島市に対し、第三者委員会の調査の再要請

9月9日（水）

Aさん代理人より、福島県教育庁県北教育事務所に対し、福島市に対して速やかに第三者委員会による調査を適切に行うよう助言指導を求める文書を発出

9月15日（火）

市代理人より、第三者委員会設置の要請には応じられないとの再返答（法令の解釈及び現時点で判明する事実から専門部会による調査には応じられないとの理由）

9月23日（水）

Aさん代理人より、県北教育事務所に対し、上記9月9日付け文書の発出後、福島市から第三者委員会設置の要請には応じられないとする返答があったことにつき、その法の解釈や見解を問い合わせる文書を発出。

10月2日（金）

Aさん代理人より、福島市に対し、第三者委員会調査の再々要請

市代理人より、福島市は市の基本方針に基づいて対処し、重大事態には該当しないとの判断をしたこと、いじめとAさんが自殺を図ったこととの関連性が明らかでないことなどを伝える回答

10月8日（木）

県北教育事務所より、Aさん代理人に対し、「福島市に対して、これまでの対応で事実関係に食い違いがあるのであれば、再度確認し、その上で法に基づいて適切に対応するように伝えました。」とする回答あり。

10月16日（金）

市代理人より、第三者委員会を設置するとの返答（新たな情報提供を待つことで問題解決には至らないとの理由）

10月23日（金）

Aさん代理人より、第三者委員会の委員の選任、調査のあり方に関する要望

10月30日（金）

Aさん代理人より、第三者委員会設置への進捗状況についての問い合わせ

11月13日（金）

Aさん代理人より、委員構成員についての申し入れ

1 1月25日（水）

Aさん代理人へ、市代理人から委員構成員についての説明

1 2月4日（金）

第1回第三者委員会（専門部会）の開催

2 重大事態の調査に係る法令

推進法28条（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

1項 「学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

(1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

(2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。」

2項 「学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。」

3項 「第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。」

条例19条（重大事態の発生に係る報告）

「市立学校は、当該市立学校に在籍する児童等に法第28条第1項に規定する重大事態（以下単に「重大事態」という。）が発生した疑いがあると認めるときは、教育委員会を通じて、その旨を市長に報告しなければならない。」

条例20条（教育委員会による対処）

1項 「教育委員会は、前条の規定による報告を受けた場合又は市立学校に在籍する児童等若しくはその保護者から当該市立学校に対して当該児童等に重大事態が発生し、若しくは発生した疑いがあると申立てがあった場合であって必要があると認めるときは、当該報告又は申立てに係る重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、第22条1項に規定する福島市いじめ問題対策委員会に調査を行わせるものとする。」

2項 「教育委員会は、前項の規定による調査が終了したときは、その結果を市長に報告するものとする。」

3項 「教育委員会は、第1項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実

関係等その他の必要な情報を適切かつ迅速に提供するものとする。」

- 4 項 「教育委員会は、第1項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。」

条例22条（福島市いじめ問題対策委員会）

- 1 項 「教育委員会は、いじめの防止等に関する施策、取組等について検証を行うとともに、重大事態の調査を行うため、法第14条第3項及び法第28条第1項の規定に基づき、教育委員会の附属機関として福島市いじめ問題対策委員会（以下「対策委員会」という。）を置く。」
- 2 項 「対策委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。
- 1号 略
 - 2号 市立学校において重大事態が発生した場合における事実の確認及び調査に関する事項
 - 3号 略
- 3 項から5 項 略
- 6 項 「前各項に定めるもののほか、対策委員会の組織及び運営に関し必要な事項は教育委員会規則で定める。」

福島市いじめ問題対策委員会規則5条（専門部会）

- 1 項 「対策委員会に重大事態の調査その他の特別の事項を分担させるため、専門部会を置くことができる。」

3 市教委の重大事態の判断に関する検証

(1) 専門部会の重大事態の判断

専門部会は、第3章から第5章で検討したとおり、不登校期間の継続に関しては令和2年3月26日の段階でいじめによる不登校重大事態が発生したものと判断した。

また、遅くとも、診断書（令和2年3月26日付）が当該校に提出された令和2年3月26日の段階でいじめによる1号重大事態が発生したものと判断した。なお、診断書の存在のみで1号重大事態が発生したものと判断したのではなく、それまでのいじめの内容やその継続性、両親の訴え、Aさんの言葉や手記などを総合して判断したことは上記のとおりである。

以上のとおり、専門部会は、当該校及び市教委が行った調査により、令和2年3月末までの段階でいじめによる重大事態ではないとする結論に至った判断は誤りであったと考える。

(2) 市教委の令和2年2月及び3月以降の重大事態にかかる対応

ア 市教委は、令和2年2月27日の段階でいじめ防止サポートチームを当該校に派遣し、その時点で重大事態の調査が開始したものと認識を有している。しか

し、市の基本方針の実施要領によれば、同サポートチームは、重大事態（その疑いを含む、以下同じ）の調査の際に派遣されるだけではなく、いじめを認知した学校に、その学校が要請する限りで派遣されるものである。そうすると、同サポートチームの派遣をもって重大事態の調査になるとは直ちには言えない。いつの時点で重大事態としての調査を開始したのかAさんや両親に適切な説明がなかったことは上記においても指摘したとおりである。

イ また、市教委が重大事態の調査を行ったという認識をしていたのであれば、推進法30条や条例19条に基づき、当該校から報告を受けた市教委はそれを市長に報告する必要がある。

しかし、令和2年2月及び3月時点において、市長に報告した文書はない。市教委への聴き取りによれば口頭による報告がなされたようだが、少なくとも報告の時期や内容は明らかでない。令和2年9月24日の市長の定例会見において、「自殺未遂があったという事態があったのは今年の8月になってからの話で、保護者から教育委員会の方に『実はこういうことも出た』というお話があった」との発言があったが、市教委は令和2年8月前までは重大事態の発生やその疑いを市長に報告していない、もしくはその報告内容に不十分な点があったことを裏付けているものと思われる。重大事態の発生が確定的でなくても、発生した疑いがあると認めるときは市長への報告がなされなければならないことからすると、自殺未遂の存在そのものを確認することができなかつたとしても、その疑いがあるという重要事実の報告は求められていたものといえる。

市教委は、本件いじめを「お互い様」であるトラブルであってAさんの言動にも問題があること、重大事態の発生がいじめ以外の要因によるものであると強調していることなどからして、そもそも本件をいじめ重大事態であるという受け止め方をするに至らなかったものと考えられる。

重大事態調査にかかるプロセスが不十分なことは上記第2で論じたが、そのプロセスを無視もしくは軽視していることと、それでもなお重大事態の調査を行ったとする市教委の認識との間に溝があると思われ、むしろ、当該校もしくは市教委が主体となった重大事態の調査があったといえるのかも疑わしいものといえる。

ウ 以上のとおり、令和2年2月及び3月段階における市教委の重大事態にかかる対応は不十分であったと言わざるを得ない。

(3) 市教委の令和2年8月以降の重大事態にかかる対応

ア 令和2年3月26日から同年8月3日に至るまで、Aさん側と市教委との間で接触はない。

Aさんが令和2年4月以降、市教委の管轄外の中学校に進学したことは事実であるが、令和2年3月26日までAさんは不登校が継続したまま卒業し、学校生活においての不適応により希死念慮等が出現しているとする同日付診断書が提出されていたことには卒業後も十分留意されるべきであった。Aさんが仮に当該校の卒業年次でなければ、不登校期間はさらに長期に及び、前記診断書記載の症状によ

りさらに重大な事態が発生することも十分想定された。加えて、Aさんや両親が重大事態として第三者委員会での調査を強く求めていた経緯がある中においては、市教委としていじめ重大事態であるとの認識を当時有していなかったとしても、少なくともAさんや両親とのコンタクトを継続し、現在の状況や心身の状態などの把握に努め、Aさんへのケアをすることが期待されたものといえる。

しかしながら、Aさん代理人からの令和2年8月3日付の市教委あて書面があるまでコンタクトはなく、問題の長期化につながる事態になったと考えられる。

イ 令和2年8月3日付で、Aさん代理人より市教委あてにいじめ重大事態として専門部会（第三者委員会）による調査報告を求める書面が提出された。同月7日付で、市教委は、今後は代理人を通して対応すること、事実確認等をするとの回答をした。

Aさんの代理人からの同月19日付の書面において、当該校に在籍中のいじめや担任の不適切な対応があったことを理由としてAさんが自殺を図ったこと及び命に別状はなかったことなどが市教委に報告され、改めて専門部会による調査報告を行うよう求めがあった。

それに対し、市教委はいじめによる重大事態であることが明らかではない、専門部会での調査は必要ないと回答するなどして、その後もAさん代理人との間で第三者委員会での調査開始の点でやりとりが交わされた。結果、令和2年10月16日付で市教委から専門部会に調査を行わせることとしたとの回答がなされた。

ウ 令和2年3月26日から既に半年以上が経過し、令和2年8月3日付けのAさんの代理人からの専門部会による調査報告の要請から2か月以上経過して第三者委員会での調査が開始されると伝えられた経過は、Aさんにとっては問題の解決ができないまま時間だけが過ぎていったことになる。

第三者委員会での調査を開始すると判断されてから、実際に調査組織が立ち上がって第1回専門部会が開催されたのは、同年12月4日である。

(4) 推進法、条例、基本方針の再確認

ア 推進法28条によれば、同条1項1号もしくは2号の要件に該当する事態（その疑いを含む）に対処するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとされている。また、基本方針によれば、「児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が『いじめの結果ではない』あるいは『重大事態とはいえない』と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。」とされている。さらに、ガイドラインによれば「被害児童生徒や保護者から、『いじめにより重大な被害が生じた』という申立てがあったとき（人間関係が原因で心身の異常や変化を訴える申立て等の『いじめ』という言葉を使わない場合を含む。）は、その時点で学校が『いじめの結果ではない』あるいは『重大事態とはい

えない』と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たること。児童生徒や保護者からの申立ては、学校が知り得ない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないとは断言できないことに留意する。」とされている。

イ 以上の推進法の規定、基本方針やガイドラインの考え方によれば、重大事態の疑いの段階でも重大事態としての調査が要請され、児童生徒や保護者からの申立ては重大事態の調査を開始する重要な契機になるものであることが明らかである。そうすると、Aさんや両親の度重なる申し立てとそれを裏付ける一定の事実関係や資料が存在する中で、当該校及び市教委においていじめの調査は行われたものの、いじめ重大事態の調査として適切なプロセスが踏まれていないことは推進法等の趣旨に反する事態である。また、市教委は、両親が担任の言動を大きな問題点にしていたことも一因として、いじめによる重大事態ではないと判断したものと思われるが、現実いじめの事実を市教委として把握していた中で、また、仮に「いじめ」という言葉を使わない申し立てでも重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たることとする上記ガイドラインの記載に鑑みれば、いじめによる重大事態であるという認識に乏しい対応をしたと言わざるを得ない。

ウ また、市教委は、令和2年8月以降の段階で、条例20条1項の「教育委員会は、前条の規定による報告を受けた場合又は市立学校に在籍する児童等若しくはその保護者から当該市立学校に対して当該児童等に重大事態が発生し、若しくは発生した疑いがあると申立てがあった場合であって必要があると認めるときは、当該報告又は申立てに係る重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、第22条1項に規定する福島市いじめ問題対策委員会に調査を行わせるものとする。」との規定に基づき、「必要があると認めるとき」に該当しないとの判断をしていた。

しかしながら、「必要があると認めるとき」との要件を、推進法の規定やその趣旨に反して、市教委の恣意的な判断を許すものであってはならず、また、専門部会での調査を不当に狭める解釈がなされてはならないことは言うまでもない。

エ さらに、市教委は、市の基本方針に基づき、重大事態の調査を行う組織として「学校いじめ対策組織」に市教委が設置した「いじめ防止サポートチーム」の組織においてこれを支援し、調査を行ったという認識を示している。

まず、市教委として重大事態の調査を行ったといえるのか明らかとは言えないことは上記のとおりだが、仮に行うとすれば、条例20条1項に基づき、福島市いじめ問題対策委員会すなわち専門部会による調査が要請されていたといえる。条例20条1項によれば、上記のとおり、「必要があると認めるとき」との要件を設けてはいるものの、その要件が充足されれば「第22条1項に規定する福島市いじめ問題対策委員会に調査を行わせるものとする。」となり、専門部会が調査を行うことになるからである。この点、条例と市の基本方針において調査組織の関係が必ずしも明瞭でないことは指摘できるが、市教委が調査組織について条例ではなく市の基本方針を優先するかのような対応をしている点は不可解である。

以上のとおり、市教委において、推進法や条例、市の基本方針との関係について、その解釈や適用に当たって混乱があるのではないかとと思われることが、重大事態調査が開始するまでに問題が複雑化し長期化することにつながったとみることができる。不当に長期化することは、被害児童の被害の継続や拡大につながり、時間の経過により調査対象者の記憶の減退や資料の散逸が生じやすくなることについて十分留意されるべきである。

第9章 本事例の特性についての考察

第1 いじめによる重大事態であることの確認

専門部会は、Aさんが当該校在学時に受けたいじめについて、その事実を調査するとともに、いじめ事案に対する当該校等の対応を検証するために設置された。

その結果、Aさんに対して明らかにいじめと認定できる複数の事実が確認された。

しかし、Aさんが「いじめ」と感じ苦しんでいたこれら複数の事実は、当初、担任によっていじめと認知されることなく、いわゆる児童間のトラブルとして双方へ指導を行うという方法で解決が図られており、Aさんの真の精神的苦痛に寄り添うことができていなかった。

また、担任が児童間のトラブルとして対応していたがために、当然、いじめとして管理職に報告されることはなく、結果的に、これらの事例の対応は担任に一任され、当該校が組織としていじめを認知し、適切な対応をすることが遅れてしまうことにつながった。

専門部会は、これらのいじめの事実によってAさんが長期不登校となり、また精神疾患を発症するに至ったと結論づけた。

第2 いじめ以外の種々の検討事項が存在すること

専門部会は、いじめ事案の調査であるが、その調査・検証をするにあたり、たびたびいじめ以外の複雑な背景を考慮せざるを得なかった。それは本事案の解決を長期化させる要因ともなっており、さらには長期化に伴うAさんの心身状況のさらなる悪化にも影響しているものと思われた。そのため、これらについても詳細に吟味、検討し、言及することにした。

以下、その背景と専門部会の見解を述べる。

調査開始時点で当該校と両親とのいくつかの事実認識や意見の食い違いにつき、様々な調査や資料の検討を行っても明確にできない点が複数認められた。また、本件調査中、Aさんの病状が不安定であり、Aさんとの面談等を行うことができなかったため、Aさんの記録に残る言葉を解釈した。その過程でAさんにもたらされた精神的苦痛の要因には、いじめに加えて他の事情もあったことが理解された。

Aさんは、2年間にわたる当該校での「いじめ」の問題を深く悩み、その一方で家庭においてのなんらかの悩みを抱えていた可能性も否定できない。また、Aさんには「偏頭痛」という身体的苦痛もあり、幾重にも不安や悩みを抱えていたと推測される。

しかし、何度となく訴える「いじめ」の問題は、当該校において解決されることはなく、さらには、「偏頭痛」が生じる要因につき、担任はAさんから打ち明けられていた「家庭の悩み」があるのではないかと捉えていた。また、偏頭痛症状を訴えた後、「オーバーに言った」というAさんに対して、担任は「マイナスチケット」という言葉を使った指導を行ったことに加え、SCの「うそ」をテーマにしたワークブックを使っての指導が重なり、そのことで「偏頭痛発作」時に関係した教諭等に謝罪しに行くといった指導が行われた。それら一連の指導がAさんにとって、「うそをついている」と言われたという認識につながったのではないかと思われる。

問題の本質は、担任が「うそ」という言葉を使ったか否かではなく、それらの指導がAさんにとってどのような意味をもたらしたのかということである。Aさんにとって、担任が使った「マイナスチケット」という言葉は、その意味するところは「うそをついた」と同義語であり、「うそ」という言葉を使うことでAさんが自分を責めることがないようにという担任の思いは伝わっていなかった可能性が高い。本事案にあつては、「うそ」という言葉をAさんに対して使ったかどうかではなく、担任やその他の教諭に「うそをついている」と思われているという事実そのものが、すでにAさんにとってつらい体験であったと考えられる。

また、Aさんの示す偏頭痛の症状が心理的要因によってもたらされている可能性を考えるあまり、頭痛による欠席や遅参などについて、なんとか登校させたいという担任の思いが強くなり、いじめで悩んでいるAさんの気持ちに寄り添うことなく、むやみに登校刺激を与えてしまったことも、さらなる症状の悪化を招いた可能性も否定できない。

Aさんの偏頭痛症状の心身相関については、小児科主治医もその可能性を考え、カウンセリングの導入を試みており、心身医療科主治医もその可能性は否定できないとカルテに記載している。

しかし、心理的要因によって身体症状を訴える場合でも、通常本人はそのことを意識しているわけではなく、実際に身体的苦痛を伴っている。したがって、Aさんは「マイナスチケット」に始まる一連の指導やいじめによる精神的苦痛と偏頭痛による身体的苦痛との両方を有しつつ、学校生活を送っていたと思われる。

Aさんの示す症状をAさんの言葉だけから「家庭の問題」にのみ原因を求めることによって、当該校で一番に対応すべき「いじめ」の問題の認知が遅れてしまったこと、さらにはそのことによって本来、協力し合っただけで子どもを見守っていくべき両親との関係性が悪化してしまったことは、最終的にAさんの心の救済への道のりを阻む結果となってしまった。

「マイナスチケット」という言葉（「ウソ」という言葉を使わないだけで、その姿勢や認識はあった）を使った指導も、家庭訪問による登校の促しも、当初から、Aさんの身体的状況を踏まえた理解がより適切に行われ、医療との連携や家庭との協働がスムーズに行われていれば、Aさんの精神的苦痛を増幅させることなく、違う方法での支援がなされていた可能性は高い。

それに加え、その後の調査結果をめぐる当該校と両親との意見の対立、Aさんからみて問題解決が図られぬまま放置されていた現実、努力して進学した中学校でも当時のことを思い出し、フラッシュバック等により登校できずに転校を余儀なくされたことなど、長期化すればするほど、Aさんの心理的状況に大きな影響を及ぼしている。

Aさんは、その手記の中で、「事実をだれもしんじてくれない。もうしぬしかないと思いました。生きているいみはないと思います。生きていても楽しいことがあるのかとおもいます。死ぬいがい毎日かんがえていません。」と書いている。Aさんにとっては、現在にいたってもなんら問題解決に至っておらず、希死念慮は今もなお続いている状態であり、このように長期化していることそのものがAさんの人生に多大なる影響を及ぼしている現実がある。

ここにいたる過程において、Aさんは、いじめによる精神的苦痛に加え、大人達に理解してもらえなかった悔しさ、自分の声が大人達へ届かないもどかしさと無力感を感じており、その結果、大人への多大なる不信感を募らせている。大人達が、正しいと思っ
て行ったこともその行動や言葉が、結果として、相手を傷つけていたのだとしたら、し
っかりとその事実を受け止め、向き合うべきであると考え。Aさんが今後、再び大人
に対しての信頼を回復し、健全に成長していくためには、この事案に関わったすべての
大人達がこの報告書と真摯に向き合い、それぞれの立場でAさんのその時々の苦しみ
の本質を十分に理解し、Aさんに対して今自分が何をなすべきなのかを考え、誠実に行動
することが求められている。

専門部会はこの事案が、これ以上問題が複雑化し、長期化することがないよう期待す
るとともに、本報告書がAさんの心身の健康回復の一助となることを望むものである。

第10章 再発防止策をめぐる提言

第1 いじめの認知や理解をめぐる教師の視点を変える

1 いじめを主観的（精神的）苦痛から理解し対応する

本事案は、「いじめ」を児童間の「トラブル」として理解した結果、初期対応や早期解決がなされず、Aさんの主観的（精神的）苦痛の理解に重きが置かれなかった。

いじめとは、当事者の主観的なものであるがゆえにとらえにくさがある。暴力やあきらかな人格否定的言動でなくとも、あるいは児童生徒間の「お互い様」の問題であったとしても、「嫌だな」と思う気持ちが抱かれた場合には「いじめ」となり得る。児童生徒間で生じた問題を大人側の判断で「トラブル」と認識し、双方への指導を行っただけでは、いじめの心理的侵襲の本質を見過ごすことになる。

大切なことは、指導後の児童生徒の学校内における状況の変化を的確に見極めていく努力である。一見、解決しているかのように見えても、児童生徒の気持ちや状況の変化を敏感にとらえ、そこに深く関与した対応を継続して行っていくことが重要である。その視点が欠如すると「トラブル」もいじめに転化することがある。さらには、被害児童生徒の精神的苦痛やフラッシュバックに対する理解を深め、救済・回復のための支援が適切になされなければ、「重大事態」につながっていく可能性が大きくなる。そのことを常に意識する必要がある。

2 児童生徒の発する言葉に敏感になる

校内で行われるアンケート調査には児童生徒の視点からみた情報が書かれており、ひとつひとつを見ると断片的であっても、それらの複数の情報をつなぎ合わせることでいじめの事実が明確になることがある。そのため、複数の教師が情報を吟味し合い、いじめの早期発見につなげていくことが重要である。大切なことはアンケートを実施することのみではなく、その結果を全体的に十分に読み取ることである。

第2 児童生徒の精神的傷つきについて理解する

1 児童生徒の発する言葉に慎重に耳を傾けることが必要である。

児童生徒の発言は当事者の意思表示であり、いじめを早期に認知する重要な指標である。教師や関係者はその言葉に真摯に耳を傾け、精神的苦痛を汲み取る努力を怠ってはならない。また、被害児童生徒の精神的苦痛の程度には個人差が大きく、大人の認識（意味づけ）とは大きくかけ離れることもある。

したがって、大人の思い込みや価値観にとらわれることなく、色々な側面から児童生徒との対話を粘り強く繰り返し、信頼関係を醸成しながら、当事者の言葉に含まれた真の意味を理解していくことが必要である。

2 大人が自らの言動の結果に対して謙虚に向き合う姿勢が必要である。

精神的傷つき体験は、児童生徒間に起こることばかりではない。大人が、児童生徒を意図せずして傷つけてしまうこともある。しかし、それに気づいた時には自らの言動に悪意がなかったとしても、躊躇なく、その傷ついた気持ちに誠実に応えていかなければならない。

第3 保護者に寄り添う

1 保護者の抱える苦悩や不安に寄り添う

保護者への対応も児童生徒への対応と同じく、その抱える苦悩や不安に寄り添う必要がある。児童生徒のために保護者との信頼関係を築けるように、学校には事例に即した親身な理解と対応が求められる。

2 保護者からの情報提供を真摯に受け止める

いじめの問題は学校として生じてほしくない事柄である。しかし、保護者からの情報提供があった場合には、いじめ問題を避けることなく真摯に対応し、必要に応じて複数の教師間でそれまでの対応の在り方を協議し、検証していくことが求められる。

3 学校と保護者が真の協力者となる

いじめによって精神的苦痛を負った被害児童生徒を救済していくための支援のスタートラインは、学校と保護者がお互いを理解し補い合うような真の協力者となることである。お互いに積極的に声をかけ、事実を確認し、情報共有と共通理解を深めていく行動が欠かせない。

第4 いじめに対する学校の組織的対応の在り方を再考する

1 学級担任だけに任せがちないじめ対応を是正する

当該校のいじめ対応を検証すると、校内委員会が立ち上がるまでは担任の対応にのみ終始し、組織的な検討と対応は不十分であった。それは、「学級のことは担任がすべて背負い込む」という担任の強い信念（思い）があったこと、それを容認する校長などの役職者や同学年の同僚の認識があったことに起因する。こうした学校の指導文化を改善し、情報共有と組織的対応への意識を高めなければならない。

2 学校でのいじめ調査の公平性・客観性を確保すること

学校内でいじめの調査を行う場合には、その調査の公平性・客観性を十分に確保できるように調査組織や調査担当者の人選を行うべきである。また、組織や人選について保護者に適宜報告するなどして理解を求める努力も行うべきである。

3 いじめ問題の対応には校長の役割が大切になる

いじめ問題を認知する際に、校長は担任等の報告（記録であれ口頭であれ）を受け、生じている事態の把握に努力すべきである。また、その後に組織的に対応するために、教職員の協力、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの外部専門スタッフの協力を求めることも重要である。校長には様々な角度から事態を検討し、コーディネートしていくことが求められる。

4 外部性と中立性を持つ専門スタッフを適切に活用する

今日、「チーム学校」と言われる時代、外部性や中立性を持つスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを積極的に活用することが求められている。こうした専門スタッフは年間限られた出勤回数や要請派遣による勤務上の制約はあるが、それらの出勤日に校内いじめ対策委員会の開催を合わせるなど、教員組織の中に外部の目を入れ、児童生徒をめぐる意見交流の機会を活性化していかなければならない。

第5 医療機関の連携と協力意識を高める

学校では、なんらかの疾患を有し、長期的・定期的に医療機関を受診している児童生徒がいる。その際、学校現場の判断のみでは疾患の理解と対応は困難である。日頃から学校は保護者とともに主治医等との連絡や相談等を行い、助言を請うことが望ましい。学校は、日頃から児童生徒の心理的要因の所在や適切な対応を医療機関から情報を得て、それらを学校でできる支援の糸口にしていかなければならない。

第6 卒業後も長期にわたる支援とその体制が必要である

学校在籍の期間に発生したいじめ問題は、本質的な解決がなされない限り、その苦痛を卒業後も抱えて生きていくことになる。その事実を学校関係者は再認識すべきである。その上で、学校は、卒業がひとつの区切りと自己解釈せず、その児童生徒と保護者に卒業後もみずから働きかけ、問題解決に向けての最大限の努力と協力をすべきである。

卒業後であっても、連続した教育的支援が行えるよう、上級学校の関係者への引き継ぎや情報提供などを当事者の許可を得て行っていくことや児童生徒及びその保護者の精神的支援を継続することが不可欠である。

第7 いじめ重大事態調査の在り方を再考する

1 ガイドラインや基本方針等に沿った手続きや報告に努める

ガイドラインで定める調査開始時の説明が十分に行われることや重大事態（疑いを含む）が発生した際の行政への報告は正式に文書にて行われることが必要である。

2 いじめの認知時点での調査と重大事態の調査との違いを明確にする

市教委の「いじめ防止サポートチーム」は、学校のいじめ認知後の早期調査・対応への支援と重大事態の調査、両方に関与するシステムとなっている。しかし、いじめの早期調査の段階で、重大事態（疑いを含む）であると判断し、重大事態の調査に移行する際には、問題を多様な視点から検討するためにも、調査構成員を変える（スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門職を加える）などすることが望ましい。また、その調査の公平性・客観性を十分に確保できるように調査組織や調査担当者の人選を行うべきである。また、組織や人選について保護者に適宜報告するなどして理解を求める努力も行うべきことは学校での調査と同様である。

3 重大事態調査の結果に至る過程の詳細な説明が必要である

調査手続の説明だけでなく、調査結果の内容についても保護者や関係者の理解が得られるように判断の根拠が明確になされていることが不可欠である。

第8 市教委に求められるいじめ防止対策への点検項目

1 市教委は、本報告書を活かしたいじめ防止対策の研修冊子を作成し、いじめの定義やいじめ認知の在り方の理解を深める校内研修用の資料を配布することに努め、学校の教職員がいじめ防止対策関連の仕組みをよく理解する機会を持つ。

2 医療・福祉・心理・法律の専門家からの協力を得ながら、学校における児童生徒の心理的情緒的問題への対応とSOSを適切に受け止めるための教員向けスキルアップ研

修を実施する。

- 3 市立学校の「いじめ問題対策委員会」が、会議の目的や内容、計画（5W1Hを含む）を明記した議事録を作成し、必要があれば速やかに市教委に提出することができるよう指導する。
- 4 いじめ認知の段階から専門スタッフ（スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー）などの外部性と中立性が活かされる校内及び市教委内の体制整備に努める。
- 5 推進法や条例、市の基本方針などを学校関係者のみならず、児童生徒や保護者、地域の関係機関職員等に周知し、いじめ問題解決に保護者や関係者が参加する関係を醸成していく。
- 6 以上の点検項目について、市教委は継続してチェックを行う。

以上

【添付資料】

資料1 諮問書

2 教学第 1 9 4 0 号

令和 2 年 1 2 月 4 日

福島市いじめ問題対策委員会委員長 鈴木 庸裕 様

福島市教育委員会教育長 古関 明善



いじめ防止対策推進法 2 8 条第 1 項に規定する調査について（諮問）

福島市いじめ防止等に関する条例第 2 0 条及び、第 2 2 条第 1 項（及び福島市いじめ問題対策委員会規則第 5 条）の規定に基づき、下記の通り諮問します。

記

諮問

令和 2 年に福島市内の公立小学校で発生した事案について、いじめ防止対策推進法第 2 8 条第 1 項に規定する調査

（担当：福島市教育委員会学校教育課 指導係）

資料2 福島市いじめ防止等に関する条例

福島市いじめ防止等に関する条例

平成二十九年三月三十一日条例第十号

子どもは、福島市の未来を担うかけがえのない存在です。子ども一人一人が、郷土への誇りと自信、将来への夢と志を持ち、本市の発展を担う人材として健やかにたくましく成長するよう一人一人の心と体を大切に育まなければなりません。

一方で、いじめは、いじめを受けた子どもの尊厳及び人権を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、人間として決して許されない行為です。

将来にわたって子どもが安心して学び、健やかに成長することができる福島市の実現に向けて、全ての市民が、連携し、及び協力し、いじめの防止等に向けて主体的かつ着実な取組を推進するため、この条例を制定します。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成二十五年法律第七十一号。以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、市、教育委員会、市立学校、保護者及び市民等の責務及び役割を明らかにするとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 いじめ 児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となつた児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

二 学校 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）で、市の区域内にあるものをいう。

三 市立学校 福島市立学校条例（昭和三十九年条例第四十八号）第二条に規定する小学校、中学校及び特別支援学校をいう。

四 児童等 学校に在籍する児童又は生徒をいう。

五 保護者 親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

六 市民等 市内に在住、在勤又は在学する者並びに市内で事業活動を行う個人、企業及び団体をいう。

七 関係機関等 警察署、児童相談所その他のいじめの防止等のための対策に関わる機関及び団体をいう。

(基本理念)

第三条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、いじめはどこでもどの児童等においても起こり得るとの認識に立ち、児童等が安心して学習その他の活動

に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市、教育委員会、学校、保護者、市民等及び関係機関等は、それぞれの責務及び役割を自覚し、主体的に連携することにより、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(いじめの禁止)

第四条 児童等は、いじめを行ってはならない。

(市の責務)

第五条 市は、第三条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、学校、保護者、市民等及び関係機関等と連携して、いじめの防止等のための対策を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

(教育委員会の責務)

第六条 教育委員会は、基本理念にのっとり、学校、保護者、市民等及び関係機関等と連携して、市立学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講じなければならない。

(市立学校及び市立学校の教職員の責務)

第七条 市立学校及び市立学校の教職員は、基本理念にのっとり、市、教育委員会、市立学校に在籍する児童等の保護者、市民等及び関係機関等との連携を図りつつ、当該市立学校及び市立学校の教職員が組織的に学校全体でいじめの防止、早期発見及び早期解消に取り組むとともに、市立学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処しなければならない。

(保護者の役割)

第八条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その言動がその保護する児童等に大きな影響力を持つとの認識の下、当該児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、生命を大切にし、他人を思いやるなどの基本的な倫理観や規範意識を養うための教育その他の必要な教育を行うよう努めるとともに、いじめは絶対に許されない行為であることを十分に理解させるよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。

3 保護者は、市、教育委員会及び学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

(市民等の役割)

第九条 市民等は、基本理念にのっとり、それぞれの地域において児童等とふれあう機会を大切にし、地域全体で児童等を見守るとともに、市、教育委員会、学校、保護者及び関係機関等と連携協力して、児童等が安心して生活し、健やかに成長できる環境づくりに努めるものとする。

2 市民等は、いじめを発見したとき、又はいじめが行われている疑いがあると認められたときは、市、教育委員会、学校又は関係機関等へ情報提供するとともに、市、教育委員会及び学校が講ずるいじ

めの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

第二章 いじめの防止等に関する基本方針

(市いじめ防止基本方針)

第十条 市は、法第十二条の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「市いじめ防止基本方針」という。）を策定するものとする。

2 市いじめ防止基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項
- 二 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項
- 三 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

3 市は、児童等を取り巻く社会情勢の変化等を勘案し、必要に応じて市いじめ防止基本方針の見直しを行い、又は変更するものとする。

(学校いじめ防止基本方針)

第十一条 市立学校は、法第十三条の規定に基づき、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針（以下「学校いじめ防止基本方針」という。）を策定するものとする。

2 学校いじめ防止基本方針は、市いじめ防止基本方針を参酌し、当該市立学校の実情に応じ、当該市立学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針及び具体的な取組を定めるものとする。

3 市立学校は、児童等を取り巻く社会情勢の変化等を勘案し、必要に応じて学校いじめ防止基本方針の見直しを行い、又は変更するものとする。

第三章 いじめの防止等に関する基本的施策

(いじめの防止のための措置)

第十二条 教育委員会及び市立学校は、当該市立学校に在籍する児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育、体験活動及び生徒指導等の充実を図らなければならない。

2 教育委員会及び市立学校は、当該市立学校におけるいじめを防止するため、当該市立学校に在籍する児童等の保護者、市民等及び関係機関等と連携を図りつつ、いじめの防止等に資する活動であって当該市立学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該市立学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該市立学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

(いじめの早期発見のための措置)

第十三条 教育委員会及び市立学校は、当該市立学校におけるいじめを早期に発見するため、当該市立学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

(相談体制の整備)

第十四条 市、教育委員会及び市立学校は、児童等及びその保護者並びに当該市立学校の教職員がいじめに係る通報及び相談を行うことができる体制（次項において「相談体制」という。）を整備するものとする。

2 市、教育委員会及び市立学校は、相談体制を整備するに当たっては、保護者、市民等及び関係機関等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

(関係機関等との連携等)

第十五条 市は、いじめを受けた児童等に対する支援、その保護者に対する支援及び情報提供、いじめを行った児童等に対する指導及び支援、その保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切かつ迅速に行われるよう、学校、市民等及び関係機関等との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進)

第十六条 市、教育委員会及び市立学校は、当該市立学校に在籍する児童等及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、当該児童等に対する情報モラル教育(情報化社会の中で適切に行動するための基本となる考え方及び態度を養うことを目的とする教育をいう。)の充実に努めるとともに、その保護者に対して、必要な啓発活動及び情報提供を行うものとする。

第四章 いじめの防止等に関する措置

(いじめに対する措置)

第十七条 学校の教職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 市立学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該市立学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を教育委員会に報告するものとする。

3 市立学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該市立学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

4 市立学校は、当該市立学校の教職員が前項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

5 市立学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該市立学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

6 教育委員会は、第二項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、当該市立学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。

(学校相互間の連携協力体制の整備)

第十八条 市は、いじめを受けた児童等といじめを行った児童等が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため、市立学校及びその他の学校相互間の連携協力体制を整備するものとする。

第五章 重大事態への対処

(重大事態の発生に係る報告)

第十九条 市立学校は、当該市立学校に在籍する児童等に法第二十八条第一項に規定する重大事態（以下単に「重大事態」という。）が発生した疑いがあると認めるときは、教育委員会を通じて、その旨を市長に報告しなければならない。

(教育委員会による対処)

第二十条 教育委員会は、前条の規定による報告を受けた場合又は市立学校に在籍する児童等若しくはその保護者から当該市立学校に対して当該児童等に重大事態が発生し、若しくは発生した疑いがあると申立てがあった場合であって必要があると認めるときは、当該報告又は申立てに係る重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生を防止するため、速やかに、第二十二条第一項に規定する福島市いじめ問題対策委員会に調査を行わせるものとする。

2 教育委員会は、前項の規定による調査が終了したときは、その結果を市長に報告するものとする。

3 教育委員会は、第一項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切かつ迅速に提供するものとする。

4 教育委員会は、第一項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生を防止のために必要な措置を講ずるものとする。

(市長による対処)

第二十一条 市長は、前条第二項の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生を防止のため必要があると認めるときは、第二十三条第一項に規定する福島市いじめ問題再調査委員会を設置して調査を行う等の方法により、前条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

2 市長は、前項の規定による調査が終了したときその他必要があると認めるときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査の結果その他の必要な情報を適切かつ迅速に提供するものとする。

3 市長は、第一項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

4 市長及び教育委員会は、第一項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生を防止のために必要な措置を講ずるものとする。

第六章 福島市いじめ問題対策委員会等

(福島市いじめ問題対策委員会)

第二十二条 教育委員会は、いじめの防止等に関する施策、取組等について検証を行うとともに、重大事態の調査を行うため、法第十四条第三項及び法第二十八条第一項の規定に基づき、教育委員会の附属機関として福島市いじめ問題対策委員会（以下「対策委員会」という。）を置く。

2 対策委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- 一 いじめの防止等のための対策のあり方及びその実効性を高めるための調査研究に関する事項
- 二 市立学校において重大事態が発生した場合における事実の確認及び調査に関する事項
- 三 その他対策委員会の設置の目的を達成するために必要な事項

3 対策委員会は、委員十二人以内で組織する。

4 対策委員会の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 対策委員会の委員は、再任されることができる。

6 前各項に定めるもののほか、対策委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(福島市いじめ問題再調査委員会)

第二十三条 市長は、第二十一条第一項の規定による調査を行うため、法第三十条第二項の規定に基づき、市長の附属機関として福島市いじめ問題再調査委員会（以下「再調査委員会」という。）を置くことができる。

2 再調査委員会は、市長の諮問に応じ、第二十条第一項の規定による調査の結果について必要な調査を行う。

3 再調査委員会は、委員五人以内で組織する。

4 再調査委員会の委員の任期は、第二項の市長の諮問に係る事項についてその答申が終了するまでの期間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 再調査委員会の委員は、再任されることができる。

6 前各項に定めるもののほか、再調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第七章 雑則

(守秘義務)

第二十四条 いじめに関する相談、調査等に関係した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第二十五条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長又は教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬等に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬等に関する条例（昭和三十一年条例第二十三号）の一部改正（略）

資料3 福島市いじめ問題対策委員会規則

○福島市いじめ問題対策委員会規則

平成二十九年四月一日教育委員会規則第四号

改正

平成二九年七月二六日教育委員会規則第五号

福島市いじめ問題対策委員会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、福島市いじめ防止等に関する条例（平成二十九年条例第十号。以下「条例」という。）第二十二條第六項の規定に基づき、福島市いじめ問題対策委員会（以下「対策委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第二条 対策委員会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- 一 学校教育に関する学識経験を有する者
- 二 法律、医学、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者
- 三 福島県福島警察署の職員
- 四 福島県福島北警察署の職員
- 五 福島市小学校長会の代表
- 六 福島市中学校長会の代表
- 七 福島市青少年健全育成推進会議の代表
- 八 福島市民生児童委員協議会の代表
- 九 福島市小中学校PTA連合会の代表
- 十 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

2 対策委員会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

(委員長及び副委員長)

第三条 対策委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、対策委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第四条 対策委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 対策委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 対策委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 議長は、対策委員会の会議の運営上必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 5 特定の議事につき特別の利害関係を有する委員は、対策委員会の決議があったときは、当該議事に係る会議又は議決に参加することができない。
- 6 対策委員会の会議は、出席委員の過半数で議決したときは、対策委員会の会議の全部又は一部を公開しないことができる。

(専門部会)

第五条 対策委員会に重大事態の調査その他の特別の事項を分担させるため、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、委員長が指名する委員及び臨時委員若干名で組織する。
- 3 専門部会に部会長を置き、部会に属する委員及び臨時委員のうちから委員長が指名する。
- 4 部会長は、専門部会の事務を掌理する。
- 5 部会長は、専門部会の運営上必要があると認めるときは、専門部会に委員及び臨時委員以外のものの出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は専門部会が必要と認めた事項について調査を行わせることができる。
- 6 部会長は、専門部会における調査等の経過及び結果を対策委員会に報告しなければならない。
- 7 前条第一項及び第二項の規定は、専門部会の会議について準用する。この場合において、同条中「対策委員会」とあるのは「専門部会」と、同条第一項中「委員長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。
- 8 専門部会の会議は、非公開とする。ただし、その会議における議事が、福島市情報公開条例（平成十年条例第一号）第九条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項以外の事項を審議する場合にあっては、部会長が専門部会に諮って当該会議を公開することができる。

(秘密の保持)

第六条 対策委員会の委員、臨時委員及び会議の議事に関わる者は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(雑則)

第七条 この規則に定めるもののほか、対策委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二九年七月二六日教委規則第五号）

この規則は、公布の日から施行する。

資料4 福島市いじめ防止基本方針

福島市いじめ防止基本方針

平成29年7月

福島市・福島市教育委員会

目 次

はじめに	1
第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	2
1 福島市いじめ防止基本方針策定の目的	2
2 福島市のいじめ防止対策の基本理念	2
3 いじめの定義	4
4 いじめの禁止	4
5 いじめの理解	4
6 いじめの防止等に関する基本的な考え方	6
第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	9
1 いじめの防止等のために市及び教育委員会が実施する施策	9
2 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策	15
3 重大事態への対処	22
第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	28
1 福島市いじめ防止基本方針の改訂	28
2 福島市いじめ防止基本方針の公表	28
3 守秘義務	28
<資料>	
1 いじめ防止等のために市及び教育委員会実施する施策	29
2 いじめ等に関する相談窓口一覧	35
3 各種様式	36

はじめに

いじめは、いじめを受けた子どもの尊厳及び人権を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、人間として決して許されない行為です。

平成25年9月28日「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下「法」という。）が施行され、本市においても、法第12条に基づき平成25年3月31日「いじめ防止に関する取組方針」を策定するとともに、各学校においては、法第13条により、「学校いじめ防止基本方針」を策定し、いじめ防止等に向けた対策に取り組んできました。

法の施行後も、全国的にいじめの認知件数が増加し、いじめが原因と疑われる重大事態も発生しており、いじめに対する対策の強化が求められていることから、全ての市民が連携、協力し、いじめ防止等に向けて主体的かつ着実な取組を推進する基盤を整備するため、平成29年4月1日「福島市いじめ防止等に関する条例」（平成29年条例第10号。以下「条例」という。）を制定し施行しました。

「福島市いじめ防止基本方針」は、子どもたちの生命・身体を守り、子どもたちが本市の発展を担う人材として健やかにたくましく成長することを願い、学校、教育委員会、家庭・地域も含めた社会全体が一丸となり、全市を挙げていじめ防止等に向けて取り組むことができるよう策定するものです。条例第10条の規定に基づき、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を明確にし、総合的かつ効果的に推進してまいります。

～「福島市いじめ防止等に関する条例」より（以下同じ）～

子どもは、福島市の未来を担うかけがえのない存在です。子ども一人一人が、郷土への誇りと自信、将来への夢と志を持ち、本市の発展を担う人材として健やかにたくましく成長するよう一人一人の心と体を大切に育まなければなりません。

一方で、いじめは、いじめを受けた子どもの尊厳及び人権を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、人間として決して許されない行為です。

将来にわたって子どもが安心して学び、健やかに成長することができる福島市の実現に向けて、全ての市民が、連携し、及び協力し、いじめの防止等に向けて主体的かつ着実な取組を推進するため、この条例を制定します。

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成二十五年法律第七十一号。以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、市、教育委員会、市立学校、保護者及び市民等の責務及び役割を明らかにするとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 福島市いじめ防止基本方針策定の目的

法第12条及び条例第10条の規定に基づき、本市の実情に応じたいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定する。

第二章 いじめの防止等に関する基本方針

(市いじめ防止基本方針)

第十条 市は、法第十二条の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「市いじめ防止基本方針」という。）を策定するものとする。

2 市いじめ防止基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項
- 二 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項
- 三 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

3 市は、児童等を取り巻く社会情勢の変化等を勘案し、必要に応じて市いじめ防止基本方針の見直しを行い、又は変更するものとする。

(学校いじめ防止基本方針)

第十一条 市立学校は、法第十三条の規定に基づき、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針（以下「学校いじめ防止基本方針」という。）を策定するものとする。

2 学校いじめ防止基本方針は、市いじめ防止基本方針を参酌し、当該市立学校の実情に応じ、当該市立学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針及び具体的な取組を定めるものとする。

3 市立学校は、児童等を取り巻く社会情勢の変化等を勘案し、必要に応じて学校いじめ防止基本方針の見直しを行い、又は変更するものとする。

2 福島市のいじめ防止対策の基本理念

子どもは福島市の未来を担うかけがえのない存在であり、いじめは心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものである。いじめの問題にすべての市民が連携、協力して取り組むことが必要であることから、福島市総合計画後期基本計画、福島市教育振興基本計画（平成28年度～平成32年度）を踏まえ、全市を挙げていじめ防止対策を推進する。

福島市総合計画後期基本計画

<将来都市像> ときめきとやすらぎ 希望に満ちた人間尊重のまち 福島市

<基本理念> みんなが誇れる県都ふくしまの創造

- 1 いのちを大切にするまち
- 2 女性が活躍できるまち
- 3 こどもと高齢者を大切にするまち
- 4 活力あふれるまち
- 5 「次世代の環境」の住みよいまち

福島市教育振興基本計画（平成28年度～平成32年度）

<基本理念>

- (1) 豊かで恵まれた自然、先人が築いた歴史や文化を基盤として、「心ふれあう教育と文化のまちづくり」を推進し、「人間尊重の精神に基づき、広い視野を持ち、生涯を通じて自己の向上」に努めるとともに、「社会平和の進展に貢献する心身共に健康な市民の育成」を推進します。
- (2) 自分たちのまちは、自分たちで考え、自分たちで創り、守り、そしてはぐくんでいくという意識を市民と行政がともに持ち、ともに考え、ともに行動する市民との協働のまちづくりを推進します。

<基本目標>

- (1) 子ども一人ひとりが郷土への誇りと自信、将来への「夢」と「志」をもち、東日本大震災と原発事故の影響から本市の復興と発展を担う人材として健やかにたくましく成長するために、学校・家庭・地域社会がそれぞれの責任と使命を自覚し、連携を深め、子どもたちの「生きる力」を培い、未来を切り拓く力をはぐくむ教育を推進します。
- (2) 以下省略



いじめ防止対策の基本理念

- 1 いじめが全ての児童等に関する問題であることに鑑み、いじめはどこでもどの児童等においても起こり得るとの認識に立ち、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにする。
- 2 全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めるようにする。
- 3 いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市、学校、保護者、市民等及び関係機関等は、それぞれの責務及び役割を自覚し、主体的に連携し、いじめの問題の克服に取り組む。

(基本理念)

- 第三条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関する問題であることに鑑み、いじめはどこでもどの児童等においても起こり得るとの認識に立ち、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- 2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
 - 3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市、教育委員会、学校、保護者、市民等及び関係機関等は、それぞれの責務及び役割を自覚し、主体的に連携することにより、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

3 いじめの定義

法第2条で定められているとおり、いじめとは「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

また、「いじめ」に当たるか否かの判断に当たっては、以下を踏まえることが大切である。

- ① いじめられた児童生徒の立場に立つこと。
- ② いじめられている本人が否定する場合もあるため、法の「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定して解釈することがないように努めること。
- ③ 特定の教職員で判断することなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用し、条例第7条の市立学校及び市立学校の教職員の責務に示すように、教職員が組織的に対応すること。
- ④ インターネット上で悪口を書かれるなど、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、適切な対応に努めること。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 いじめ 児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- 二 学校 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）で、市の区域内にあるものをいう。
- 三 市立学校 福島市立学校条例（昭和三十九年条例第四十八号）第二条に規定する小学校、中学校及び特別支援学校をいう。
- 四 児童等 学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- 五 保護者 親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。
- 六 市民等 市内に在住、在勤又は在学する者並びに市内で事業活動を行う個人、企業及び団体をいう。
- 七 関係機関等 警察署、児童相談所その他のいじめの防止等のための対策に関わる機関及び団体をいう。

4 いじめの禁止

条例第4条に示すとおり、児童等はいじめを行ってはならない。

児童等に対し、関係者は、一人一人のかけがえのない生命や個性を尊重し、いじめに向かうことのないよう徹底して指導する。

(いじめの禁止)

第四条 児童等は、いじめを行ってはならない

5 いじめの理解

(1) いじめは人間として決して許されないことである。

「いじめは絶対に許されない」という強い認識に立って取り組まなければならない。いじめられる方にも問題があるなどの考えは、一切否定されるべきものである。

(2) いじめは、どこでもどの子にも起こりうるものである。

いじめは特定のいじめっ子やいじめられっ子の問題ではなく、どの児童等も被害者はもちろん加害者にもなりうる。さらに被害者も加害者も比較的短期間で入れ替わることがある。

(3) いじめは、生命又は身体に重大な危険を生じさせうるものである。

暴力行為はもちろんのこと、暴力を伴わないいじめであっても、何度も繰り返されたり、多くのものから集中的に行われたりすることで、生命又は身体に重大な危険を生じさせうるものである。

(4) 集団としていじめを容認しない雰囲気を作ることが必要である。

いじめは、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）から起こることもあり、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを容認しない雰囲気が形成されるようにする。

(5) 学校・保護者・地域・関係機関等が連携し、全市民の協力のもといじめを早期に発見し、迅速に対応することが重要である。

学校においては、学級担任等、特定の教員が抱え込むことなく、学校全体で迅速に組織的に対応することが重要であり、事実を隠ぺいするような対応は許されない。また、保護者や市民はそれぞれの役割を自覚しつつ、学校や関係機関等と連携して迅速に対応していく。

(市の責務)

第五条 市は、第三条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、学校、保護者、市民等及び関係機関等と連携して、いじめの防止等のための対策を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

(教育委員会の責務)

第六条 教育委員会は、基本理念にのっとり、学校、保護者、市民等及び関係機関等と連携して、市立学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講じなければならない。

(市立学校及び市立学校の教職員の責務)

第七条 市立学校及び市立学校の教職員は、基本理念にのっとり、市、教育委員会、市立学校に在籍する児童等の保護者、市民等及び関係機関等との連携を図りつつ、当該市立学校及び市立学校の教職員が組織的に学校全体でいじめの防止、早期発見及び早期解消に取り組むとともに、市立学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処しなければならない。

(保護者の役割)

第八条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その言動がその保護する児童等に大きな影響力を持つとの認識の下、当該児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、生命を大切に、他人を思いやるなどの基本的な倫理観や規範意識を養うための教育その他の必要な教育を行うよう努めるとともに、いじめは絶対に許されない行為であることを十分に理解させるよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。

3 保護者は、市、教育委員会及び学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

(市民等の役割)

第九条 市民等は、基本理念にのっとり、それぞれの地域において児童等とふれあう機会を大切にし、地域全体で児童等を見守るとともに、市、教育委員会、学校、保護者及び関係機関等と連携協力して、児童等が安心して生活し、健やかに成長できる環境づくりに努めるものとする。

2 市民等は、いじめを発見したとき、又はいじめが行われている疑いがあると認められたときは、

市、教育委員会、学校又は関係機関等へ情報提供するとともに、市、教育委員会及び学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

6 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの防止

- ① 市立学校は、条例第11条に基づき学校いじめ防止基本方針を策定し、具体的な取組を定め、教職員が組織的に対応する。
- ② 教育委員会及び市立学校は、全教育活動を通じて、道徳教育、体験活動、生徒指導の充実を図るとともに、心の居場所としての学級経営、集団づくりの充実を図る。
- ③ 市及び教育委員会、市立学校は、いじめ問題への取組の重要性について市民全体に認識を広め、地域、家庭と一体となって取組を推進するため、保護者や市民に対して、いじめ防止のための啓発を行う。
- ④ 保護者は、家庭において、子どものいじめを許さない心を育てるために、善悪の判断や正義感、思いやりの心等をはぐくむとともに、日頃から子どもが悩み事等を相談できる雰囲気づくりに努める。
- ⑤ 教育委員会及び市立学校は、SNS等による誹謗中傷によるいじめ事案も見られることから、児童等への情報モラル教育の充実を図るとともに、保護者に対してインターネットの取り扱いを含めた啓発を行う。

第三章 いじめの防止等に関する基本的施策

(いじめの防止のための措置)

第十二条 教育委員会及び市立学校は、当該市立学校に在籍する児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育、体験活動及び生徒指導等の充実を図らなければならない。

- 2 教育委員会及び市立学校は、当該市立学校におけるいじめを防止するため、当該市立学校に在籍する児童等の保護者、市民等及び関係機関等と連携を図りつつ、いじめの防止等に資する活動であって当該市立学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該市立学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該市立学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

(インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進)

第十六条 市、教育委員会及び市立学校は、当該市立学校に在籍する児童等及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、当該児童等に対する情報モラル教育（情報化社会の中で適切に行動するための基本となる考え方及び態度を養うことを目的とする教育をいう。）の充実を図るとともに、その保護者に対して、必要な啓発活動及び情報提供を行うものとする。

(2) いじめの早期発見

- ① いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対応の前提であり、学校、保護者、市民等、全ての大人が連携し、児童等の些細な変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかという疑いをもって、早い段階から、的確にかかわりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめの認知に努

める。

- ② いじめの早期発見のため、教育委員会や市立学校は、定期的な調査を実施するとともに、市及び教育委員会や市立学校は、教育相談の実施、電話相談の窓口の周知等により、児童等がいじめを訴えやすい体制づくりに努める。
- ③ いじめ防止に向けて、学校とともに、保護者・地域・関係機関と連携しながら、早期に発見し、迅速に対応していく。

(いじめの早期発見のための措置)

第十三条 教育委員会及び市立学校は、当該市立学校におけるいじめを早期に発見するため、当該市立学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

(相談体制の整備)

第十四条 市、教育委員会及び市立学校は、児童等及びその保護者並びに当該市立学校の教職員がいじめに係る通報及び相談を行うことができる体制(次項において「相談体制」という。)を整備するものとする。

2 市、教育委員会及び市立学校は、相談体制を整備するに当たっては、保護者、市民等及び関係機関等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

(関係機関等との連携等)

第十五条 市は、いじめを受けた児童等に対する支援、その保護者に対する支援及び情報提供、いじめを行った児童等に対する指導及び支援、その保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切かつ迅速に行われるよう、学校、市民等及び関係機関等との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(3) いじめへの対処

- ① 児童生徒からのいじめの相談を受けたものは、直ちに、当該児童生徒の学校への通報その他適切な対応を行う。
- ② いじめがあることが確認された場合、直ちに、学校における「いじめの防止等の対策のための組織」(以下「学校いじめ対策組織」)に報告する。学校いじめ対策組織においては情報を共有し、役割分担のもと、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保するとともに、いじめたとされる児童生徒に対して事実を確認した上で適切に対応する。
- ③ 家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、学校間や関係機関との連携を図り、組織的な対応を行う。
- ④ 教職員は日頃から、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくとともに、学校における組織的な対応を可能とするような体制を整備する。
- ⑤ 社会全体で子どもを見守り、健やかな成長を促すため、いじめの問題について学校関係者と地域・家庭、関係機関等が連携・協働する体制を整備し、協力して対策を推進する。

第四章 いじめの防止等に関する措置

(いじめに対する措置)

第十七条 学校の教職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 市立学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該市立学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を教育委員会に報告するものとする。

3 市立学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該市立学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

4 市立学校は、当該市立学校の教職員が前項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

5 市立学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該市立学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

6 教育委員会は、第二項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、当該市立学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。

(学校相互間の連携協力体制の整備)

第十八条 市は、いじめを受けた児童等といじめを行った児童等が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため、市立学校及びその他の学校相互間の連携協力体制を整備するものとする。

(4) 家庭や地域との連携

① 社会全体で子どもを見守り健やかな成長を促すため、いじめの問題について学校関係者と家庭、地域が連携した対策を推進する。

- ・ P T A
- ・ 育成会
- ・ 青少年健全育成推進会
- ・ 民生児童委員協議会
- ・ スポーツ少年団
- ・ 放課後児童クラブ
- ・ 人権擁護委員
- ・ 青少年センター補導員
- ・ 見守り隊 等

② より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

(5) 関係機関との連携

① いじめの問題への対応については、学校や教育委員会と関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携が必要であるため、日頃から双方の担当者が情報を共有できる体制の構築に努める。

第2 いじめの防止等のための対策に関する事項

1 いじめの防止等のために市及び教育委員会が実施する施策

(1) 市及び教育委員会におけるいじめ防止等の対策のための組織の設置

①「福島市いじめ問題対策委員会」

教育委員会は、市の基本方針に基づきいじめの防止等のための対策を実効的に行うため教育委員会の附属機関として「福島市いじめ問題対策委員会」（以下「対策委員会」という。）を設置する。

構成員には、教育、法律、心理、福祉等の専門的な知識及び経験を有するもの及び、小中学校長会、警察、PTA連合会等を任命する。また、必要に応じて臨時委員を任命する。

この対策委員会の主な機能は以下の通りである。

○いじめの防止等のための対策について調査審議する。

○市立学校の重大事態に係る事実関係に関する調査を行う。

○各種団体の子どもに関する施策について情報交換を行うなど、その他対策委員会の目的を達成するための協議を行う。

②「専門部会」

対策委員会に、重大事態の調査、その他の特別な事項を分担する専門部会を設置する。

構成員は、対策委員会委員長が対策委員の中から若干名を指名するが、専門の事項を調査させるために臨時委員や委員以外のものに調査を行わせることができる。

専門部会は、重大事態を調査する。

③「福島市いじめ問題再調査委員会」

市長は、対策委員会による調査が終了し、教育委員会からその調査報告を受けた場合において、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、「福島市いじめ問題再調査委員会」（以下、「再調査委員会」という。）を設置して調査を行う等の方法により、教育委員会からの調査の結果について調査を行うことができる。

委員には、人格が高潔であって、再調査委員会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律に関して優れた識見を有するものうちから5名以内を市長が委嘱する。

第六章 福島市いじめ問題対策委員会等

(福島市いじめ問題対策委員会)

第二十二條 教育委員会は、いじめの防止等に関する施策、取組等について検証を行うとともに、重大事態の調査を行うため、法第十四条第三項及び法第二十八条第一項の規定に基づき、教育委員会の附属機関として福島市いじめ問題対策委員会（以下「対策委員会」という。）を置く。

2 対策委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

一 いじめの防止等のための対策のあり方及びその実効性を高めるための調査研究に関する事項

二 市立学校において重大事態が発生した場合における事実の確認及び調査に関する事項

三 その他対策委員会の設置の目的を達成するために必要な事項

3 対策委員会は、委員十二人以内で組織する。

4 対策委員会の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間と

する。

- 5 対策委員会の委員は、再任されることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、対策委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(福島市いじめ問題再調査委員会)

第二十三条 市長は、第二十一条第一項の規定による調査を行うため、法第三十条第二項の規定に基づき、市長の附属機関として福島市いじめ問題再調査委員会（以下「再調査委員会」という。）を置くことができる。

- 2 再調査委員会は、市長の諮問に応じ、第二十条第一項の規定による調査の結果について必要な調査を行う。
- 3 再調査委員会は、委員五人以内で組織する。
- 4 再調査委員会の委員の任期は、第二項の市長の諮問に係る事項についてその答申が終了するまでの期間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 再調査委員会の委員は、再任されることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、再調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

④ 教育委員会内「いじめ防止サポートチーム」による支援

教育委員会学校教育課内に、市立学校はいじめ防止等の対応について支援するため、「いじめ防止サポートチーム」を置く。

いじめ防止サポートチーム実施要項

福島市教育委員会

1 目的

いじめを認知した市立学校に「いじめ防止サポートチーム」を派遣し、対応策についての助言、保護者や子どもへの対応等、いじめの問題の速やかな解決に向けて学校を支援する。

2 実施方法

福島市教育委員会は、「いじめ防止サポートチーム」を福島市教育委員会事務局学校教育課に設置し、福島市内の小・中学校・特別支援学校等からの要請に応じて、いじめの問題の速やかな解決のための計画を立案し、その計画に基づき、チームのメンバーの派遣や相談業務等を行う。

3 構成メンバー

指導主事、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等

4 派遣期間

学校が要請する期間

5 いじめ防止サポートチームの職務

いじめ防止サポートチームは、以下の職務を行う。

- (1) 電話相談、来庁相談による助言
- (2) 保護者や子どもへの対応
(いじめた子ども、いじめられた子ども、傍観者の子ども)
- (3) ケース会議の開催
- (4) いじめられている子どもへの支援（就学指定校の変更等）

- (5) いじめている子どもへの対応（学校教育法35条による出席停止措置等）
- (6) 関係機関との連携
- (7) いじめの問題に関する研修会における指導
- (8) いじめの調査・分析・報告
- 6 いじめ防止サポートチーム派遣要請方法
 - (1) 電話による依頼
 - 担当：生徒指導担当（学校教育課指導係長）
 - (2) その後、関係文書を提出する。（p36様式1）
- 7 いじめ防止サポートチーム活動計画
 - いじめ防止サポートチームは、定例会のほか、学校の要請に基づき臨時会を開催する。
 - (1) 定例会（4月、7月、2月、年に3回）
 - ① 事例検討等、いじめの問題に対応するための研修会
 - ② いじめ調査などを受けた各学校の対応策や実践状況等の把握
 - (2) 臨時会
 - ① 各学校の派遣要請に基づく該当児童生徒の情報収集
 - ② ケース会議による問題の検討と今後のサポート内容の検討
- 8 その他
 - 指導主事、スクールカウンセラー等の派遣にかかる経費は市教育委員会が負担する。

(2) 市及び教育委員会におけるいじめの防止等のための取組

市の関係各課及び教育委員会は、いじめ防止対策等におけるそれぞれの役割を担い、連携を図りながら、特に以下の視点をもとに、全庁を挙げて一体となって取り組む。（p30資料1参照）

- ① 「居場所づくり」「絆づくり」のための安全安心な学級づくりの実現に向けた支援
 - 教育委員会は、多様な事業を連携させ市立学校の学級づくりへの支援を行う。
 - ・福島市教育実践センターにおける学級づくりに関する研修等、各種研修の充実
 - ・学校訪問、教員派遣による支援
 - ・豊かな人間性・社会性をはぐくむ体験活動の促進を図る事業
 - ・個に応じたきめ細かな指導の促進を図る事業
 - ・生命尊重や思いやりの心をはぐくむ教育活動の促進を図る事業
 - ・教育相談の充実を図る事業等
- ② 道徳教育の充実
 - 東日本大震災及び原発事故の経験をふまえ、教育活動全体を通して郷土福島に対する誇りと自信を育てるとともに、「生命を尊重する心」「他者を思いやる心」を重点とした児童生徒の心の発達を図る道徳教育を推進する。
 - 「特別の教科 道徳」の趣旨を踏まえ道徳教育推進教師を中心とした全教師の協力体制のもとに、いじめ防止の視点も踏まえ道徳性の育成にかかわる指導の充実を図る。

- 学校の道徳の授業を参観日等に地域に公開し、学校と家庭・地域が一体となって、児童生徒の道徳的実践力を養う。
 - いわれなき差別や偏見をなくすため学校・家庭・地域が一体となり、基本的人権の尊重の精神を高め、一人一人を大切にされた教育の実現に向けた人権教育の充実を図る。
 - 心身ともに健康で安全な生活を送るために、放射線等に関する基礎的な知識についての理解を深め、児童生徒が自ら考え判断し行動する力を育成する放射線教育を充実する。
- ③ 体験活動の充実
- 子どもや地域の実態、要望に即した創造的な活動を通して、豊かな福島市の歴史や文化、伝統、自然、人材等にふれ、郷土「ふくしま」への誇りと自信とともに、将来への「夢」をはぐくむ。また、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成するとともに、確かな学力と豊かな人間性・社会性など、「生きる力」を身に付けた子どもを育成する。
- ④ 教育相談体制の充実
- 教育相談の窓口を開設し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家を活用しながら、児童生徒及び保護者、市民の相談に応じ、不登校やいじめ、問題行動等の未然防止や早期発見及び即時対応を図る。（p35 資料2 参照）
- ⑤ いのちやこころを大切にする健康教育の充実
- 心身の健康保持や性、薬物乱用防止に関する指導など、児童生徒の発達の段階に応じた健康教育を推進できるよう教員対象の研修や各種事業を実施し、適切な意志決定や行動選択ができ、自分や他者を大切にする気持ちをもつ心豊かな児童生徒を育成する。
- ⑥ 情報モラル教育の推進
- 児童生徒に対し、情報モラルや情報リテラシーに関する教育を推進し、情報社会で安全に生活するための望ましい態度の育成を図る。また、保護者に対して、インターネットを通じて行われるいじめの現状や対策についての周知に努める。
- ⑦ 各種研修の充実
- 福島市教育実践センターにおける研修
 - ・学級づくりに関する研修
 - ・学校経営講座
 - ・教育課題講座
 - ・特別支援教育講座等
- ⑧ 地域ぐるみによる学校支援の促進
- 教員や地域の大人が子どもと向き合う時間を確保するとともに、地域住民がボランティア活動を通じて学校を支援する活動をとおして、学校・家庭・地域が一体となって地域ぐるみで子どもを育てる体制づくりを支援する。
- ⑨ 子育てに関する学習機会等の充実
- 保護者が子育てに関するさまざまな知識や情報、心構え等について学習する機会の充実を図るとともに、大人と子どものかかわりを充実させるための取組を推進する。

⑩ 家庭教育力向上のための支援体制の充実

保護者に対して家庭教育に関するわかりやすい情報提供を進めるとともに、地域における子育て・家庭教育の支援員等の資質向上に取り組むなど、子育て、家庭教育支援を推進するための体制づくりに努める。

⑪ 学校と家庭の連携の促進

P T A 連合会等の活動に対する支援などにより、各学校の P T A 等が行っている、学校と家庭の連携による家庭教育に関する取組を支援する。

⑫ 私立学校や国立大学に附属して設置される学校に係る対応

法に基づき、設置機関及び当該学校がいじめの防止等の対策について実施するとともに、条例第 18 条により学校相互間の連携協力体制を整備する。

(3) 教育委員会の学校支援及び年間計画

① 学校教育課指導係の主な支援内容

- いじめの定期調査
- 『いじめ防止サポートチーム』による市立学校への支援
- スクールカウンセラー（実践センター・各市立学校）の活用
- スクールソーシャルワーカーの活用
- 道徳教育の推進

② 福島市教育実践センターの主な支援内容

- 市立学校小 3・小 5・中 1・中 2 児童生徒への一斉 Q-U 実施
(※「Q-U」とは、学級満足度や学校生活の意欲を調査する心理テスト)
- 子どもハートサポート事業（ハートサポート相談員を小学校へ配置）
- 市スクールカウンセラーによるカウンセリング
- 県スクールカウンセラーの市立学校への配置
- 市スクールソーシャルワーカーによるソーシャルワーク
- 相談事業
- 教職員研修

<年間計画>

月	市立学校	指導係	教育実践センター
4	<p><u>公立学校長園長会議</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・校長趣旨理解 生徒指導協議会 ・教職員趣旨理解 学校便り・授業参観 	<p><u>公立学校長園長会議</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・趣旨説明 <p>~年間通して~</p> <p>いじめ防止</p> <p>サポートチーム</p>	<p><u>公立学校長園長会議</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・講座の説明 ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用 ・子どもハートサポート事業
5	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者へいじめへの対処方針、指導計画の公表 <p>~年間通して~</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導協議会(校内研修)実施 ・市教育実践センター研修会への参加 	<p>第1回サポートチーム研修会</p>	<p>不登校問題に関する調査研究開始</p> <p>訪問相談員 決定・計画検討</p> <p>小3・5・中1・2 Q-U実施要項配付</p> <p>月1回定例連絡会 年10回訪問活動 年2回広報活動</p>
6	<p>Q-U一斉実施 (小3・5・中1・2)</p>	<p>5月末第1回 いじめ調査</p>	<p>学級経営ブラッシュアップ講座①</p> <p>対象…幼小中特別支援教職員 内容…「Q-Uを生かした学級づくり」</p>
7	<p>生徒指導協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Q-Uに基づく校内研修会(理解対応策) 	<p>第2回サポートチーム研修会</p>	<p>前期Q-U回収、分析結果・ 対応策Q-Uに基づく 〈校内研修マニュアル提案Ⅰ〉 (年間計画等)</p>
8	<p>前期Q-U分析 結果対応策報告 (実践せへ)</p>		<p>学級経営ブラッシュアップ講座②</p> <p>対象…幼小中特別支援教職員 内容…「Q-U活用のための校内研修」</p>
9			<p>特別活動実践講座③</p> <p>対象…幼小中特別支援教職員 内容…「学級づくり(学級活動)」</p>
10			<p>学校経営講座</p> <p>対象…幼小中特別支援 管理職 内容…「いじめ不登校の現状と未然防止等の対応」</p>
11	<p>生徒指導協議会</p>	<p>11月末第2回 いじめ調査</p>	<p>教育課題講座</p> <p>対象…幼小中特別支援教職員 内容…「いじめ不登校の現状と未然防止等の対応」</p>
12	<ul style="list-style-type: none"> ・Q-Uに基づく校内研修会(経過・改善策) 		<p>後期Q-U回収、分析結果・ 対応策Q-Uに基づく 〈校内研修マニュアル提案Ⅱ〉 (有効策等)</p>
2	<p>後期Q-U分析 結果対応策報告 (実践せへ)</p>	<p>第3回サポートチーム研修会</p>	<p>調査研究報告会 不登校問題に関する調査研究発表会</p>
3	<p>1年のまとめ 次年度計画</p>	<p>3月末第3回 いじめ調査</p> <p>まとめ・次年度計画</p>	<p>新年度計画への提案</p> <p>1年のまとめ 次年度の計画</p>

(4) 教育委員会のいじめに関する調査

いじめの早期発見・早期解消につなげるよう、市立学校におけるいじめの実態を把握するため、いじめに関する実態調査を実施する。

① 調査内容

- ・ いじめに関する報告書 (p37 様式2 参照)
- ・ 学校のいじめに対する取組状況 (p38 様式3 参照)
- ・ その他いじめに関する資料 (アンケート用紙等)

② 調査時期

- ・ いじめに関する報告書
5月・11月・3月の年3回
※ いじめに関する報告書については、随時提出
- ・ 学校のいじめに対する取組状況
5月・3月の年2回

2 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

市立学校は、市いじめ防止基本方針を参考にして、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や取組の内容等を学校いじめ防止基本方針として定めるとともに、学校のホームページなどで公開する。

<学校いじめ防止基本方針を定める意義>

- ① 学校いじめ防止基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校のいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応になる。
- ② いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことにより、児童生徒及びその保護者に対し、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与えると同時に、いじめの加害行為の抑止につながるようになる。

<学校いじめ防止基本方針に盛り込む内容>

- ① いじめの防止等の対策のための組織
- ② いじめの未然防止のための取組
- ③ いじめの早期発見のための取組
- ④ いじめに対する措置
- ⑤ 年間計画
- ⑥ 評価と改善 (いじめ対応の実施状況を学校評価に位置づけ実施することを含む)

(学校いじめ防止基本方針)

第十一条 前掲

(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

学校において組織的にいじめ防止等に取り組むため「学校いじめ対策組織」を置く。学級担任が抱え込むことなく組織的に対応できるようにすることに加えて、必要に応じ

て、心理や福祉の専門家、弁護士など、外部機関に参加を求め、適切に対応する。

(市立学校及び市立学校の教職員の責務)

第七条 前掲

① 組織の役割

学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・評価・改善を行う。

- いじめの相談・通報の窓口となり、状況を把握する。
- いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有、分析を行う。
- いじめの疑いに係る情報があったときには緊急会議を開き、いじめの情報の迅速な共有、アンケートや聞き取り調査等関係する児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携といった対応を組織的に実施する。
- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等を行い、見直しを図るなど、PDCAサイクルを実行する。

② 留意事項

- いじめ防止等の中核となる組織としての確にいじめの疑いに関する情報を共有し、組織的に対応することが必要である。
- いじめであるかどうかの判断については組織的に行うことが必要であり、当該組織が情報の収集と記録、共有、分析を行う役割を果たすため、教職員に些細な兆候や懸念、児童生徒からの訴えでも、抱え込まずにすべて当該組織に報告・相談するよう求める。
- 学校いじめ防止基本方針の策定や見直し、いじめ防止等の取組が計画通り進んでいるかのチェックや、対応がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなどPDCAサイクルによる検証を行う。
- 当該組織の構成員は、学校の管理職、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任や部活動担当などから組織的対応の中核として機能するような体制を学校の実情により決定するとともに、個々の事案について関係の深い教職員を追加するなど柔軟な組織とする。
- 重大事態に関する調査のための組織については、この組織を母体としつつも、当該事案の性質に応じて必要な人材を加えるなど適切に対応する。

(3) 学校におけるいじめ防止等に関する措置

① いじめの防止

<基本的な考え方>

- いじめ対策のために特別なことをするのではなく、日々の授業や行事を改善する中で、いじめが起きにくい学校風土・学級風土をつくり、いじめに向かわない児童生徒をはぐくむことが求められる。そのためには、教職員が進める「居場所づくり」と、児童生徒が主体的に取り組む「絆づくり」が重要である。

- 児童生徒の話をよく聞き、児童生徒がいじめについて訴えやすい関係をつくり、教師と子ども、子ども同士の信頼関係を構築し、温かな学級経営に努めるなど、子どもが安心して学べる環境をつくる（居場所づくり）。
- 授業や学校行事、部活動等全教育活動において、子ども一人ひとりの個性・よさが発揮される望ましい集団活動を行い、他者から認められ、他者の役に立っているという「自己有用感」や集団への帰属意識の醸成を図る（絆づくり）。
- 教職員は、日頃から児童等の観察を行い些細な変化を見逃さないようにするとともに、教職員間の情報共有を迅速に行い、組織的に対応できるようにする。また、教職員の言動が児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、言語環境の醸成や指導のあり方に細心の注意を払う。
- 下記の児童生徒を含め、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。
 - ・発達障がいを含む、障がいのある児童生徒
 - ・海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒
 - ・性同一性障害や性的志向・性自認に係る児童生徒
 - ・東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒

<具体的な取組>

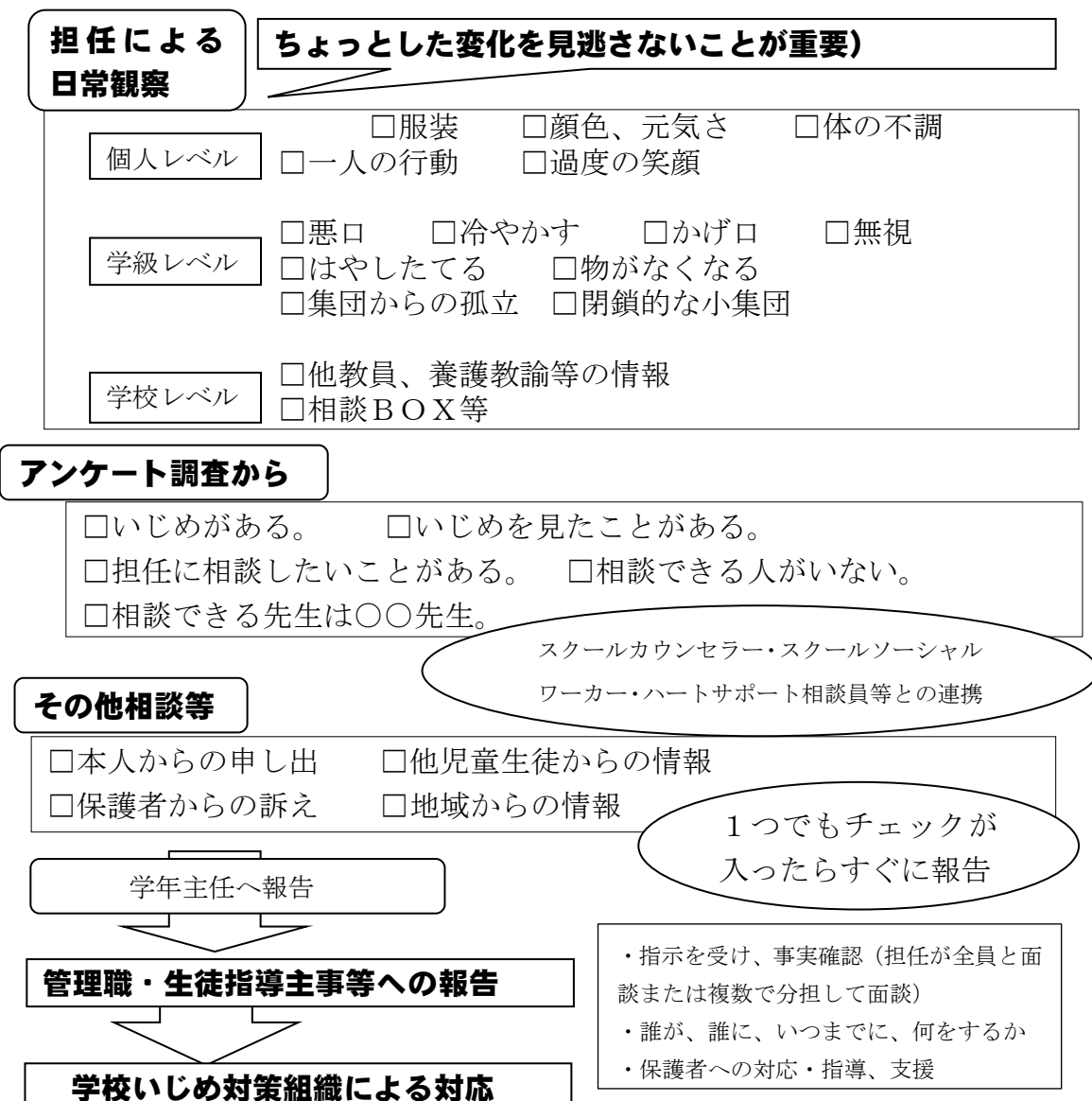
- 豊かな人間性・社会性をはぐくむ体験活動を推進する。
 - ・自然体験、社会体験、地域に学ぶ体験
 - ・異年齢集団や地域の方々との交流体験等
- 生命尊重や思いやりの心をはぐくむ教育活動を展開する。
 - ・「生命を尊重する心」「思いやりのある心」を重点とした道徳教育の推進
 - ・ストレスマネジメントなどの心の授業の実施
 - ・コミュニケーション能力や表現力を育成するソーシャルスキルトレーニング等の実施
- 個に応じたきめ細かな指導の充実を図る。
 - ・子どもたちが「わかる」「できる」「楽しい」と感じる授業の実施
 - ・補充的な学習や発展的な学習など個に応じた指導の充実
- 規範意識、コミュニケーション能力を身に付ける指導の充実を図る。
 - ・授業のルール、コミュニケーションのとり方の指導
 - ・規則正しい態度で授業や行事に主体的に参加できるような授業づくり、集団づくり
 - ・児童生徒が自主的にいじめについて考え、議論する等のいじめ防止に関する実践的活動の支援

<留意事項>

- 児童生徒への指導に当たっては、以下の点について具体的事例を通して指導する。

- ・いじめは重大な人権侵害であり被害者、加害者、周囲の児童生徒に重大な影響を及ぼすものであり決して許されないことや、いじめが刑事罰の対象となりうること。不法行為に該当し損害賠償責任が発生しうること。
- いじめに関する校内研修会を開催し、教職員の理解を促進する。
 - ・いじめ問題に対する共通理解
 - ・いじめに気付く感性や共感性の向上
 - ・組織的対応の仕方の共通理解
 - ・インターネットやSNS等の使用の仕方を児童生徒や保護者に啓発する講演会の実施など、情報モラルに関する指導の充実
- 家庭・地域との連携を強化する。
 - ・「学校いじめ防止基本方針」、年間指導計画の公表
 - ・いじめ問題についての家庭での話し合いを促す取組 等
- 児童生徒や保護者が気軽に相談できる雰囲気作りに努めるとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを効果的に活用し相談体制を整備する。

<各学校における相談体制の例>



② 早期発見

- いじめは大人の気づきにくい形で進行することが多いことを認識し、些細な兆候であってもいじめではないかとの疑いを持って早い段階からの確にかかわりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく認知し、早期発見に努める。以下のレベル1の段階から対応する。レベル1から教育委員会に報告する。

※いじめのレベル

レベル1：学習や生活の様子に目立った変化は見られないが、本人がいじめがあったと感じる
(アンケート調査、聞き取り、個別面談、声掛け)

レベル2：元気がない、学習意欲が低下する、身体的不調を訴える(保健室への出入りの増加)、交友関係が変化する(孤立) 頻繁にいたづらをされる、物がなくなる。欠席・遅参・早退等が増える(不登校傾向)
(組織的対応：いじめ対応チーム、事実関係の把握、被害者の心のケア、加害者への指導、家庭・地域との連携)

レベル3：不登校、別室登校、身体的損傷(打撲、傷、衣服の汚れ等)暴力、恐喝、脅迫等による身体的・精神的な苦痛や被害
(警察・児童相談所・医療・民間団体等関係機関との連携、出席停止等の措置)

レベル4：自殺未遂、自殺
(スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等専門家の助言に基づいた対応：本人及び家族、子どもたち、教職員 窓口の一本化：マスコミへの対応)

- 定期的なアンケート調査や教育相談等の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

③ いじめに対する措置

- いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の職員で抱え込まず、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織「学校いじめ対策組織」により組織的に対応し、被害児童生徒を守り通す。
- 加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。また、加害児童生徒が抱えるストレス等の問題が何かを情報収集・分析し、その除去を図る。
- いじめがあった学級においては、いじめを見ていた児童生徒には自分の問題として捉えさせ、はやしたてるなど同調していた児童生徒に対してはいじめに加担する行為であることを理解させる。さらに、当事者を含め周りの者全員を含む集団が好ましい集団活動を取り戻すことができるよう、学級全体で話し合う場を設け、いじめの再発防止に努める。
- 対応にあたっては、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

④ いじめ解消の判断

学校は単に謝罪を持っていじめが解消したと判断せず、少なくとも、以下の2つの要件を満たす場合にいじめ解消と判断する。しかし、これらの要件が満たされていた場合であっても必要に応じ他の事情も勘案して判断する。また、再発可能性が十分あることを踏まえ、日常的な児童生徒観察、心のケア等を行う。

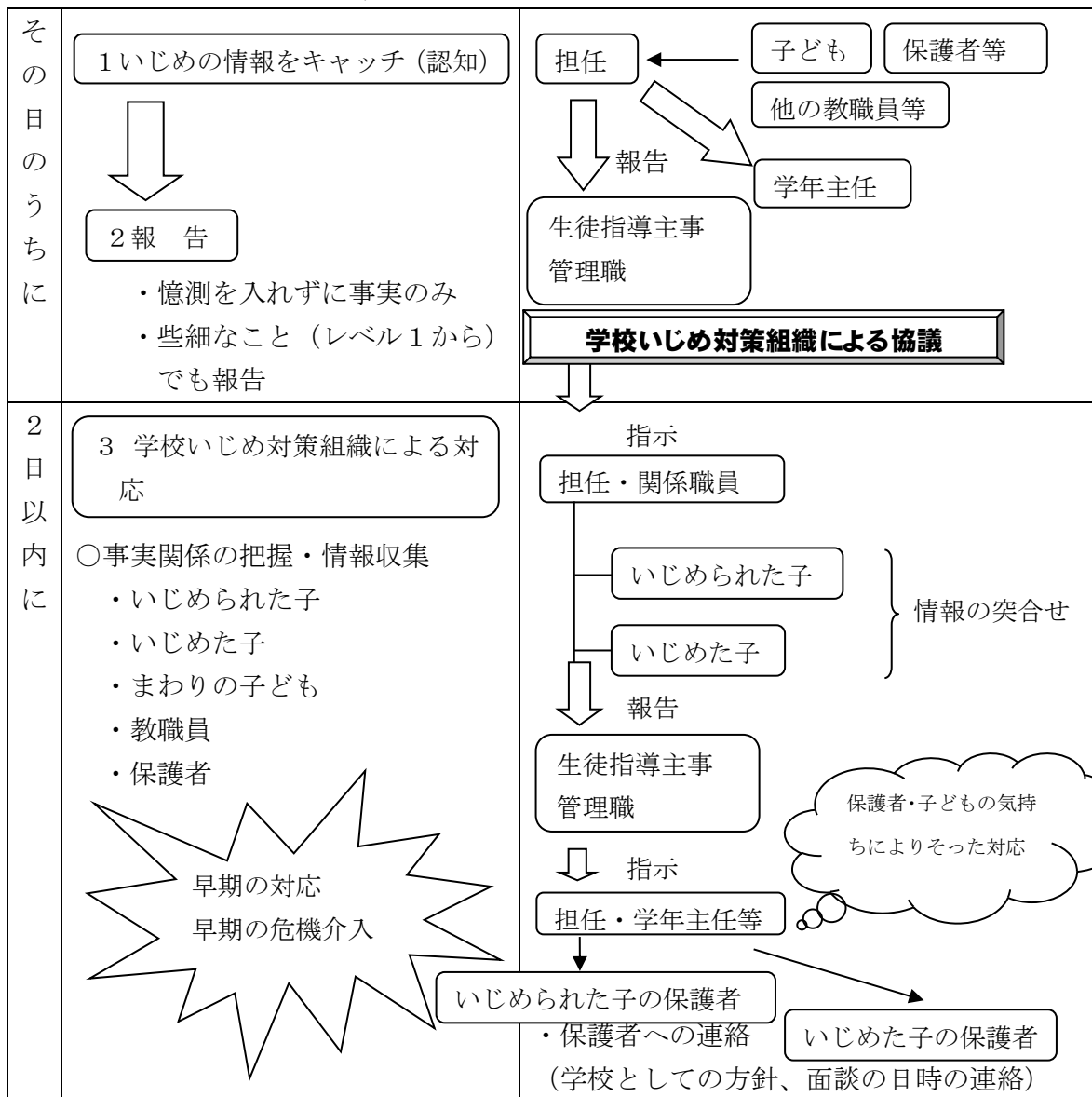
- いじめに係る行為が解消していること
いじめの被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態

が相当の期間（3ヶ月を目安とするが、事案によってはこの限りではない。）継続していること。

○ 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめを受けているかどうか判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。その際、保護者に対しても確認すること。

<学校におけるいじめの措置の例>



学校いじめ対策組織の役割例

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○組織メンバー 管理職 担任 学年主任 生徒指導主事 養護教諭 スクールカウンセラー P T A代表 学校評議員 等 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 指導・支援の方針の立案、共有 ○ 指導・支援体制の構築 ・ 誰が、誰に、いつまでに、何をするか ・ すぐに行う対応 ・ 中・長期的な対応 ・ 保護者への対応 |
|---|---|

- ⑤ いじめ防止等に関する研修への積極的な参加と校内研修の充実
- 各種通知文等をわかりやすく教職員に伝えたり、いじめ防止等に関する校内研修会を開催したりするなどして、いじめに対する認知力を高めるとともに、自校のいじめ防止等の対策を具体化し、全職員の共通認識のもと実践できるようにする。
 - 福島市教育実践センター等における研修へ積極的に参加する。

<主ないじめに関する研修>

《市教育実践センターにおける研修》

- (1) 安全安心な学級づくりに関する講座
 - 学級経営・学級づくりに関する講座
 - Q-Uを生かした学級づくりに関する講演会、研修会など
 - いじめ・不登校等に関する講演会など
- (2) 心のケアに関する講座
 - スクールカウンセラーによる事例研究会
- (3) 教育相談に関する講座（教育相談実技研修）
 - 発達障がいに関する講演会
 - 教育相談に関する講演会
- (4) 道徳教育に関する講座
 - いじめ防止の視点も踏まえ道徳性の育成を図る研修会
 - 講師による講話
- (5) 教師の指導力向上に関する講座
 - わかりやすい授業のための各教科、特別活動、総合的な学習の時間に関する授業研究会、講師による講話

《学校訪問や校内研修会における研修》

- (1) 学校訪問における研修

学校訪問における授業研究を通して、子ども一人ひとりの個性を大切にした授業づくり、生徒指導の機能を生かした授業づくりの推進を図る。

 - わかる喜び、学ぶ楽しさ（成就感や満足感）を感得させる授業
 - 一人ひとりの学びの特性や習熟の程度に応じた学習活動や学習形態の工夫
 - 個に応じた指導の充実
- (2) いじめに関する校内研修

各学校からの要請に応じ、校内研修に指導主事を派遣する。

 - いじめの概念に関する共通理解
 - いじめに関する事例研究
 - いじめ対応の校内体制の構築
 - 道徳教育、心のケアに関する研修
- (3) 学級集団づくりに関する校内研修

Q-Uに基づく校内研修マニュアルを提供する。

 - Q-Uの結果分析
 - Q-Uの結果に基づく対応策の策定

(※「Q-U」とは、学級満足度や学校生活の意欲を調査する心理テスト)

3 重大事態への対処

第五章 重大事態への対処

(重大事態の発生に係る報告)

第十九条 市立学校は、当該市立学校に在籍する児童等に法第二十八条第一項に規定する重大事態（以下単に「重大事態」という。）が発生した疑いがあると認めるときは、教育委員会を通じて、その旨を市長に報告しなければならない。

(教育委員会による対処)

第二十条 教育委員会は、前条の規定による報告を受けた場合又は市立学校に在籍する児童等若しくはその保護者から当該市立学校に対して当該児童等に重大事態が発生し、若しくは発生した疑いがあると申立てがあった場合であって必要があると認めるときは、当該報告又は申立てに係る重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、第二十二條第一項に規定する福島市いじめ問題対策委員会に調査を行わせるものとする。

2 教育委員会は、前項の規定による調査が終了したときは、その結果を市長に報告するものとする。

3 教育委員会は、第一項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切かつ迅速に提供するものとする。

4 教育委員会は、第一項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

(市長による対処)

第二十一条 市長は、前条第二項の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、第二十三條第一項に規定する福島市いじめ問題再調査委員会を設置して調査を行う等の方法により、前条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

2 市長は、前項の規定による調査が終了したときその他必要があると認めるときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査の結果その他の必要な情報を適切かつ迅速に提供するものとする。

3 市長は、第一項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

4 市長及び教育委員会は、第一項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

(1) 重大事態の定義

法 28 条第 1 項による。

いじめ防止対策推進法より

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(2) 調査を要する重大事態

いじめの重大事態に関する調査については、平成29年3月30日付文部科学省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を参考にし、被害者側にたった対応を行う。調査を要する重大事態は以下によるが個々の状況を勘案して判断する。

- ① いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - 児童生徒が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合 など
- ② いじめにより児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

「相当の期間」とは、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

保護者の考えにより、登校しない場合は、保護者の考えを十分聞き対応するが、調査の対象外とする場合もありうる。
- ③ 児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき

(3) 重大事態の報告

市立学校は教育委員会を通じて市長へ、私立学校は学校法人を通じて知事へ、国立大学の附属学校は設置者へ事態発生について報告する。

(4) 調査の趣旨及び調査主体

- ① 法第28条の調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校とその設置者が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。
- ② 教育委員会は、市立学校から重大事態の発生について報告があった場合は、その事案の調査を行う主体やどのような調査組織とするかについて判断する。
- ③ 市立学校が調査主体となる場合、教育委員会は、調査を実施する市立学校に対して「いじめ防止サポートチーム」を派遣するなど、必要な指導や人的措置も含めた適切な支援を行う。

(5) 調査を行う組織

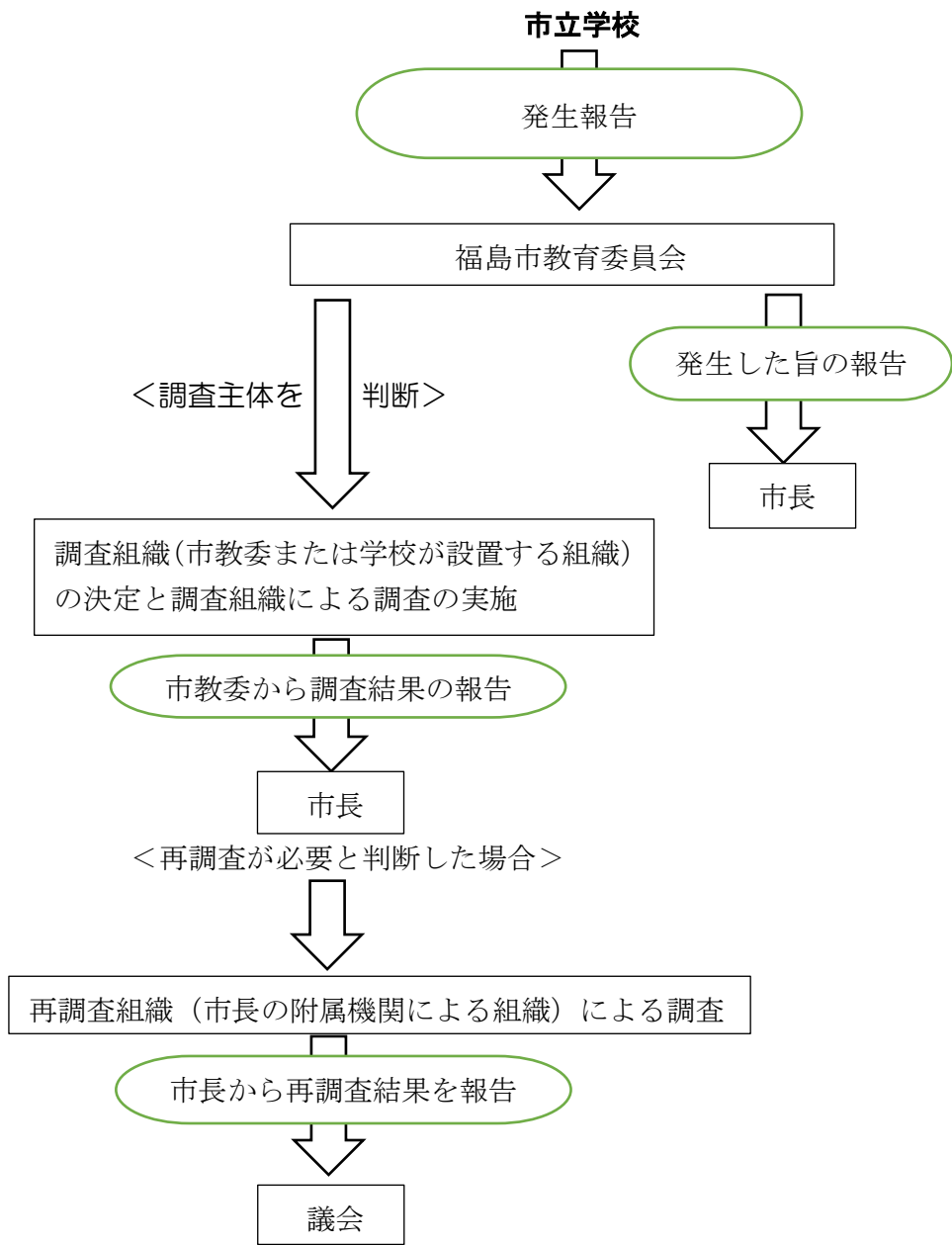
- ① 調査を行う主体を市立学校とした場合

市立学校が設置した「学校いじめ対策組織」に適切な専門家を加えた組織又は、教育委員会が設置した調査「いじめ防止サポートチーム」の組織において支援し、調査

を行う。ただし、構成員に、調査対象となるいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者がいる場合には、その者を除き、公平性・中立性を確保する。

- ② 調査を行う主体を「専門部会」とした場合
福島市いじめ問題対策委員会規則に基づき、調査を実施する。

<重大事態への対応フロー図>



(6) 事実関係を明確にするための調査の実施

調査の実施にあたっては、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、

- ・ いつ（いつ頃から）
- ・ 誰から行われ
- ・ どのような態様であったか
- ・ いじめを生んだ背景事情
- ・ 児童生徒の人間関係にどのような問題があったか
- ・ 学校・教職員がどのように対応したか

などの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、客観的な事実関係を速やかに調査する。

① いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

- いじめられた児童生徒から十分に聴き取る。
- 児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。この際、いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とした調査実施を行う。
- いじめた児童生徒に事実関係を確認するとともに指導を行い、いじめ行為を止める。
- いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童生徒の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

これらの調査を行うにあたっては、事案の重大性を踏まえて、関係機関と適切に連携して、対応に当たる。

② 児童生徒の入院や死亡など、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合の留意点

- 当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。

<児童生徒の自殺が起こった場合の調査>

自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

- 背景調査に当たり、遺族が、当該児童生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限り丁寧に遺族に説明を行う。
- 在校生及びその保護者に対しても、できる限り丁寧な説明を行う。
- 学校の設置者又は学校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- 詳しい調査を行うに当たり、学校の設置者又は学校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り丁寧に説明を行う。

- 背景調査においては、できる限り速やかに、偏りなく資料や情報を収集して、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。平成26年7月文部科学省「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」及び平成28年3月文部科学省「不登校重大事態に係る調査の指針」を参考にする。
- 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
- 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や、子どもの自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする。

（7） 調査結果の提供及び報告

① 児童生徒及び保護者への報告

教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。情報の提供に当たっては以下の点に留意する。

- 教育委員会又は学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことがあってはならない。
- 質問紙調査の実施により得られた結果については、いじめられた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要である。
- 学校が調査を行う場合においては、教育委員会は、情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行う。

② 調査結果の報告先

調査結果については、市立学校に係る調査結果は教育委員会を通じて市長に、私立学校に係る調査結果は、学校法人を通じて知事に、国立大学附属学校は設置者に報告する。

上記①の説明の結果を踏まえて、市立学校のいじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市長に送付する。

（8） 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

① 市長による再調査

市長は、教育委員会から重大事態に係る調査の結果の報告を受けた場合において、

当該調査結果を記載した報告書等に理由の不備があり、又は当該報告書等に記載すべき当該調査結果に係る事項のうち重要なものの記載が不十分であると認めるときは、教育委員会に対し、相当の期間を定めてその補正を求め、又は対策委員会に必要な調査を行わせる等の方法により再調査を求める。その際、市長は、教育委員会に対し、当該重大事態に係る事実関係、意見等に関する陳述その他の説明等の検証について、より詳細な調査結果となるよう具体的な指示を行う。

また、市長は、当該調査結果に看過できない重大な矛盾又は理由齟齬が存すると認めるときは、いじめ問題再調査委員会を設置し、当該調査結果について調査を行う。

② 再調査の結果を踏まえた措置等

- 市長及び教育委員会は、再調査委員会による再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。
- 市長は、いじめ問題再調査委員会による再調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

1 福島市いじめ防止基本方針の改訂

市及び教育委員会は、法の施行状況や国・県の基本方針の変更等を勘案して、「福島市いじめ防止基本方針」の見直しを検討し、必要があると認められるときは、福島市いじめ問題対策委員会の意見を勘案し、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

2 福島市いじめ防止基本方針の公表

市及び教育委員会は、「福島市いじめ防止基本方針」をホームページ等で公表し、市民に伝えるとともに、市民のいじめ防止に対する関心を高める。

3 守秘義務

いじめに関する相談や調査等に関係した学校関係者、相談者等は、職務上知りえた秘密を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様である。

第七章 雑則

(守秘義務)

第二十四条 いじめに関する相談、調査等に関係した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

<資料>

資料1

いじめの防止等のために市及び教育委員会が実施する施策

＜市及び教育委員会におけるいじめの防止等のための取組＞

①「居場所づくり」「絆づくり」のための安全安心な学級づくりの実現に向けた支援			
事業名	目的	内容	担当課
心のケア推進事業	福島市内の幼児児童生徒、保護者の心のケア及び教職員や保護者等への助言・援助や研修会開催、医療機関等関係機関との連絡調整等を行い、心の回復を支援するとともに、Q-Uテストを実施し学級の実態に基づいた児童を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・市教育実践センターに、幼児児童生徒、保護者の心のケアのためのスクールカウンセラーを3名（心のケア推進事業：文部科学省緊急スクールカウンセラー活用事業の活用）を配置する。 ・Q-U検査（学校生活の意欲と学級満足度の二つの尺度をアンケート形式で測定し、個々の児童・生徒や学級集団の様子を見る検査）を年2回実施し、状況把握から指導効果の確認を行い、不登校やいじめの予防、早期発見に役立てる。 ・市教育実践センターにおいて、Q-U検査の分析方法や学級づくりの講座を開設し、実践に生かす。 	学校教育課
②体験活動の充実			
ふくしま・ふれあい・夢ぷらん事業	子どもや地域の実態、要望に即した創造的な活動をとおして、豊かな福島市の歴史、文化、伝統、自然、人材等にふれ、郷土「ふくしま」への誇りと自信とともに、将来への「夢」をはぐくむとともに、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成する。	「各教科」「総合的な学習の時間」「特別活動」等の時間において、各学校や地域の伝統や特色を生かした体験的、探究的な学習を実施する。	学校教育課
中学生ドリームアップ事業	中学2年生における連続した5日間の職業的な体験活動を中核に据えたカリキュラムを基に地域の人々とのふれあいや共に働くことを通して、自分の生活を見直し、自立心や自律性を養うとともに、地域やその人々、家族に感謝する心等、豊かな人間性、社会性を身に付けた生徒を育成する。	中学1年の事前指導、2年の職業体験、3年の事後指導としての進路指導を含めた特色ある教育活動を展開する。	学校教育課
中学生海外派遣事業	国際理解を促し夢や希望を育む。	中学2年生を対象に1週間海外に派遣し多様な文化等を体感する。	定住交流課
ふくしまエコ探検隊	環境保全の意識高揚を図る。	各学校や家庭にエコに関する取組を奨励する。	環境課
心ふれあい音楽鑑賞教室	音楽文化を通じた人材育成と感性の醸成を育てる。	小学生とその保護者を対象にクラシックの音楽鑑賞や、指揮者体験等を行い、親子で芸術文化に親しむ機会を提供する。	文化課
キッズシアター（演劇教室）	舞台芸術鑑賞を通じ、情緒豊かな心を育てる。	自校では演劇教室を開催できない小学校に本物の舞台芸術鑑賞の機会を提供する。	文化課
こころの劇場鑑賞事業	ミュージカル鑑賞により感性や情緒を育てる。	小学6年生に劇団四季による質の高いミュージカルを鑑賞する機会を提供する。	文化課
こむこむ事業	子どもの夢を育む	「楽しい遊び」「楽しい活動」を出発点に、子どもの夢を触発するような豊かな体験を提供する。	こむこむ館

人権の花運動	花を育てることにより、人権尊重についての理解を図る。	市内小学校に花の苗を配布し、子供たちが協力して花を育てることを通して、「いのちの大切さ」や「相手への思いやり」という人権尊重について理解してもらう。	男女共同参画センター
人権と平和展	人権の持つ意味、大切さ、平和の尊さを再認識してもらう。	人権啓発パネル・資料の展示や人権クイズ、ぬりえ、しおりづくり、人権相談等を行う。原爆資料、パネルの展示、平和に関する講話を行う。	男女共同参画センター
③道徳教育の推進			
道徳教育の充実	自己の生き方を考え人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を養う道徳教育を実現し児童生徒がよりよく生きる基盤としての道徳性を育成する。	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児教育においては規範意識や道徳性の芽生えを培う教育活動を推進する。 ・小中学校においては実態を踏まえた全体計画や推進体制を整備するとともに、道徳的価値についての自覚をもとに自己を見つめ考えを深める道徳の時間の充実を図る。 ・家庭や地域の協力の下で道徳教育を推進する。 	学校教育課
④教育・相談体制の充実			
子どもハートサポート事業	小学校に相談員を配置し、不登校やいじめ、問題行動等の未然防止や早期発見及び即時対応を図る。	福島県緊急スクールカウンセラー配置校以外の市内の市立小学校に9名の相談員を配置し児童生徒への言葉かけや相談等に応じる	学校教育課
スクールカウンセラー活用調査研究	不登校生徒をはじめとする学校不適応傾向をもつ生徒及びその保護者などのカウンセリングや調査研究等をとおして、その治療を期するとともに、その発生原因を考察し、学校の指導のあり方及び家庭教育力の向上に資する。	いじめや不登校等児童生徒の問題行動の解決に資するため、児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラー又はスクールカウンセラーに準ずる者を学校に配置するとともに、その活用、効果等に関する実践的な調査研究事業を行う。	学校教育課
スクールソーシャルワーカー活用事業	児童生徒の心のケア、教職員・保護者等への助言や援助、学校教育活動への支援、福祉関係機関・団体との連携調整等様々な課題に対応し、児童生徒等が安心して学校生活を送ることができるようするために、スクールソーシャルワーカーを配置する。	<p>福島市教育委員会は、スクールソーシャルワーカー2名を福島市教育実践センターに配置し、福島市内の幼稚園・小学校・中学校・特別支援学校の実態及び各園・各学校、保護者等からの要請に応じて、支援計画を立案し、その計画に基づき、派遣し、以下の支援にあたる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ ・関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整 ・学校内におけるチーム体制の構築、支援 ・保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供 ・問題を抱える児童生徒に対する支援に関し、福島市教育委員会学校教育課長が必要と認める業務 	学校教育課
心のケア推進事業（再掲）	福島市教育実践センターにSCを配置し福島市内の幼児児童生徒、保護者の心のケア及び教職員や保護者等への助言・援助や研修会開催、医療機関等関係機関との連絡調整等を行い、心の回復を支援する	<ul style="list-style-type: none"> ・市教育実践センターに、幼児児童生徒、保護者の心のケアのためのスクールカウンセラーを3名（心のケア推進事業：文部科学省緊急スクールカウンセラー活用事業の活用）を配置する。特に、幼児児童生徒へのカウンセリングや学校関係者や保護者に対する助言・援助・カウンセリング、必要に応じて幼稚園・学校への巡回訪問、心の授業の実践を行う 	学校教育課

子育て相談窓口の設置	妊娠・出産・子育てに関わる相談にワンストップで対応するため、子育て相談センター・えがおを設置する。	子育て相談センター・えがおの、保健師・助産師・ケースワーカー・子育てコーディネータ等が、妊娠・出産・子育てに関わる様々な相談に応じると共に、必要なサービスの紹介等を行う等切れ目のない支援を行う。	こども政策課
家庭児童相談室の設置	家庭における適切な児童養育、その他家庭児童福祉の向上を図るため設置する。	家庭児童福祉に関する相談指導をおこなう	こども政策課
地域子育て健康相談会	地域ぐるみで親子等が健康でいきいきと生活できるよう支援する。	未就学児の保護者や子どもを対象に健康、食事、育児、歯科等に関する相談について保健師・栄養士・歯科衛生師が応じ、前向きに育児ができるよう支援を行う。	健康推進課
⑤ いのちやこころを大切にする健康教育の充実			
健康教育の充実	児童生徒一人一人が個人生活における健康安全について関心を持ち、生涯を通じて主体的に健康な生活を営むことができる能力や態度を育成する。	・自校の健康に関する課題解決を図る指導計画の作成と改善を図りながら、心身の健康保持野生に関する指導薬物防止に関する指導等の充実を図る。	保健体育課
ふくしま健康づくりプラン	子どものころからの健康的な生活習慣の確立と健やかな成長を促す。	・幼児教育における健康相談の開催、中学校における防煙教室、生と性の教育、自殺予防対策等を実施する。	健康推進課
⑥情報モラル教育の推進			
情報教育の充実	児童生徒に対し、情報モラルや情報リテラシーに関する教育を推進し、情報社会で安全に生活するための望ましい態度の育成を図る。(学校教育課)	・SNSやメール、インターネット等の正しい利用の仕方など、情報モラルに関する指導を教育課程に位置付け、効果的に推進する。	学校教育課
インターネット安全利用研修会	保護者に対して、インターネットを通じて行われるいじめの現状や対策についての周知し事件やトラブルの未然防止を図る。	・青少年の保護者を対象に、インターネット安全利用の研修会を開催する。中学校卒業時にスマートホンの新規購入買い替えが多くなるため、啓発用教材やパンフレットを配布し啓発を行う。	こども政策課
⑦ 地域ぐるみによる学校支援の促進			
学校支援地域本部事業	地域全体で学校教育を支援する体制づくりを推進することにより、子どもたちの教育をよりよいものとするとともに、地域住民の経験や知識、学習成果の活用機会を拡充し、地域教育力の活性化を図る。 学校と地域の密接な関係を築き、子供の社会性を伸ばすとともに、学校のセーフティネットを形成する。	活動の拠点となる市内16学習センターに地区学校支援本部を設置し、学校と地域を繋ぐコーディネーターを配置して、学校から要望のあった人材と地域のボランティアの調整を図り、様々な教育活動に地域の人材を派遣する。	生涯学習課
放課後子ども教室推進事業	市内の子どもたちに対し、安全・安心な活動の場(居場所)を提供し、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに様々な体験活動や交流活動・学習活動を行うことにより、子どもたちが地域社会の中で、心豊かに健やかに育まれる環境づくりを推進する。	水原小学区全児童を対象に、学校敷地内の多目的ホールを活用し、6月から3月までの期間で、放課後週2日、年間60日程度、地域の協力により、運営の要となるコーディネーター、活動指導員等を配置し、体験活動や交流活動を行う。	生涯学習課

青少年健全育成推進会議	広く市民の総意を結集し、国・県及び市の施策と呼応して、青少年の健全な育成を図る。	市内46地区の推進会及び8地区の連絡会がそれぞれに、地域の実情に合った活動を行う。併せて推進会議本部も推進大会をはじめ、市全体に関わる事業を行う。 1. 青少年の健全育成を図るための市民運動の推進活動 2. 青少年がその誇りと責任についての自覚を高めるための諸活動 3. 健全な青少年活動を助長、奨励するための諸活動 4. 社会環境の浄化と青少年のための健全な施設の整備活用を促進するための活動 5. 家庭の健全化を図るための諸活動 6. 青少年の非行及び事故防止のための諸活動 7. その他目的達成のための諸活動	こども政策課
⑧子育てに関する学習機会等の充実			
各種講座、および親子で楽しむおはなし会	子どもたちが読書の楽しみを実感し、読書に親しむ機会を充実を図るとともに、図書館の利用促進を図る。	発達段階に応じた本との出会いの場を提供するため、絵本の読み聞かせ、てあそび、わらべうたなどを行う。	図書館
ブックスタート事業	赤ちゃんが読書の喜びや楽しさに触れ、親子の触れ合いや心の絆を強める機会の充実を図る。	司書が4ヶ月児健診会場に出向き、絵本をプレゼントしながら、子どもが読書の喜びや楽しさに触れ、自主的に読書を楽しむようになるため、乳幼児期からの環境づくりのアドバイスを行う。	図書館
⑨家庭教育力向上のための支援体制の充実			
家庭教育学級の開設	社会と家庭の教育力を高めるために、地域と家庭及び関係機関との連携を図りながら学習し、家庭人として、市民としての自覚と意識を高める。	各学習センターごとに、将来親となる青年男女を含め、0歳から中学生までの子供を持つ成人を対象に、子どもの対象年齢別に親の在り方について学習する。子育てに関わる課題について、1年間定期的な学習機会を提供する。 ※平成29年度：16学習センターで28学級開設	生涯学習課
語り合いネットワーク推進事業	家庭・地域における子育て等についての理解や話し合い学習の機会を提供し、家庭と地域の教育力向上を図る。	幼稚園・小学校・中学校・特別支援学校等の就園、就学児の親、教職員、地域住民等を対象に、PTAが主体となって企画運営する研修会等に対し開催費用（講師謝金）を援助する。	生涯学習課
子育て支援ボランティア養成講座	子育て応援団及び一般市民を対象に、子育て支援のための学習機会を提供することにより、家庭及び地域の教育力の向上を図る。	子育て支援活動に結びつく基本的な考え方や、支援活動の取り組み方を学ぶための講座を開催する。	生涯学習課
青少年指導員の設置	青少年の健全な育成、青少年教育の振興を図る。	各学習センター区域ごとに1名を委嘱し、地区学習センターならびに、関連機関と緊密な連絡をとりながら、青少年の生活指導と青少年団体などの指導を行う。	生涯学習課
子育て短期支援事業	家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合に、当該児童を児童福祉施設において一時的に養育することにより、児童及びその家庭の福祉の向上を図る。	2歳から6歳の未就学児童を対象に、保護者の疾病、出産、看護等の理由で一時的に家庭において養育できない場合、市長が指定した児童養護施設において、7日以内で児童を養育する。	こども政策課

地域子育て支援拠点事業	子育て親子の交流等を促進する場を提供し、子育てに関する相談、情報提供、助言等を行い、子育ての不安感等を緩和し、子どもたちの健やかな育ちを支援する。	市内23カ所の「地域子育て支援センター」に対して事業を委託し、子育て親子の交流の場の提供、子育てに関する相談・援助、地域の子育て関連情報の提供、子育てに関する講習等を実施する。	こども政策課
子育て援助活動支援事業	地域において育児の援助を受けたい者と育児の援助を行いたい者を組織化し、会員同士が育児に関する相互援助活動を行うことにより、保護者が仕事と育児を両立できる環境を整備するとともに、地域の子育て支援を行い、保護者の福祉増進及び児童福祉の向上を図る。	育児の援助を受けたい者（お願い会員）と育児の援助を行いたい者（まかせて会員）が会員となり、お互いに信頼関係を築きながら子どもを預け・預かる、地域が主体となって行う子育て支援の有償ボランティア活動である。市が事務局となり会員同士の仲介やあっせんを行う。	こども政策課
子育て世代包括支援センター事業、利用者支援事業	子育て相談センター・えがおの相談員等が、関係機関と連携し、妊娠・出産・子育てに関わる相談にワンストップでの対応を図る。	子育て相談センター・えがおの、保健師・助産師・ケースワーカー・子育てコーディネータ等が、妊娠・出産・子育てに関わる様々な相談に応じると共に、関係機関と連携し、必要なサービスの紹介等を行う等切れ目のない支援を行う。	こども政策課
⑩ 学校と家庭の連携の促進			
放課後児童健全育成事業	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学する児童に対し、放課後等の適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る。	市内69カ所の放課後児童クラブに対して事業を委託し、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学する児童に対し放課後の適切な遊び及び生活の場を与え、児童の健全な育成に寄与する。	こども政策課
一時預かり事業	保護者の要請を受け、幼児の心身の発達を助けるとともに、保護者の子育てを支援する。	預かり保育料及び教材に関する実費を負担してもらい、家庭との緊密な連携を図りながら、教育課程に準じた保育を実施する。	学校教育課

資料2

相談の窓口一覧

名 称	電話番号
福島市教育委員会 (学校教育課)	0 2 4 - 5 3 5 - 1 1 1 1 (内線5 3 4 1)
福島市総合教育センター	0 2 4 - 5 3 6 - 7 7 0 0
子どもと家庭テレフォン相談 (中央児童相談所)	0 2 4 - 5 3 6 - 4 1 5 2
いじめ110番 (福島県警察本部)	0 1 2 0 - 7 9 5 - 1 1 0
ダイヤルSOS (福島県教育委員会)	0 1 2 0 - 4 5 3 - 1 4 1
ふくしま24時間子どもSOS (福島県教育委員会)	0 1 2 0 - 9 1 6 - 0 2 4
子どもの人権110番 (法務局)	0 1 2 0 - 0 0 7 - 1 1 0
子育て相談センターえがお (こども政策課)	0 2 4 - 5 2 5 - 7 6 7 1
家庭児童相談室 (こども政策課)	0 2 4 - 5 2 5 - 3 7 8 0
福島県青少年総合相談センター (福島県青少年会館内)	0 2 4 - 5 4 6 - 0 0 0 6

<様式1>

いじめ防止サポートチーム派遣申請書

平成 年 月 日

福島市教育委員会教育長 様

学校名 _____

校長氏名 _____



下記により、いじめ防止サポートチームの派遣を申請します。

記

派遣希望期日	第1希望 平成 年 月 日 () <時間> 第2希望 平成 年 月 日 () <時間>	
場 所		
目 的		
内 容 ※該当内容に チェックを入 れてください。 (複数可)	<input type="checkbox"/> 電話による相談 <input type="checkbox"/> 来庁による相談 <input type="checkbox"/> 保護者への対応 <input type="checkbox"/> 子どもへの対応 <input type="checkbox"/> ケース会議の開催 <input type="checkbox"/> いじめの問題に関する研修会における指導 <input type="checkbox"/> その他	
自由記述 ※問題の概要 や該当児童生 徒の状況等、 必要と思われ る内容を記入 ください。		
電話番号		担当者

いじめに関する報告書

※ 各欄に必要な事項を記入するとともに、選択事項は該当する□をチェックしてください。

学 校 名	学校番号 () 福島市立 学校	提出日	年 月 日
ふりがな 被害児童生徒	氏名	年 組 (歳) 男 ・ 女	
いじめの内容	誰 から		原発事故による避難の有無 有 ・ 無
	いじめの開始時期		
	学校が認知した時期		
	頻 度	<input type="checkbox"/> ほぼ毎日 <input type="checkbox"/> 週2～3回 <input type="checkbox"/> 時々 <input type="checkbox"/> 1～2回 <input type="checkbox"/> その他 ()	
どのように (複数回答可)	<input type="checkbox"/> 悪口・陰口・冷やかす・からかい・嫌なことを言う 内容() <input type="checkbox"/> 仲間はずれや集団による無視 <input type="checkbox"/> 金品をたかられる <input type="checkbox"/> 軽くぶつかる、遊ぶふりで叩く・蹴る <input type="checkbox"/> 金品隠しや盗み <input type="checkbox"/> 嫌なことや恥ずかしいこと危険なことをさせられる 内容() <input type="checkbox"/> パソコンや携帯での誹謗中傷・悪口 <input type="checkbox"/> その他 ()		
いじめ発見のきっかけ (複数回答可)	<input type="checkbox"/> 担任の教師が発見 <input type="checkbox"/> 他の教師からの情報 <input type="checkbox"/> 部活動顧問からの情報 <input type="checkbox"/> 養護教諭からの情報 <input type="checkbox"/> スクールカウンセラー、相談員等からの情報 <input type="checkbox"/> 保護者からの訴え <input type="checkbox"/> いじめられた児童生徒からの訴え <input type="checkbox"/> 他の児童生徒からの訴え <input type="checkbox"/> 相談電話や関係機関等からの連絡 <input type="checkbox"/> 全校的な実態調査から <input type="checkbox"/> その他 ()		
学校のいじめに対する取組 (複数回答可) ※特に効果があったものには下線を引いてください。	<input type="checkbox"/> 職員会議を通じて共通理解を図った <input type="checkbox"/> 道徳や特別活動で指導した <input type="checkbox"/> 生徒会等で児童生徒が主体的にいじめを考え、人間関係作りを促進した <input type="checkbox"/> 児童生徒の視点に立った聞き取りやアンケート調査を行い、実態を把握した <input type="checkbox"/> 児童生徒との個別面談を行った <input type="checkbox"/> 個人ノートや生活ノートといった日記等を活用し、日常的に実態把握を行った <input type="checkbox"/> スクールカウンセラー、相談員、養護教諭等が相談にあたった <input type="checkbox"/> いじめ防止チームや教育相談の体制を整備した <input type="checkbox"/> ダイヤルSOSや福島いじめSOS 24等相談窓口の周知と広報をした <input type="checkbox"/> 学校のいじめ対応方針や指導計画等を保護者や地域住人に理解を図った <input type="checkbox"/> 地域の関係機関と連携協力した <input type="checkbox"/> 家庭と協力した <input type="checkbox"/> 担任が指導した <input type="checkbox"/> 養護教諭が指導した <input type="checkbox"/> 集会を開いて指導した <input type="checkbox"/> 席やグループ替え <input type="checkbox"/> 学級編制替え <input type="checkbox"/> 出席停止 <input type="checkbox"/> 別室での学習 <input type="checkbox"/> その他 ()		
いじめの解消	<input type="checkbox"/> 解消した (時期: 頃) <input type="checkbox"/> 解消したが経過観察中 <input type="checkbox"/> 解消していないが改善している <input type="checkbox"/> 改善が見られない <input type="checkbox"/> 再発した <input type="checkbox"/> その他 ()		
被害児童生徒の現状	(通学状況・学習状況・心身状況 等)		
教育委員会に希望する対応 (複数回答可)	(指導助言、学校訪問、就学校の指定変更 等) <input type="checkbox"/> スクールカウンセラーの派遣 <input type="checkbox"/> スクールソーシャルワーカーの派遣 <input type="checkbox"/> 指導主事の派遣 <input type="checkbox"/> 関係機関 (教育センター等) での相談 <input type="checkbox"/> 希望なし <input type="checkbox"/> その他 ()		
保護者の現状	(いじめの認識、対応への理解、児童生徒への関わり 等)		
その他 (一報後の対応、現在の状況等)			

<様式3>

学校のいじめに対する取組状況

学校番号（ ） 学校名（ ） 学校

今年度4月からの「いじめ問題に対する取組」について回答願います。

1 学校で「いじめ問題の未然防止・早期発見」のために取り組んだ内容について、該当する項目全てに○を付けてください。

- ① 職員会議を通じて共通理解を図った。
- ② 子どもの視点に立ったアンケート調査を行い、実態を把握した。
- ③ 児童生徒との個別面談を行った。
- ④ 個人ノートや生活ノートといった日記等を活用し、日常的に実態把握を行った。
- ⑤ 道徳や特別活動等で指導した。
- ⑥ 全校集会や学年集会等で指導した。
- ⑦ 児童会活動や生徒会活動など、全校での主体的な活動として取り組んだ。
- ⑧ 学校のいじめ対応方針や指導計画等を保護者等に理解を図った。
- ⑨ いじめ防止チームや教育相談の体制の整備・見直しを図った。
- ⑩ スクールカウンセラー等の相談活動の啓発を図った。
- ⑪ ダイヤルSOSや福島いじめSOS24等相談窓口の周知と広報をした。
- ⑫ その他（その他に取り組んだ実践がありましたら具体的にお書きください。）

2 「いじめ防止チーム」について回答願います。該当する番号に○を付け、□内に回数等を記入願います。

(1) 今年度「いじめ防止チーム」の会議はどの程度開催されましたか。

① 調査日までに開催した。

□ 回

今後の開催予定回数

□ 回

② 開催していない。

今後の開催予定回数

□ 回

(2) 「いじめ防止チーム」の活動内容の概略を回答願います。

なお、活動内容が分かる資料がある場合は、「別紙資料」と記入し添付願います。

(例) ・開催時期 ・活動内容 ・その他

福島市立■■■小学校 いじめ防止基本方針

1 目的

この基本方針は、いじめ防止対策推進法（以下、「法」という。）、福島市いじめ防止基本方針等に基づき、本校のいじめ防止対策の基本的事項を定めるものです。

2 基本理念

すべての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝です。子どもにとって、いじめは、その健やかな成長への阻害要因となるだけでなく将来に向けた希望が失われるなど、深刻な影響を与えるという認識に立つ必要があります。本校は、以下の基本理念を掲げ、いじめの防止に取り組みます。

- (1) いじめは人間の尊厳を傷つける重大な人権侵害であるとの認識に立ち、いじめ防止に取り組みます。
- (2) いじめは全ての子どもに関する問題であり、いじめはどの集団にも、どの学校、どの子どもにも起こり得るとの認識に立ち、いじめの早期発見に努めます。
- (3) 子どもの生命及び心身を保護することが最重要であるとの認識に立ち、いじめを受けた子どもに寄り添うとともに、家庭、地域、教育委員会、関係機関等と連携し、解決を図ります。

3 取組の基本姿勢

いじめは、どの学級でもいつでも起こりうるとの認識をもち、早期発見、完全解決に向け、学校の総力をあげて取り組みます。解決にあたっては、積極的に保護者や地域住民、関係諸機関と連携を図ります。なお、いじめの定義は、以下によるものとします。

いじめの定義（いじめ防止対策推進法より）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人間関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

4 基本的な考え方

児童のいじめを防止するために、社会全体がいじめの起きない風土づくりに努める必要があります。また、いじめを察知した場合は適切に指導することが重要です。学校全体で児童の健やかな成長を支え、見守るため、いじめ防止及びいじめの解消に向けた取組を進めるにあたっての基本的な考え方を次のとおり示します。

- (1) いじめの未然防止のため、児童に、「いじめは絶対に許されない」ことを理解させるとともに、思いやりや助け合いの心、規範意識等を育て、望ましい人間関係を築けるよう指導します。

- (2) いじめの早期発見のため、アンケート調査等を実施するとともに、個々の教員のいじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力を高めます。
- (3) いじめの解決に向けた取組として、児童の生命及び心身を保護することが最優先課題であるという認識に立ち、いじめを受けた児童に寄り添い、家庭、地域、関係機関等との連携によっていじめを解決します。
- (4) いじめ防止及び対応のため、以下の2つの組織を設置します。
 - ① いじめ対策委員会
 - ・ 校外委員及び校内委員で構成し、設置要項は別途定める。
 - ・ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況等の検証及び改善案等の提示をする。
 - ・ 重大事態及び校長が依頼した事案について事実認定・調査等を行う。
 - ② いじめ防止委員会
 - ・ 校長、教頭、教務、生徒指導主事、生徒指導委員会で構成する。必要に応じ関係者を招集する。
 - ・ 具体的な年間計画の作成及び実施の主体となる。
 - ・ いじめの相談・通報窓口を設置する。
 - ・ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有をする。
 - ・ いじめの疑いに係る情報があった場合の、情報の共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携等の対応をする。

5 取組の内容

(1) 未然防止

- ・ 年度初めに、いじめ防止委員年間計画について全教職員で確認する。
- ・ 教師と子ども、子ども同士の信頼関係を構築するとともに、子ども一人一人のよさを伸ばす取組を行うことで、居場所づくり、絆づくりを行い、子ども一人一人に居場所のある温かい学級づくりを推進する。
- ・ 道徳教育、人権教育、国際理解教育等を充実するとともに、保護者や地域住民への啓発活動を行う。
- ・ 学級活動や児童会活動などで、児童自らがいじめに関する課題に対し、主体的に考える機会を設定する。
- ・ 外部委員をメンバーに含めた「いじめ対策委員会」の定例会を年2回を開催する。また、重大事態が発生した場合や校長が依頼した事案がある場合は、随時開催する。
- ・ 教職員研修を年2回実施し、教職員の資質の向上を図る。
- ・ 家庭訪問、電話連絡、学校・学年だより、ホームページなどを通じて家庭との緊密な連携・協力を図る。

(2) 早期発見

- ・ 6月，11月，2月をいじめ防止月間と定め，児童への啓発とともに子ども向け生活アンケート，全児童対象の教育相談などを実施し，早期発見に努める。
- ・ 保健室，相談室等の利用及び電話相談窓口の周知等による悩んでいる児童が相談しやすい体制を整備する。
- ・ 教職員全体で，いじめに関する情報を共有する。

(3) 早期対応

- ・ いじめ防止委員会等を活用し，いじめの事実確認と原因究明をする。
- ・ いじめが発生した場合，関係職員を招集し対応を検討する。
- ・ いじめられた児童及びいじめを知らせた児童の安全を確保する。
- ・ いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- ・ 教育的配慮のもと，いじめた児童への指導を行う。
- ・ いじめを見ていた児童が自分の問題として捉えられるように指導する。
- ・ いじめられた児童の保護者に対する支援をする。
- ・ いじめた児童の保護者に対し家庭での指導に関する助言を行う。
- ・ 保護者会の開催などにより保護者との情報共有を図る。
- ・ いじめと思われる事案が発生した場合，関係機関と連絡を密にして，解決に取り組む。
- ・ 教員向けのいじめ対応マニュアルを作成する。

(4) 重大事態への対応

- ・ 見守り体制を整え，いじめられた児童の生命・安全を確保する。
- ・ スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカー，養護教諭等と連携し，いじめられた児童の心のケアを図る。
- ・ いじめ対策委員会を招集し，事実関係を明確にするための調査の実施又は福島市及び福島市教育委員会が行う調査への協力をする。
- ・ 教育的配慮のもと，毅然とした態度でいじめた児童への指導を行う。
- ・ 福島市教育委員会に報告する。
- ・ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については警察との連携を図る。

いじめ対策委員会 設置要項

1 設置の趣旨

いじめは人間の心を傷つけ、最悪の場合命まで奪ってしまう、人間として絶対に許されない行為である。いじめの未然防止と根絶を図るためには、校長の責任のもと、学校と保護者・地域が連携を取り合い、断固とした姿勢で取り組むことが必要と考え「いじめ対策委員会」（以下「委員会」とする）を設置し、児童への安全把握義務の徹底を図るようとする。

2 委員会の組織運営

- ① 校内委員は「校長・教頭・教務・生徒指導主事」とする。
- ① 校外委員は「学校評議員」とし、年2回の定例会を実施する。
- ③ 委員会の責任者は校長とし、委員会の進行は教頭が行うものとする。
- ④ 「いじめ対策委員会」は、主としていじめに関する情報交換と問題処理について協議を行う場とする。
- ⑤ 重大事態の発生など、緊急を要するいじめ等の事案が発生した場合は、早急に委員会を招集するとともに市教委と連携し、必要に応じて校外委員以外の第三者も委員会に加え、情報収集・調査に当たる。

3 活動内容

- ① 校外委員は、いじめ（学校内外を問わない）に関する情報を収集する。なお、場合によっては、いじめの事案に限らず学校への連絡・要望等も併せて報告する。
- ※ 「いじめの事案に限らず」とは
児童虐待的な家庭、児童の問題行動（万引・放火・公共物へのいたづら）、学校内外の安全指導、学級担当への問題行動撲滅に向けての要望等、を指す。
- ② 校外委員からの情報によるいじめ等の事案については、学校側担当者が早急に該当担任に連絡し、事実確認のための調査と今後の対応について協議し、早期解決に努める。
 - ③ いじめ等の事案について知り得た個人情報には外部に漏れないようにする。
 - ④ 情報内容によっては、冷やかしの事案も予想されるが、該当児童が「いじめ」と感じている内容については、取り上げるようにする。なお、中学校・高等学校など本校以外のものとの関連や学校管理下外の活動で発生した事案についても取り上げるようにする。
 - ⑤ 校内委員、中でも生徒指導主事は、月ごとの職員会議の「生徒指導について」の中で、情報収集やいじめのチェック、いじめについての研修等について教職員間の共通理解と実践について話し合い、早期発見に努める。